

令和 6 年

第 2 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 6 年 3 月 8 日

閉会：令和 6 年 3 月 13 日

福岡県東峰村議会

令和6年 第2回東峰村議会定例会

招集年月日 令和6年3月8日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和6年3月8日 9時30分
議長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和6年3月13日 11時27分
議長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	城 辰也	ふるさと推進課長	岩橋 俊典
農林建設課長	白井 耕平	災害対策室長	前田 光輝
住民福祉課長	樋口 修一	教育課長	國松 直美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	坂本 浩志		

村長提出議案の題目

承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）
議案第 4号	東峰村自家用有償旅客運送条例の制定について
議案第 5号	東峰村テレワークテラス宝珠設置条例の制定について
議案第 6号	東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号	東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号	東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について
議案第 9号	東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について
議案第10号	東峰村ほたる館の指定管理者の指定について
議案第11号	令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第10号）
議案第12号	令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）
議案第13号	令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第5号）
議案第14号	令和6年度東峰村一般会計歳入歳出予算
議案第15号	令和6年度東峰村簡易水道事業会計予算
議案第16号	令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
議案第17号	令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算
議案第18号	東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)

2番 樋口朗議員 3番 佐々木孝議員

第2回 東峰村議会定例会会議録

令和6年3月8日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和6年 第2回東峰村議会定例会議事日程

令和6年3月8日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号） |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 東峰村自家用有償旅客運送条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 東峰村テレワークテラス宝珠設置条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 8号 | 東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第 9号 | 東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 東峰村ほたる館の指定管理者の指定について |

- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 5 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 5 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算
（第 3 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 5 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予
算（第 5 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 令和 6 年度東峰村一般会計歳入歳出予算
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 令和 6 年度東峰村簡易水道事業会計予算
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 6 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、令和6年第2回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページ、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 樋口朗議員、3番 佐々木孝議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和6年第2回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る2月27日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、専決処分承認が1件、条例の制定が2件、条例の一部改正が3件、指定管理者の指定が3件、令和5年度の補正予算が3件、令和6年度一般会計・特別会計の当初予算が4件、合計16件の議案が予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日8日から15日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に6名の議員の一般質問を予定いたしております。</p> <p>当初予算については、予算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。</p> <p>最終日に、議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日8日から15日までの8日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、3月8日から3月15日までの8日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>

議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、令和6年第2回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、冒頭に、2月15日に報道を発表いたしました後期高齢者医療保険料の還付金の未払いが発覚した件につきましては、関係者の皆様大変ご迷惑をおかけするとともに、村民の皆様の信頼を損ねることとなり、心よりお詫びを申し上げます。</p> <p>この件で、通知書送付を怠り、併せて事務事業費の支払いの放置、上司などへの虚偽報告などを含め18件の不適切事務が確認された職員への懲戒処分についても、責任者として謝罪申し上げますとともに、現在、課内での情報共有を図り、指示だけでなく、必ず確認を行うことで、このようなことが二度と起きないよう指導、指示を行っております。全力で皆様の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いたします。</p> <p>また、アクアクレタ小石原の運業者の破産による閉鎖につきましても、皆様大変なご不安をおかけしていること、また、その影響により乗合タクシー利用者の電話が変更になるなど、ご不便をおかけしておりますことを、重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>事業者は現在破産手続き中ですので、一日も早い解決と引き渡しを受け、再開に向け準備を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>乗合タクシーについては、2月よりスマホなどを利用して、24時間予約できるシステムを導入し、皆様の便利な移動手段として充実を行っているところですが、西鉄バスより杷木から宝珠山、小石原路線の廃止について申し入れがなされました。深刻なドライバー不足による路線バス運行の見直しという説明はありました。</p> <p>村としては、将来的な乗合タクシーの村外への延伸についても検討していたところではありますが、この申し入れにより、村としての地域交通網の整備を行い、期日までに手続きが間に合うかどうか現時点では分かっておりませんが、今後状況が分かり次第皆様にお知らせし、利用している方にご不便をおかけしないようにしなければならないと思っております。</p> <p>さて、本定例会に当初予算を上程させていただいておりますが、昨年7月に発生した梅雨前線豪雨を受けた、災害復旧費約8億円を含む48億3,600万円余りの予算となっております。</p> <p>令和6年度は、暮らしやすい村づくりに向けた政策を実施します。</p> <p>まず、「自然・伝統・文化を生かした魅力あるものづくり」といたしましては、産業振興として、土壌診断の効果的実施や米の食味計の導入によるうまい米づくりの推進等を行い、農林業振興協議会の活動の充実を図ることとしております。</p> <p>また、デジタル通貨1年目の実績と反省を踏まえ、さらに便利に使いやすくし、当たり前に見えるように戦略を進めてまいります。</p> <p>地域コミュニティ、集落自治組織の考え方に、農地や農村風景を守る農村RMO、地域運営組織の考え方も加え、来年度本格的に地域の皆さんとともに、仕組みづくりを行いたいと思っております。</p> <p>「美しく安全で暮らしやすい村づくり」では、日田彦山線沿線地域振興の取り組みとして、BRT沿線景観整備、3駅の周辺整備事業として宝珠山駅のリノベーションと大行司駅の利便性向上と安全確保のための事業を行います。</p>

宝珠山駅の周辺整備と筑前岩屋駅の整備は7年度以降になりますので、6年度にしっかりと地域でのコンセンサスを得られるよう実施設計に取り組みます。

また、地域交通として、特徴的なデザインのEV自動車の導入により、観光客の需要も掘り起こす魅力ある乗合タクシーとすることとしており、自動車のデザインには水戸岡鋭治氏にお願いすることとしております。

村道整備は、長年地元の懸案であった紙屋延田線の設計が終わりましたので、6年度に工事に取っかかります。

また、新規事業ではありませんが、これまで労務班事業として「美しい村づくり」と「林道維持」で別に計上し、使い勝手が悪かった予算を「美しい村づくり事業」に統一いたしました。

「高齢者等にやさしく、子育てしやすい村づくり」では、高齢者の移動支援がデジタルで便利になるよう外出支援タクシーと福祉タクシーのほぼびペイによるデジタル化を行います。最初は戸惑うかもしれませんが、デジタルが当たり前になる仕組みを作ってまいります。

医療介護では、ここ数年、医療費も介護保険給付費も県内で最上位で推移しており、健康寿命を延ばす取り組みや、より分かりやすい相談体制の構築を社協とともに考えてまいります。

「愛する心をはぐくむ人づくり」では、教育・子育てとして、すでに先行実施している小中学校の給食費の全額補助による無償化と公会計化の継続、子ども医療の18歳、高校生までの無償化の拡充の10月実施に向けての準備を行います。

学園の給食も新たに委託事業者による提供が始まります。おいしく安全であったかい給食の提供、食育の推進をさらに図ってまいります。

「住民主役・行政と協働の持続可能な村づくり」については、先ほども述べましたが、5年度に取り組むとしていた地域コミュニティ協議会、住民自治組織の設置の取り組みができておりません。職員向けの研修会や農林業振興大会でのパネルディスカッションなどを行いました。農村RMOについての視点も加え、集落自治を実現するために引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

定住促進として、単身向け住宅を8戸建設し、併せて、村が借りている民家を移住者向け住宅として紹介できるようにしたいと考えています。

さらに、子育て世帯を対象とした中期滞在型住宅、自分はファミリー山村留学と言っておりますが、極端に言えば、子育ての期間のみ入居でき、永住希望の世帯は、空き家バンクや新築世帯に対する補助などを整備し、移住から定住に繋がる仕組みづくりを作りたいと考えているところであります。

実際にはたくさんの事業がありますが、令和6年度だけでなく、短期的・長期的視点を織り交ぜながら事業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、本定例会に執行部から提案しております各議案等について、説明を申し上げます。

本定例会には、専決処分の承認について1件、条例の制定について2件、条例の一部改正について3件、指定管理者の指定について3件、補正予算3件、当初予算4件、合計16件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、戸籍法に基づく事務に係る改正規定が令和6年3月1日から施行されることに伴い、東峰村手数料条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求

めるものであります。

議案第4号、東峰村自家用有償旅客運送条例の制定につきましては、交通空白地における村民及び観光客等の交通手段を確保するため、道路運送法第78条の規定に基づき整備する自家用有償旅客運送について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき条例の制定を行うものであります。

議案第5号、東峰村テレワークテラス宝珠設置条例の制定につきましては、情報通信技術の活用による新たな起業・就労機会の拡大を図り、村内への移住促進に寄与するため、また、村民等に情報通信技術を活用できる場所や知識・技能を提供することにより、村民生活の質の向上と地域の活性化を図るためテレワークテラスを設置しておりますので、その設置及び管理の条例の制定を行うものであります。

議案第6号、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の改正に伴い、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

議案第7号、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

議案第8号、東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第9条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第9号、東峰村岩屋キャンプ場山村広場の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第9条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第10号、東峰村はたる館の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第9条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第11号、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,202万5千円を減額し、歳入歳出総額を55億7,442万1千円とするものです。

歳出の主なものでは、通常事業の実績による減額などで、一般管理費では人件費など5,801万5千円、地域おこし支援事業費4,574万2千円、移住・定住対策事業費710万7千円、児童措置費210万円、在宅老人福祉費266万3千円、災害救助費251万2千円、予防費573万3千円、環境衛生費1,964万7千円、小石原診療所費465万円、母子保健事業296万8千円、健康増進事業費329万円、農業振興対策費2,666万8千円、農村環境整備事業600万円、農山村活性化事業費660万円、水源かん養事業1,898万7千円、商工振興費376万9千円、観光事業費513万円、観光施設管理費500万円、美しい村づくり事業費1,000万円、東峰村簡易宿泊施設費446万1千円、土木総務費2,578万8千円、住宅費330万円、住宅建設事業費782万円、非常備消防費577万8千円、スクールバス管理運営費362万5千円、災害復旧総務費1,684万3千円、農地・農業用施設災害復旧費1億3,125万円、地域防災がけ崩れ対策事業4,964万円などをそれぞれ減額しております。

増額としては、ふるさと基金積立3億2,000万円、すこやか子育て基金積立金8,000万円、公共土木施設災害復旧費2,999万円などを計上しております。

歳入としては、総務費国庫補助金、災害復旧国庫補助金、ふるさと基金繰入金、災害復旧事業債などを増額し、事業減に伴う国県補助金や財政調整基金繰入金などを減額し

ております。

議案第12号、令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出総額を8,271万円とするものです。

歳出では、国道消火栓嵩上げ工事費150万円を減額しております。

歳入としては、繰入金を減額しています。

議案第13号、令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第5号）につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、新型コロナワクチン接種対策事業74万6千円を計上しているものであります。

議案第14号、令和6年度東峰村一般会計歳入歳出予算につきましては、当初予算の対前年比18.9%、7億6,818万円増の48億3,692万8千円といたしました。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

村税は、法人税419万円の増額、固定資産税331万8千円の減額、森林環境譲与税504万6千円の増額、その他の地方譲与税につきましては前年並み、地方消費税交付金169万1千円の減額、地方交付税につきましては、国が行政サービスを安定的に供給できるよう地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を上回る額を確保する方針により、1億1,280万8千円増の17億5,513万9千円を見込んでおります。

農林水産業分担金308万円の減額、農地・農業用施設災害復旧費分担金390万5千円の増額、総務使用料365万1千円の増額、国庫補助金につきましては、各種事業規模に応じまして3億1,377万7千円の増、県補助金につきましても2億3,384万7千円の増、ふるさと納税については、前年並みを見込んでおります。

基金繰入金1億4,964万5千円の増、繰越金287万円の増、雑入につきましては、光ケーブル移転補償費等の減額により302万6千円の減、村債につきましては、土木債1億6,180万円の増、災害復旧事業債1億3,140万円の増、村債全体では2億8,477万2千円の増額となっております。

財政状況を的確に分析しながら、着実な事業の遂行を行いたいと考えております。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、議会費は、前年比0.6%減の4,657万3千円を計上しております。

総務費は、前年度比26.3%増の16億7,107万2千円。コミュニティ協議会検討委員会運営委託に関する経費として650万円、個人情報保護法システム点検監査業務530万2千円、公金取扱手数料の有料化に伴い327万3千円、土地購入費204万8千円、総合計画・総合戦略策定費1,276万円、BRT事業関連委託費6,469万9千円、駅周辺整備関連工事費1億9,044万4千円、地域の特産品開発事業1,114万9千円、EV車両導入7,000万円、防犯灯設置工事費1,545万円、地域おこし協力隊事業7,342万4千円、地域活性化起業人1,200万円、DX推進事業費991万6千円、ふるさと納税返礼品等経費2億971万1千円などを計上しております。

民生費は、前年度比3.8%増の5億9,205万4千円。障害者福祉費1億403万1千円、集落支援事業費1,517万3千円、児童福祉費1,718万2千円、外出支援タクシー672万円などを計上しています。

保健衛生費は2.3%減の2億9万4千円。インフルエンザワクチン接種等の予防費1,126万円、合併処理浄化槽設置費補助1,146万6千円などを計上しております。

	<p>農林水産費は2.9%増の2億6,014万1千円としました。食味分析計購入費693万円、農業振興対策事業支援金320万円、漬物製造業加工所設置費補助金300万円、農地整備実施把握調査測量308万円、畦畔保護工事1,042万3千円、森林環境整備事業3,686万9千円などを計上しています。</p> <p>商工費は31.2%減の1億6,112万円、地域通貨システム事業3,441万7千円、観光事業費2,312万円、美しい村づくり事業2,606万4千円、東峰村簡易宿泊施設費1,291万6千円などを計上しています。</p> <p>土木費は53.5%増の3億9,770万1千円です。小規模治山事業補助金450万円、里山空間保全事業補助金175万円、橋梁点検委託費350万円、橋梁補修工事(釜床橋)1,000万円、村道紙屋延田線道路改良工事5,000万円、河川費1億176万8千円などを計上しています。</p> <p>消防費は75.7%減の1億929万7千円。常備消防費7,097万8千円、高視認性活動服購入400万4千円などを計上しています。</p> <p>教育費では10.1%増の1億5,153万4千円、学校給食調理業務委託1,410万円、文化財保護工事費1,257万6千円などを計上しています。</p> <p>災害復旧費は354.8%増の7億9,323万8千円としました。災害復旧総務費3,992万円、公共土木災害復旧費3億7,326万8千円、農地・農業用施設2億7,965万円を計上しています。</p> <p>公債費は9.5%増の4億3,041万4千円。諸支出金では、簡易水道事業特別会計繰出金として1.0%増の1,869万円といたしました。</p> <p>なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、担当課長からの説明及び質疑応答により、審査のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議案第15号、令和6年度東峰村簡易水道事業会計予算につきましては、令和6年度より公会計となります。収益的収入及び支出につきましては、簡易水道事業収益1億327万7千円、簡易水道事業費用1億88万2千円、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1,603万5千円、資本的支出2,713万4千円を予定しております。</p> <p>次に、特別会計について説明申し上げます。</p> <p>議案第16号、令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比12.5%増の3億5,877万6千円といたしました。</p> <p>議案第17号、令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比4.4%減の3,972万3千円といたしました。</p> <p>議案第18号、東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東峰村立診療所条例第6条に基づく診療所運営委員会の建議を踏まえ、東峰村立鼓診療所を令和6年3月31日付で廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第21までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議 長	日程第6 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長

住民福祉課長	<p>15ページをお願いいたします。</p> <p>承認第3号「専決処分承認を定めることについて（専決第1号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>令和6年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第1号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村手数料条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>令和6年2月19日、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、地方自治法の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、戸籍法に基づく事務に係る改正規定が令和6年3月1日から施行されることに伴い、東峰村手数料条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村手数料条例の一部を改正する条例 東峰村手数料条例の一部を次のように改正する。</p> <p>その下でございますが、東峰村手数料条例の新旧対照表でございます。右側が現行、左側が前述提案理由により法務省の新旧対照表を基にした改正案でございます。</p> <p>17ページから25ページまで列記させていただいております。主な点について、ご説明させていただきます。</p> <p>18ページ中段、除票の写し等の交付について、住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、または第4項が追記されます。</p> <p>19ページ下段でございます。</p> <p>戸籍の附票の写しの交付について、住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項、または第4項を追記されます。</p> <p>20ページをお願いいたします。中段でございます。</p> <p>戸籍抄本、謄本等の広域交付のため、戸籍法第120条の2第1項が追記されています。</p> <p>事前にお渡ししております資料を見ていただきたいと思います。</p> <p>資料の左側でございます。</p> <p>戸籍謄本等の広域交付ということで、基本的には広域交付とはどういうことかと言うと、本籍地以外の市町村の窓口でも戸籍証明書、それから除籍証明書等を請求することができるようになります。本籍地が遠くにある方でも住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できるようになるということでございます。</p> <p>続きまして、21ページをお願いいたします。中段でございます。</p> <p>届書等の情報内容証明書の交付について、交付のため戸籍法の第120条の6第1項が追記されます。こちらは資料の右下側になります。120条の6第1項と書いているところですね。届書等の情報の内容に係る証明書を交付請求が可能となるということでございます。</p> <p>その下でございます。</p> <p>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行としまして、戸籍法第120条の3第2項を加え、1件当たり400円の手数料を加筆いたします。</p> <p>同じく23ページの下段になりますが、除籍電子証明書提供用識別符号の発行とし</p>
--------	--

	<p>て、同条を加筆しまして、1件当たり700円の手数料を加筆いたします。</p> <p>資料としましては、右側の上段になります。戸籍電子証明書提供用識別符号の発行ということで、実際どういうことかということ、パスポートなどの発行申請にあたりましては、申請書と併せまして戸籍電子証明書提供用識別符号を申請先の行政機関のほうに提示することによりまして、申請先の行政機関が戸籍の電子証明書を確認することになりまして、戸籍の証明書のほうがですね、添付が不要になると。オンライン化の手続きが完結されるような状態になるということでございます。</p> <p>25ページをお願いいたします。</p> <p>附則、この条例は、令和6年3月1日から施行する。</p> <p>ただし、別表中住民基本台帳法に係る改正規定は、公布の日から施行する。以上でございます。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第4号「東峰村自家用有償旅客運送条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号「東峰村自家用有償旅客運送条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり制定する。</p> <p>令和6年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、交通空白地における村民及び観光客等の交通手段を確保するため、道路運送法第78条の規定に基づき整備する自家用有償旅客運送について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例の制定を行うものでございます。</p> <p>27ページのほうをお開きいただきたいと思います。</p> <p>こちら東峰村自家用有償旅客運送条例の制定についてということで、条例のほうを書かせていただいております。</p> <p>こちらにつきましては、現在運行しています乗合タクシーにつきましては、有料化をすることに伴いまして、新たに条例の制定をさせていただきたいということでございます。</p> <p>条例の内容でございますが、第1条は、条例の目的となっております。</p> <p>第2条、道路運送法に基づき、自家用有償旅客運送という形で設置をするという旨でございます。</p> <p>それから、第3条、こちら運行区域、国に登録した運行区域となっております、村内全域としております。</p> <p>それから、第4条、運行日、運行する日の規定でして、基本的に毎日運行を行います、年末年始においては運休としているところです。</p> <p>それから、28ページのほうでございますけれども、第5条、運行の制限、天災等運行に支障がある場合は、運行の中止を行うことができるというような規定です。</p> <p>それから、第6条、利用方法、利用者は予め予約を行って利用することというふうにしております。</p> <p>それから、第7条、使用料でございます。徴収する使用料でございますが、29ページの下段の別表のほうをお願いいたします。</p> <p>こちら中学生以上は300円、ただし、村内の65歳以上の高齢者、小学生、障がい者等については半額、それから、その他で未就学児や介助者等については無料というふうにしております。</p> <p>それから、28ページにお戻りいただきたいと思います。</p> <p>第8条、こちら使用料の減免規定、それから第9条、こちら利用者の遵守事項という</p>

	<p>ことで、利用者が守るべき事項でございます。</p> <p>それから、第10条、利用の制限、利用者の行為により、運行に支障等がある場合においては乗車拒否、または降車を行うことができる規定でございます。</p> <p>それから、29ページをお願いいたします。</p> <p>第11条、こちらは損害賠償の規定、それから、第12条、こちらが委任規定というふうになっております。</p> <p>それから、附則としてですけれども、施行期日のほうを令和6年4月1日としているところでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第5号「東峰村テレワークテラス宝珠設置条例の制定について」 担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>30ページのほうをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「東峰村テレワークテラス宝珠設置条例の制定について」 上記条例案を別紙のとおり制定する。</p> <p>令和6年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による新たな起業、就労機会の拡大を図り、村内への移住促進に寄与するため、また、村民等に情報通信技術を活用できる場所や知識、技能を提供することにより、村民生活の質の向上と地域の活性化を図るため、東峰村テレワークテラス宝珠の設置及び管理の条例制定を行うところにしております。</p> <p>31ページのほうをお開きいただきたいと思います。</p> <p>テレワークテラスの条例の内容でございます。</p> <p>第1条、こちらテレワークテラス宝珠の設置規定でございます。</p> <p>それから、第2条、名称及び位置でございますけれども、名称は東峰村テレワークテラス宝珠、位置でございますけど、東峰村大字宝珠山166番地の1、2階というふうになっております。</p> <p>それから、第3条、事業でございます。</p> <p>事業の内容につきましては、情報通信技術を活用した起業、就労機会の拡大、住民、企業からの情報通信技術についての相談、助言等の支援、情報通信技術の普及啓発、その他必要な事項を行うこととしております。</p> <p>続きまして、32ページのほうになりますけれども、第4条は利用の承認、それから、第5条は利用の不承認及び承認の取り消しの規定でございます。</p> <p>それから、第6条、こちらは使用料の規定になりまして、35ページのほうをお願いいたします。</p> <p>こちらのほうは、各部屋の使用料のほうになっております。コワーキングスペースは、1人当たり1時間200円、他の部屋につきましては、1室当たりの単価になりまして、会議室Aが1時間当たり600円、Bが800円、企業ルームは、こちら一月当たりですけど、1万6千円、それから、WEB 会議室は1時間当たり800円、スタジオが1千円となっております。</p> <p>それから、その下段、36ページのほうになりますけれども、こちら機材の使用料になっております。すべて4時間当たりの使用料になりまして、中段のドローン、こちらのほうが500円、それ以外、ノートパソコンやデジタルカメラ等ですね、その他の機材については200円というふうにしております。</p> <p>32ページのほうにお戻りいただきたいと思います。</p>

	<p>第7条は使用料の減免規定、それから、続きまして33ページのほう、第8条が使用料の返還の規定というふうにさせていただいております。</p> <p>それから、第9条、こちら指定管理者による管理ということで、施設の管理を指定管理者に行わせることを可能とした規定を置いております。</p> <p>それから、第10条、こちら指定管理者が行う業務というところで、第3条に規定しています事業、また維持管理、利用の承認、利用料の収受、減免等の業務、こちらを指定管理者に行わせることができるとしております。</p> <p>それから、11条、指定管理者が管理をする場合の利用料を定める規定としております。</p> <p>それから、34ページのほうになりますけど、第2条、原状回復の義務、こちらは利用者が使用後に原状回復を行うというところの規定でございます。</p> <p>それから、13条、損害賠償、14条が必要措置の命令等の規定でございます。</p> <p>それから、15条ですけど、こちら読替規定、指定管理者に管理を行わせる場合、条例の読替を行う規定となっております。</p> <p>それから、16条のほうは、委任規定です。</p> <p>最後に附則でありますけれども、施行期日のほうを令和6年4月1日からというふうにしておるところでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第6号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>37ページをお開きください。</p> <p>議案第6号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和6年3月8日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由、地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の改正に伴い、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>38ページをお開きください。新旧対照表となっております。</p> <p>現行では、会計年度任用職員につきましては、育児休業をしている職員の期末手当等の支給がなされておられませんので、それにつきまして、改正案のとおり、「会計年度任用職員を除く」という文言を外しまして、会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することで、期末手当等の支給ができるようにするものでございます。</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第7号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>39ページをお開きください。</p> <p>議案第7号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和6年3月8日提出、村長名でございます。</p>

	<p>提案理由、地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の改正に伴い、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>40ページをお開きください。新旧対照表でございます。</p> <p>これ第2条につきまして、フルタイム任用職員、パートタイム任用職員ともに、勤勉手当を追加したものでございまして、令和6年4月よりですね、勤勉手当等の支給がなされるものでございます。</p> <p>これらについてのですね、関連した条例改正が41ページ、42ページと続いております。</p> <p>この条例につきましては、令和6年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第8号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>農林建設課長</p>
農林建設課長	<p>44ページをお開きください。</p> <p>東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について</p> <p>次のとおり、東峰村特産物加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第9条第1項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和6年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>指定管理施設の名称及び所在地でございます。</p> <p>名称につきましては東峰村特産物加工施設、所在地につきましては東峰村大字宝珠山4029番地2。</p> <p>指定管理者につきましては、東峰村大字福井2994番地、農事組合法人東峰村農業生産組合でございます。</p> <p>指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>東峰村特産物加工施設の管理運営に関する基本協定書に基づく指定管理期間が、令和6年3月31日をもって終了したため、引き続き令和6年4月からの指定管理者を決めさせていただいたものでございます。</p> <p>説明は以上になります。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 議案第9号「東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>45ページのほうをお願いいたします。</p> <p>議案第9号「東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について」</p> <p>次のとおり東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第9条第1項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和6年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1、指定管理施設の名称及び所在地ですけれども、名称、東峰村岩屋キャンプ場・山村広場、所在地につきましては、東峰村大字宝珠山4171番地、外21筆でございます。</p> <p>指定管理者につきましては、福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山5453番地、一般社団</p>

	<p>法人竹棚田でございます。</p> <p>指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。</p> <p>提案理由としましては、東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が令和6年3月31日をもって終了することから、今回提案をさせていただきますところでございます。以上でございます。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 議案第10号「東峰村ほたる館の指定管理者の指定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>46ページのほうをお願いいたします。</p> <p>議案第10号「東峰村ほたる館の指定管理者の指定について」</p> <p>次のとおり、東峰村ほたる館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第9条第1項の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>令和6年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>指定管理施設の名称及び所在地ですけれども、名称につきましては、東峰村ほたる館、所在地につきましては、東峰村大字宝珠山3071番地。</p> <p>指定管理者につきましては、福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6275番地、宝珠山ほたるを育てる会でございます。</p> <p>指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。</p> <p>提案理由といたしましては、東峰村ほたる館の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が、令和6年3月31日をもって終了することから、今回提案をさせていただきますところでございます。</p> <p>説明は以上になります。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 議案第11号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第10号）」の補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>47ページをお開きください。</p> <p>議案第11号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第10号）」</p> <p>令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,202万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,442万1千円とする。</p> <p>歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。</p> <p>地方債の補正、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債の補正」による。</p> <p>令和6年3月8日提出、村長名でございます。</p> <p>48ページ、第1表でございます。</p> <p>歳入歳出予算補正、歳入の分でございます。</p> <p>分担金及び負担金259万8千円の減額、国庫支出金4,248万4千円の増額、県</p>

支出金1億2,228万7千円の減額、繰入金2,097万6千円の増額、諸収入570万円の減額、村債490万円の減額、合計7,202万5千円の減額で、55億7,442万1千円とするものでございます。

続きまして、49ページ、歳出でございます。

議会費93万円の減額、総務費2億8,548万9千円の増額、民生費987万2千円の減額、保健衛生費3,708万円の減額、農林水産費6,153万2千円の減額、商工費2,836万円の減額、土木費3,690万8千円の減額、消防費476万6千円の減額、教育費1,032万3千円の減額、災害復旧費1億6,774万3千円の減額、合計7,202万5千円の減額で、55億7,442万1千円とするものでございます。

続きまして、51ページ、第2表繰越明許費、総務費でございます。

財産管理一般事業費2,215万3千円、電算事務費3,500万円、光地域情報通信事業150万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業2,093万6千円。

民生費でございます。価格高騰緊急支援給付金事業1,865万円、災害救助費651万7千円、保健衛生費、予防接種事業費20万8千円、災害廃棄物業務費1,600万円。

農林水産費、農業費でございます。農業振興対策事業費447万8千円。

商工費、観光施設管理費2,518万6千円。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁一般経費2,500万円、公営住宅建設事業費187万円。

消防費、消防施設維持管理一般経費2億3,097万7千円。

教育総務費、スクールバス管理一般経費587万5千円、文化財調査費91万9千円。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧一般経費1億5,520万円、農地・農業用施設災害復旧一般経費1億130万円、林道施設災害復旧一般経費3,000万円、地域防災がけ崩れ対策事業2億7,516万円でございます。

続きまして、52ページ、第3表、地方債の補正でございます。

旧合併特例事業債につきましては、右の補正後というところの、限度額2,100万円、下の災害復旧事業債2億2,960万円、公共事業債2,360万円でございます。

続きまして、55ページをお開きください。

歳入の分でございます。

分担金及び負担金、農林水産費分担金、補正額211万の減額でございます。

農地・農業用施設災害復旧費分担金48万8千円の減額。

国庫補助金、民生費国庫負担金79万9千円の減額、11款国庫支出金、総務費国庫補助金1,173万5千円の増額、保健衛生費国庫補助金419万2千円の減額、教育費国庫補助金185万円の減額、災害復旧費国庫補助金3,759万円の増額。

県支出金、民生費県支出金3万3千円の増額、県支出金、総務費県補助金255万円の減額、保健衛生費県補助金269万2千円の減額、農林水産費県補助金1,615万5千円の減額、教育費県補助金10万円の減額、災害復旧費県補助金1億82万3千円の減額。

繰入金、財政調整基金繰入金2億1,902万4千円の減額、ふるさと基金繰入金2億4,000万円の増額、諸収入の雑入570万円の減額。

続きまして、57ページになります。

村債、土木債740万円の減額、災害復旧事業債720万円の増額、小災害復旧事業債50万円の減額、公共事業等債420万円の減額でございます。

続きまして、58ページから歳出になります。ここからは関係する課ごとに説明をさせていただきます。

	<p>まずは58ページ、議会費でございます。議会費93万円の減額。 総務費、一般管理費でございます。5,801万5千円の減額、そして、諸費でございます。95万円の減額、交通安全対策費67万円の減額でございます。 続きまして、60ページをお開きください。 総務費の税務総務費でございます。補正額としまして3億9,941万6千円の増額でございます。内訳につきましては、右に記載のとおりでございます。 続きまして、65ページをお開きください。 9款消防費でございます。非常備消防費577万8千円の減額、消防施設費101万2千円の増額でございます。 以上が、総務企画課関係の歳出の部分でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>住民福祉課長</p>
<p>住民福祉課長</p>	<p>住民福祉課分の歳出でございます 60ページをお願いいたします。 2款2項2目賦課徴収費197万9千円の減額でございます。実績による不用額の減額補正でございますが、特に、法人税の予定申告還付金の減額が大きな要因でございます。 続きまして、3款1項7目障害者福祉費133万5千円の増額でございます。主要因としましては、障害者自立支援給付費の宿泊型自立訓練及び就労継続支援のB型の増額が主な要因でございます。 同じく8目保健福祉センター管理費110万円の減額でございます。主要因としましては、光熱水費の実績による減額補正でございます。 その下、3款2項2目児童措置費210万円の減額、実績による不用額の減額補正でございますが、主要因としましては、3歳から小学生修了前までの児童手当の減が大きな要因でございます。 その下でございます。3款3項1目老人福祉費150万円の減額、こちらも実績による不用額の減額補正でございます。主要因としましては、利用者の減によるものでございます。 その下、4目在宅老人福祉費266万3千円の減額、こちらも実績による不用額の減額補正でございますが、主要因としましては、緊急通報システムの入札減、並びに高齢者移動支援事業の申請者の減による負担金の補助の減額でございます。 その下、5目敬老者記念事業50万円の減額、こちらも実績による不用額の減額補正でございますが、主要因としましては、予定より敬老事業の申請地区が少なかったものによる減額でございます。 続きまして、61ページ、同じく7目でございます。 介護保険対策費83万2千円の減額、こちらも実績による減額補正でございます。 3款4項1目災害救助費251万2千円の減額、実績による減額補正ですが、特に予定より委託作業量の減少によります委託料の減額が大きな要因でございます。 4款1項2目予防費573万3千円の減額、こちらも実績による減額補正ですが、特にコロナ関係の5類への変更によります集団接種が縮小しましたことによる委託料等の減少が主な要因でございます。 その下、3目環境衛生費1,964万7千円の減額、実績による減額補正ですが、主要因としましては、し尿量の減少によりますし尿陸送並びに処理の減、並びに合併処理浄化槽の補助申請の減少によります補助金補助の減が減額の大きな要因でございます。 その下、4目診療所総務費45万円の減、こちらは実績による減額補正でございます。 62ページをお願いします。 5目小石原診療所費465万円の減額、実績による減額補正ですが、主要因としまし</p>

	<p>ては、医薬材料費の減が大きな要因でございます。</p> <p>その下、6目鼓診療所費16万円の減、こちらも実績による減額補正でございます。</p> <p>8目母子保健事業296万8千円の減額、実績による減額補正ですが、主要因としましては、妊産婦の健診者が予定より下回ったために、委託料が減少したものが大きな要因でございます。</p> <p>その下、9目健康増進事業費329万円の減額、実績による額補正ですが、主要因としましては、総合健診受診者が予想を下回ったために、委託料等が減少したものでございます。</p> <p>その下、10目公害対策費18万2千円の減額、こちらは実績による不用額の減額補正でございます。</p> <p>住民福祉課は以上でございます。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>58ページのほうをお開きください。</p> <p>2款1項6目企画振興対策費でございます。120万円の減。こちらBRT関連経費の実績見込みによる減となっております。</p> <p>それから、59ページをお開きいただきたいと思えます。</p> <p>22目光地域情報通信費、こちらは歳入のほうが減になっておりますので、こちらの財源の組替えのみとなっております。</p> <p>それから、26目地域おこし支援事業費4,574万2千円の減、こちら主な原因といたしましては、協力隊、当初予算12名ほど予定しておりましたけども、それより少ない人数で推移をしたところ、それと起業人募集で、こちらのほうが2名予定しておりましたところ、対象者がいなかったというところで減となっております。</p> <p>それから、29目移住・定住対策事業費710万7千円の減、こちら主な要因といたしましては、移住・定住の支援金のほうが予定より少なかったというところになっております。</p> <p>続きまして、64ページのほうをお開きください。</p> <p>7款1項1目商工振興費でございます。376万9千円の減、こちら負担金補助の減というところで、実績見込みによりまして減額となっております。</p> <p>それから、7款2項1目観光事業費513万円の減、こちら主なものといたしましては、岩屋祭りやほたる祭り等、こちらのほうが中止となっておりますので、こちらのほうの減というところになっております。</p> <p>それから、3目観光施設管理費500万円の減、こちら施設の修繕料等になりますけれども、実績見込みによる減となっております。</p> <p>それから、6目美しい村づくり事業1,000万円の減、こちら景観整備に係るものが主でございますけれども、作業料等そちらの実績の見込みにより減額、土地の購入とか移転補償費等もございませんでしたので、そこら辺の減額となっております。</p> <p>それから、9目東峰村簡易宿泊施設費446万1千円の減、9月からオープンをしておりますほうしゅ楽舎に関連する経費でございますけれども、実際の運営見込みの中で減額となっておりますもので、主なものは光熱水費等の減というところが、大きなところになっておるところです。以上でございます。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>65ページをお願いいたします。</p> <p>10款1項教育総務費でございます。</p> <p>1目教育委員会費69万円の減でございます。実績による減でございます。</p> <p>2目教育委員会事務局費25万円の減でございます。こちらにつきましては、実績による減で、特にフリースペースよつばの補助金が、小学生、中学生分の実績がなかった</p>

	<p>ためが主な原因でございます。</p> <p>7目スクールバス運営管理費でございますが、こちらにつきましては、備品購入費としまして、スクールバスの購入費の分が減となっております。362万5千円が減となっております。</p> <p>それから、8目小中一貫教育推進費としまして、委託料の100万円が減となっております。こちらは事業実績で、当初イングリッシュキャンプ事業として当初予算には計上していたところでございますが、APU等の交流事業等に組替えまして事業を行って、実績による減でございます。</p> <p>10款2項3目小学校教育振興費の給食費の負担金補助による22万5千円で、こちらにつきましては、給食費の無償化に伴う減となっております。</p> <p>それから、10款3項2目中学校教育振興費の14万4千円で、給食費の補助としまして、こちらも給食費の2カ月分の無償化に伴う減でございます。</p> <p>それから、10款4項1目、こちらにつきましては、86万3千円の減となっております。実績に伴う減でございます。特に、宝珠山夏まつりのかたらっ祭の補助金が不用となったことが主な原因でございます。</p> <p>それから、2目公民館費でございます。31万7千円の減です。特に、実績に伴うものでございます。</p> <p>それから、5目青少年育成事業費でございます。90万9千円の減となっております。こちらも、いずれも事業の実績に伴うものでございます。</p> <p>それから、67ページをお願いいたします。</p> <p>10款6項3目文化振興費でございます。70万円の減となっております。</p> <p>主なものとして、村内で行う予定であった文化講演会が、経費が実際、村の支出がなかったためでございます。</p> <p>67ページの10款教育費5項保健体育費でございます。</p> <p>1目保健体育総務費でございますが、14万1千円の減となっております。こちらは実績に伴う減となっております。</p> <p>2目保健体育事業費としまして、特にこちらが150万3千円の減となっております。</p> <p>特に、こちらにつきましては、体育事業等の実績により減となっておりますところでございます。</p> <p>それから、3目体育施設管理費でございますが、21万9千円の減となっております。こちらにつきましては、光熱水費が見込みより少なかったというところで減となっております。</p> <p>教育課からの説明は以上でございます。</p>
議 長	農林建設課長
農林建設課長	<p>62ページをお開きください。</p> <p>6款農林水産費1項農業費でございます。</p> <p>4目農業振興対策費2, 666万8千円の減額になります。こちらにつきましては、主にですね、8節、10節、11、12、13節のところですけども、63ページまで続きますが、こちらのところの秋まつりがですね、まず、令和5年7月の災害によって中止となったところでの減額となります。</p> <p>それから、同じくですね、4目農業振興対策費の14節工事請負費でございますが、こちらにつきましては、有害鳥獣の防護柵設置についてですね、地元からの要望に対して、施工距離が短くなったということでの減額となっております。</p> <p>続きまして、18節負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、一番上の新規就農支援金192万円の減、それから3番目のところですね、新規就農者育</p>

成総合事業150万円減ということで、342万円の減額となります。

それから、同じ項目ですけれども、18節の上から2番目ですね、農業振興対策事業支援金の災害というところで、こちらにつきましては、平成29年で被災した農業用倉庫の再建を考えておったんですけれども、こちらもちよっと他工事の関係ですね、本年度施工できなかったということで減額させていただいております。

それから、下から2番目、農業用機械・施設災害復旧補助金ということで、こちらにつきましても令和5年度ですね、福岡県農業振興対策事業費に係る補助金について取り下げ等が発生しましたので、減額させていただいております。

それから、一番下でございますけれども、漬物製造加工施設設置補助金ということで、こちらは見込んでおったところがですね、実績が減ったということでの225万円の減ということで、トータルですね、減額となっております。

それから、6目農村環境整備事業費600万円の減でございます。こちらにつきましては、区画整理事業の部分の実施ができなかったことですね、その1,000万円の減、それから、ため池の耐震の評価をやっておりますが、そちらのボーリング調査等の実績変更の増という形で400万円の増となっております。

それから、17目農山村活性化事業費660万円の減でございますが、こちらにつきましては、ライスセンターのほうに導入する車両費につきまして、今年度ですね、納入ができないという状況に、メーカーの関係ですね、納期が遅れるということでございましたので、その分の減額を補正させていただいております。

続きまして、引き続き63ページの6款農林水産費の2項林業費でございます。

1目林業総務費でございます。85万円の減でございますが、こちらにつきましては、有害鳥獣の駆除の補助金について、こちらが本年度少し見込みよりも少なかったということで、減額させていただいております。

それから、林業振興費1,898万7千円の減、こちら水源かん養事業ということで、森林の伐採とか造林等の部分ですけども、災害等により実施できなかったところがございまして、減額という形になっております。

それから、3目林道総務費142万7千円の減でございます。こちらにつきましては、治山林道の整備に伴う協会費がございまして、そちらの部分で工事量の減に伴う協会費の減となっております。

それから、7目絆の森整備事業でございますが、こちらにつきましては100万円の減でございますが、下草刈りですとか間伐等の実績の減になります。

引き続きまして、65ページでございます。

8款の土木費でございます。

1項土木管理費、1目の土木総務費2,578万8千円の減となります。こちらにつきましては、18節の負担金補助及び交付金ということで、小規模治山の補助、あと里山空間保全事業の補助金、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金ということでありますが、こちらについて補助申請が少なかったということでの減額となっております。

それから、8款土木費の4項住宅費でございます。

1目住宅費330万円の減額でございます。こちらについては、12節委託料ですね、こちらの部分で、住宅建設におけるPFI導入の可能性の検討の結果ですね、今回の住宅建設におきましては、PFI方式による建設を行えないということにしたもので、減額させていただいております。

それから、2目住宅建設事業費でございますが、782万円の減額でございます。こちらにつきましては、住宅の設計においてですね、当初算定よりも設計委託費が少額となったということで減額させていただいております。

農林建設課からは以上になります。

議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>67ページをお願いします。</p> <p>11款1項1目災害復旧総務費です。1,684万3千円の減額です。</p> <p>内訳としまして、12節委託料784万3千円の減、技術支援業務委託費の減によるものです。</p> <p>13節使用料及び賃借料400万円の減、必要事務機器の見直しによるものです。</p> <p>14節工事請負費500万円の減、5年度残土処理場の整地工事を終了するようにしていましたが、終了しなかったための減額になっております。</p> <p>続きまして、2目公共土木施設災害復旧費2,999万円の増額です。</p> <p>内訳としまして、12節委託料で測量設計委託、単災・小規模分3,000万円、測量設計委託R5査定分3,600万円となっており、12月の議会時では金額が確定していなかったために、今回6,600万円の増額をさせていただいております。</p> <p>14節工事請負費3,601万円の減額です。R5一般単独災害復旧工事ですが、補助の対象とならない被災箇所が改めて分かりましたので2,009万円の増額、R5村単独災害復旧工事、起債対象外ですが、工事を応急に対応したもので、精査した結果1,200万円の増額でございます。</p> <p>続きまして、R5災害復旧工事ですが、査定を受けまして、令和5年度の国の補助の割り当てがあり、6,810万円の減額です。</p> <p>続きまして、3目農地・農業用施設災害復旧費です。1億3,125万円の減額です。</p> <p>内訳としまして、12節委託料3,840万円の減額です。災害査定に伴う測量設計委託料3,600万円、増高申請に伴う事務事業委託料240万円の減額をしております。</p> <p>14節工事請負費7,500万円の減額です。H29災害復旧工事、屋椎地区の2カ所の工事ですが、本迫川の砂防工事の関係で発注できなかった分1,000万円の減額をしております。</p> <p>また、起債対象工事及び農業用施設災害復旧事業については、精査を行い2,500万円の減額です。</p> <p>R5災害復旧工事については、査定を受けまして、今年度発注分を精査しまして4,000万円の減額をしております。</p> <p>また、18節負担金補助及び交付金については、申請及び相談分を精査し1,785万円の減額です。</p> <p>続きまして、4目林道施設災害復旧事業費については、予算の組替えを行っております。一般財源380万円から予算の組替えを地方債のほうに充てさせていただいております。</p> <p>6目地域防災がけ崩れ対策事業費については、国の割り当てが令和5年度85%、令和6年度が15%の予算配分となったため、15%にあたる工事費4,644万円の減額になっております。</p> <p>災害対策室からは以上でございます。</p>
議 長	議会事務局長
議会事務局長	<p>58ページをお開きください。</p> <p>1款1項1目議会費93万円の減額補正でございます。</p> <p>内訳といたしまして、7節報償費20万円の減、議員定数調査特別委員会に係る講師謝金の不用額でございます。</p> <p>続きまして、8節旅費48万円の減、議員の視察研修及び合同要望活動に係る旅費の不用額でございます。</p> <p>12節委託料25万円の減、会議録作成及び議会広報紙作成に係る委託料の不用額で</p>

	<p>ございます。 議会事務局からは以上です。</p>
休憩	
議長	<p>11時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時08分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時15分)</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 議案第12号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について」 補足説明を担当課長に求めます。 農林建設課長</p>
農林建設課長	<p>69ページをお開きください。 議案第12号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)」令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,271万円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和6年3月8日提出、東峰村長名でございます。 70ページをご覧ください。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。 5款繰入金、1項繰入金、補正額150万円の減額で3,025万3千円。 歳入合計が8,271万円となります。 71ページをお開きください。 歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正額150万円の減額、5,570万1千円。 歳出合計8,271万円でございます。 74ページをお開きください。 歳入、5款繰入金、1項繰入金、1目で補正額150万円の減額、1節の繰入金でございます。 75ページをお開きいただきまして、歳出でございます。 1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費、補正額としまして150万円の減額でございます。 14節の工事請負費において、国道の小河川の嵩上げ工事を3カ所実施予定でしたが、災害によりまして施工を延期させていただきましたので、減額させていただきました。 説明は以上になります。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第13号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第5号)について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>76ページをお願いいたします。 議案第13号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第5</p>

	号)』 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 繰越明許費、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。 令和6年3月8日提出、東峰村長名でございます。 77ページをお願いします。 第1表、繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費、事業名といたしまして、一般管理一般経費、新型コロナワクチンの接種対策事業費の関係の繰越しでございます。金額74万6千円。 以上でございます。
日程第17～ 日程第20	
議長	日程第17 議案第14号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出予算」 日程第18 議案第15号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計予算」 日程第19 議案第16号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」 日程第20 議案第17号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」 は、一括議題とします。 6番 高橋弘展議員
6番	動議を提出します。 日程第17 議案第14号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出予算」 日程第18 議案第15号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計予算」 日程第19 議案第16号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」 日程第20 議案第17号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」 は、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することを望みます。
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	ただ今の高橋議員の動議に賛成いたします。
議長	ただ今、高橋弘展議員より動議が提出されました。 令和6年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することを望むということでございます。 この動議は、1人以上の賛成がありますので成立いたしました。 お諮りいたします。 ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成される方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、令和6年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。 6番 高橋弘展議員
6番	動議を提出します。 予算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦したいと思っております。
議長	5番 梶原伯夫

5 番	ただ今の高橋議員の動議に賛成いたします。
議長	<p>ただ今、高橋議員より予算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦するとの動議が提出されました。</p> <p>この動議は1人以上の賛成者がありますので成立をいたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、黒川隆康議員が予算審査特別委員会の委員長に、大蔵久徳議員が副委員長に選出されました。</p>
日程第21	
議長	<p>日程第21 議案第18号「東峰村立診療所の条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>別にお配りしました議案第18号をご覧くださいと思います。</p> <p>議案第18号「東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和6年3月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、東峰村立診療所条例第6条に基づく診療所運営委員会の建議を踏まえ、東峰村立鼓診療所を令和6年3月31日付で廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>裏のページをご覧くださいと思います。</p> <p>東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。</p> <p>左側でございます。現行に東峰村立鼓診療所、位置としまして東峰村大字小石原鼓3784番地の1につきまして、改正後こちらのほうを削除するということでございます。</p> <p>附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。以上でございます。</p>

日程第5	
議長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は、6名の議員より提出されております。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁の時間を含め持ち時間は1時間以内となっております。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>2番 樋口朗議員の質問を認めます。</p> <p>2番 樋口朗議員</p>
2番	<p>私は、今回、4件の質問をさせていただきます。</p> <p>まず、行政懇談会についてです。</p> <p>東峰村ではコロナ禍が明けて、令和4年度に久しぶりにすべての地区で行政懇談会が開催され、その後、広報誌に行政懇談会の協議の結果が掲載されていました。</p> <p>しかし、令和5年度は、区長から出前村長室に変わったので、何か村に要望があれば出してくださいとチラシが回ってきて、出前村長室に変更したことが分かりました。今回、出前村長室に変更した理由を村長に伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>今回、出前村長室という形で、初めての試行という形でさせていただきました。</p> <p>これまでは各地区を巡回する行政主体と言いますか、そういう形での行政懇談会を実施してきたところでしたが、実態として、やはり年々参加者がどうしても少ないという実情がございました。</p> <p>それで、今回新たな取り組みといたしまして、村民の皆様と村長でございます私、直接語り合う場としてですね、村から日程を決めるのではなくて、地区常会等ですね、地区の皆様が集まる時に、貴重なお時間をいただく形にはなりますが、おじゃまさせていただいて、村政の報告やさまざまな意見交換を行う場としてですね、行うものとして始めたものでございます。ぜひ、橋渡ししていただきたいなと思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>すべての役場職員は、村民一人一人の生活が少しでも向上し、東峰村に住むことの幸せを実感していただくために仕事をしています。その住民と直接顔を合わせ、村の現状や将来についての報告、質疑、意見交換ができるのが行政懇談会で、1年に一度の大切な機会です。地元から要望があったときに村長が出かけることは良い事だと思いますが、今年の実績は、今日でまだ2件目だと聞いています。</p> <p>村内すべての15地区を区別することなく訪ねるのが行政の基本だと思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>村内くまなくというのは、当然のことだと理解しているところでございます。</p> <p>現実として、各地区を回らせていただいても、やはり常会であれば各世帯一人ずつとか来られますけど、なかなか集まりが悪いという状態の中で、新しい試みとして取り組まさせていただいた分でございますので、この件について、ちょっと今ですね、各区長さんには、そういう常会とかの呼びかけで出前村長室の分を電話でやっております。</p> <p>また、3月は役員の改選等で結構時間がかかるということで、また年度が変わって改めてやろうかなというお話も伺っておりますので、今回についてはですね、この事業を執行行わさせていただいて、その効果等もですね、検証したうえで、どういう形</p>

	<p>がいいのかというのは、また、今後検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>私は、区長から出前村長室のチラシが届いたので、この変更を知りましたが、大行司地区以外の議員はほとんど知りませんでした。</p> <p>議員は、地域住民の考え、意見、要望などを知ることが大切な仕事の1つです。移動村長室への変更は事前に議会にも説明してもらいたかったと思いますが、ありませんでした。今回の変更を議会に説明しなかった理由を、村長に伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>今回の変更と申しますか、新しい取り組みにつきましては、区長会のほうで、10月開催の第5回でございましたが、出前村長室の実施についてご説明を申し上げ、その導入をですね、決定というか始めたものでございます。それぞれ区長さんのほうですね、1回チラシでご案内はしてたというふうに記憶しております。</p> <p>議員さん、先ほど指摘されたような議会への説明ということについては、今回の分について、ちょっとその認識がありませんでした。説明について、することによって議員さんの理解を深めるといふ部分についての、理解と配慮が足りなかった部分については反省しておりますが、しなければいけないというところでは、なかったというところで認識していたというところがございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>村長の答弁の中で、住民の集まりが悪かったという意見がありましたけど、これは、住民の責任ではなく、すべては行政側が責任を持って集める工夫をしていただかなければならないと思います。</p> <p>令和5年度の行政懇談会は、村長や各課長から村民に説明する項目がたくさんあり、20ページの立派な資料を配布しました。令和5年度に行政懇談会を開催しないのは、村から村民に直接伝えることがないからでしょうか。</p> <p>昨年7月に九州北部豪雨に匹敵する豪雨があり、多くの災害がありました。私は、被災者支援、災害復旧、防災、緊急避難、財政状況、BRT開業、住宅政策など、住民に直接伝えるべきものがたくさんあったと思いますが、村長は何もなかったと思ったのか、伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>昨年度、令和4年度の行政懇談会については、地域コミュニティについての取り組みを重点的に進めたいということで、その部分について、特にご説明を申し上げたところがございます。</p> <p>行政懇談会にしても出前村長室にいたしましても、目的は、村政に対する住民の皆様からのご意見やご助言を拝聴するために実施しているというふうに思っておりますので、村から説明があるかないかという部分については、時期等もでございます。</p> <p>懇談会のときに説明することもありますし、さまざまな機会でも説明、情報をお伝えするということもございますので、行政懇談会をやらないから情報がないのかという話については、全く自分としては理解ができない質問だなというふうに思っております。</p> <p>村全体に知らせなければならぬ情報につきましては、さまざまな媒体を使ってですね、お知らせをしているものというふうに、自分としてはですね、理解をさせていただいているところがございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>来年度以降、私は、行政懇談会をぜひ開催してもらいたいと思います。その際、事前に地区の要望や質問を聞いておけば、関心も高まり参加者も増えるのではないでし</p>

	<p>ようか。</p> <p>なぜ、今、出前村長室の要望が少ないのか。それは、区長の業務が多く、地区と村長の日程調整も大変です。行政懇談会は全職員の日程調整を村がしますので、区長の負担が軽くなります。出前村長室は行政懇談会を補完するものだと思います。来年の行政懇談会の実施について、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>各地区の現状や要望に応じまして、本当に知りたい情報や疑問点、直接村民の皆様と語り合って意見交換をする。これは非常に大事なことだというふうに思っております。</p> <p>行政懇談会また出前村長室、いろんな形はあると思います。それで、行政懇談会で、人を集めるのは行政の責任、それはもう当然のことだと思っておりますが、やはり限界があるということで、一昨年もそうですけど、行政懇談会を行ったときに、ものすごく集まりのいい地区と少ない地区というのはございました。現実として。</p> <p>それは、行政懇談会は行政がするから区長さんの負担というものでもなくて、やはり行政との懇談の場を持つということで、区長さんがそれぞれ、やっぱり住民の方に「あるから集まって」とかいうことをやったり、チラシを区長独自で作っていただいたりとか、そういうことをした部分もありましたので、やはり区長さんとの連携の中で、やはり参加率を上げるということは、しなければいけないというふうに思っております。</p> <p>行政懇談会については、実施しないということではなくて、ただ、2回も3回もやると、やはり住民の方も参加に対する負担もございますので、そういう部分については、全体的なスケジュールの中で、実施の開催の内容については、決めさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>先ほども言いましたように、やはりすべての住民を対象にしたものは、最低年1回は、私は必要だと思います。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>次に、BRT 大行司駅周辺整備事業について、質問します。</p> <p>このページの質問通告書の一番下、「駅前広場はどのように整備するか」についてですが、2月27日の大行司駅説明会で、トイレ、駐車場、駐輪場、転落防止柵、照明施設などの説明がありましたので、この質問は終わったことにします。</p> <p>大行司駅周辺整備の各種経費は、予算書が議会に提出された後、担当課に尋ね、トイレの合併浄化槽は5人槽で、設計監理費、建設費は、全体の駅前広場整備費の合計5,500万円に含まれています。</p> <p>2月27日の大行司駅説明会で配布した資料には、駅に向かって左側にある東屋と総合案内サインを撤去して、トイレを新設する計画図が掲載されていました。</p> <p>しかし、トイレを計画した場所のすぐ裏に民家があり、当然玄関もあり、住民が365日生活する場所です。そのような場所に村がトイレを整備することは、そこに住む人に対して大変失礼なことです。</p> <p>計画書に、外観は駅の景観を損なわないものとありますが、もっと大切なことは、住宅のすぐそばにトイレが建設される住民の感情を損なわないことです。</p> <p>私は、駅舎右側のJRの土地を取得し、そこに現在の駅舎に繋げてトイレを整備すれば、住民に嫌な思いをさせることもなく、東屋を壊す必要もなく、駅舎から棟続きで雨にぬれる心配もありません。</p> <p>このJRの土地は、昔鉄道時代に機械を置いていた場所で、近年は何の施設もなく更地になっていて、鉄道がBRTになった今、JR九州にとって、必ずしも手放せな</p>

	<p>い土地だとは思いません。ぜひ、村が用地交渉をして、取得していただきたいと思います。</p> <p>私は、この計画を知って、すぐにトイレ建設予定地裏の住民と面会しました。</p> <p>するとトイレ整備のことは、コンサルタントや役場から何の連絡もなかった。トイレは駅舎の右側が良いのでは、と話していました。</p> <p>村長は、計画どおり東屋を取り壊して、そこにトイレを整備する計画か、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>大行司駅の計画の中でのトイレの位置ですね、これについては、今、男1、女1、多目的1という形で計画が入っておりますが。</p> <p>当初は、利用の形態、また、大行司、高木神社との連携等も含めて、1つ多目的でみんなが使えるトイレがあればいいんじゃないだろうかということで、できるだけ影響のないところというところで、左側というか、本当は右側、JRの土地があるというのは、もう議員さんご存じのことなんですけど、そこについては、建物を造ると土地の交渉が要るということで、できるだけそういうのを造らないという形で、最初進めておいたところでございます。</p> <p>ただ、部会の中で、やはりちょっとした規模の部分が要るということで、ちょっとそのまま規模が大きくなっていった部分がありましたので、やっぱり住民の方というか、直接玄関の横であるというのはいはもう当然、言われて気が付くというよりは、自分もそこまで出るというふうには思っておりませんでしたので、今回、実施にあたりましてはですね、JRの土地にまでかかるかどうかというのは置いて、ちょっと場所についてはですね、きちんと考えさせていただきたい。</p> <p>1つあるのが、JRの工事用の車とかが入ったりしますので、その分の分けあいとかですね、そういった部分はありますので、そこについてはきちんと、影響のないと申しますか、適切な場所に設置を考えたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>トイレが設置されると、永久にそこにある場所になります。これは、そこに住む住民にとっても非常に嫌なことですし、観光で来られた方は、「なんでこの東峰村は、こんな住民の自宅のそばに造ったんだろうか」と、良い印象は決して持たれないと思いますので、ぜひ、私の意見を参考にしてですね、トイレの場所は絶対に変えていただきたいと思います。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>次に、トイレを清掃する団体等について、質問します。</p> <p>私は、平成28年から高木神社にある大行司トイレの清掃グループのお世話をしています。トイレを清掃している人の意見は、多目的トイレに小便器があれば十分ではないか。そして、逆にトイレが隣にあると、誰がいるか分からず怖いとも言っていました。</p> <p>大行司駅住民説明会で同僚議員も発言していましたが、お客さんの多い最近のドラッグストアは、そのような形態が多いようです。</p> <p>以上のことを参考にして、清掃していただく人や団体を探し、清掃する人も利用する人も笑顔になれるトイレになることを願っています。村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>便器の個数等についてはですね、さまざまなご意見がございます。議員さんのご意見も非常に自分としては理解できるところでございます。</p> <p>自分が独断で決めるわけにはいきませんので、やっぱり必要な、今、大行司駅の利用人数が約、乗降数で20、これが今後どれぐらいになるか。一度に何人か入らなけ</p>

	ればいけないとか、そういう形もありますので、その辺は精査したうえで、個数については決定をさせていただきたいというふうに思っています。
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>先ほどのドラッグストアの話ですが、私も買い物に行ったときよく利用します。毎日何百人のお客さんがあるか分からないようなドラッグストアです。たぶん2、300人はおると思います。そこでもやはり多目的トイレに小便器がある。そういったところで、お客さんがそれほど並んでいるのを見たことはありません。そういったことも参考にして決めていただければと思います。</p> <p>スロープカーの事業費が、予算説明会で概ね分かりました。</p> <p>令和6年度は、スロープカー設計費3,100万円、基礎工事費が1,450万円、第1期工事費が2,200万円で、合計6,750万円です。</p> <p>この6,750万円の財源内訳は、最新の情報で、日田彦基金2,015万円、社会資本整備交付金3,376万円、一般財源、つまり村の負担が1,361万円です。</p> <p>来年のスロープカー1台の購入費4,200万円を加算すると、2年間で総事業費1億950万円、一般財源はまだ流動的ですが、2,000万円前後の負担が予想されています。</p> <p>年間の維持管理費は、電気代10万円、メンテナンス代20万円、他に清掃費が必要だということが分かりました。</p> <p>スロープカーの整備計画について、質問します。</p> <p>2月27日の大行司駅住民説明会で、令和4年度に実施した3度のワークショップで、ホームへのアクセス改善の要望があったため、約1億円をかけてスロープカーを整備することが報告されました。</p> <p>それではお尋ねします。</p> <p>ワークショップ以外に住民や団体からスロープカーの要望がいつ頃、何回あったのか、それは書面によるものか口頭によるものか、村長にお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>要望、意見については、元々振興計画を作るときからと申しますか、公共機関のバリアフリー法、法律の名前は忘れましたが、その関係で、駅がすべての人が平等に利用できなければいけない。その課題を解決するために、何らかのバリアフリーはやらなければいけないという形でワークショップを開かせていただいて、スロープカーまたはエレベーター等というご意見をいただいたところでございます。</p> <p>それ以外に文書でとか直接という要望はあっておりません。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>次に、乗降客数について質問します。</p> <p>2月7日の大行司駅部会で示された資料には、昨年調査した大行司駅での乗降客数が、11月17日が14名、11月18日が16名です。これ以外にも乗降客数の調査をしたのか、その結果を含め村長にお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	乗降客数としての数字の調査としては、先ほど申された分でございます。以上です。
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>スロープカーの費用対効果を、村内の他の要望事例と比較してみました。その事例は、2年前に設置要望のあった小石原の農協ATMです。</p> <p>スロープカーの整備費は約1億円、一方ATMの再設置費用は年間約190万円で、1億円はATM設置費の約5.2年分に相当します。</p> <p>村はスロープカーの利用者を1日20名と予想しております。一方小石原農協ATMは、年金受給者約200名、商工会事業所約50名、小石原焼窯元約35名、そし</p>

	て道の駅小石原の出荷者や小石原地域住民の皆様が利用者です。計算をしなくても小石原農協ATMの費用対効果がスロープカーの費用対効果より圧倒的に高いと思いますが、村長の考えを伺います。
議長	村長
村長	費用対効果という話をされておりましたが、比較対象が全く比較するべきものではないと思っておりますので、この質問につきまして、村として答弁することはないと思っております。以上です。
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>スロープカーも農協ATMも住民の生活に必要なものだとして、私は費用対効果の比較をしたまででございます。</p> <p>次の質問ですが、もう1つ住民要望の重さで比較をします。</p> <p>スロープカーの要望は、ワークショップ「あったらいいなこんなもの」で出た意見です。一方小石原農協ATMの要望書は、住民100名以上が署名捺印しています。また、公人である議員が議会という公的な場で、事前に質問内容の点検を受け、3回再設置を要望し、議事録も残っています。</p> <p>この2つの住民の要望、どちらの要望が重たいか、私は小石原農協の要望のほうが相当重たいと思っております。「あったらいいなこんなもの」で出た意見に1億円もかけて整備する村の姿勢が信じられません。村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど議員さんが質問いただきました要望がどうあったかの部分について、それについて、言われるところについては、申し訳ございません。私としては理解ができません。</p> <p>駅のバリアフリーという目的と、先ほど議員さんが申されたATM、これは利便性という形では、村としても検討はさせていただきました。ここでちょっと質問通告と合っておりませんが。</p> <p>ただ、その中で、農協さんとしては、やはり利用頻度が少ないもの、1日80回以上だったですかね、80件以上の利用があるものは存続するという数年間の経過の中で、やはり少なかったということで廃止を決めた部分に、村が公としてATMを置くという検討はしましたが、もう実際として、結果としてはですね、置かないという判断になったというところで、それを比較して、今どうこうという話にはならないというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>今の回答は、昨年3月の回答で十分自覚をしているところでございます。</p> <p>私は、このワークショップのとき別の大行司駅グループで、駅の階段で健康づくりができますと発言しました。ですから、そのグループのコンセプトは「体と心の健康づくり」にまとまりました。</p> <p>昔駅近くに住んでいた井上七郎さんが、階段やホームで清掃ボランティアや体操を毎日実践し、百歳まで元気に長生きしました。</p> <p>平成10年、地区主催の敬老会で井上さんの百歳をお祝いするとき、誰に頼ることもなく1人で立派なお礼のあいさつをしたことを昨日のここのように覚えております。</p> <p>バリアフリーの問題は、今始まった問題ではありません。ずっと前からあります。ワークショップ「あったらいいなこんなもの」の意見で、1億円のスロープカーを整備するのか、1円の経費もかけずにみんなで健康づくりに挑戦し長寿社会に備えるのか、私は、後者の長寿社会を目指すべきだと思っておりますが、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	健康づくりをするというのは、もう当然のことだと思っております。

	<p>それが、バリアフリー施設が不要という理論になるかということにつきましては、村としては必要というふうに判断をしているところでございますので、どちらが良い悪いではないんですけど、それはどちらも必要だというふうに村としては考えておりますので、考えているというところで、これが村の方針になっているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>私は、スロープカーを整備する必要はないと思います。</p> <p>限られた予算の中で、必ずしも住民の要望に応えられないものがたくさんあります。将来の財政予測、特に財政調整基金の減少、人口減少、頻発する災害への対応など、さまざまな角度から検討して、スロープカーの要望は理解するが、費用対効果が低く実現は難しいと説明し、納得してもらうこともできると思います。</p> <p>昨日の新聞に、3つの駅の整備費が、令和6年度だけで2億3,881万円と掲載されていました。説明会が全くなかった小石原地区の方はびっくりしたのではないのでしょうか。来年度も引き続き莫大な予算が必要です。</p> <p>1億円のスロープカーが整備されると、他の地区の方が「あんな高価なものができるなら、おれたちの地区の道路を改良してくれ」「バリアフリーが必要なのは大行司駅だけではないぞ」などと言われたいでしょうか。</p> <p>小石原地域にはBRT そのものがないのです。農協ATMも廃止されたままです。私は、スロープカー利用者20名で、設備費1億円は、費用対効果が極めて低いと思いますが、村長は費用対効果をどのように判断したのか、伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>費用対効果というかですね、駅公共交通機関に対するバリアフリーの考え方、例えば、駅にありますホームドア、あれ1駅で3億とかかかたりします。だからと言って不要なのかと言われると、やはり安全のため、皆さんのためにですね、必要という形で付けておりますので、村としての判断としては、バリアフリーに対して行うことについては、必要だというふうに判断しているというところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>私が昨年、小石原農協ATMの再設置を一般質問で要望したとき、村長は、まだ乗合タクシーが運行していないとき、小石原地域の方は地域交通を利用して宝珠山の農協ATMを利用してくださいと、昨年の3月議会で回答しました。</p> <p>ATM利用でそれを言うなら、大行司駅の階段が無理な人に、同様に乗合タクシーなど地域交通の利用を進めて、宝珠山駅や岩屋駅に行ってもらったほうが、村の財政負担が圧倒的に少ないと思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地域交通の充実というのはもちろんこれからも取り組んでまいります。</p> <p>その中でも、先ほど質問ございました、大行司駅を使わなくて宝珠山駅に行くと整備しなくてもいいのではないかというご意見につきましては、村としては、やっぱりそれぞれ駅ごとの利用の促進、それもテーマでございますので、やっぱり整備については、必要であるというふうに判断をしております。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>スロープカーにはまだまだたくさんの心配があります。時間の関係で最後になります。</p> <p>私の議会だよりアンケートに、1月下旬にBRT車両内に変質者が出て、女子高校生が声をかけられ怖い思いをしたと投稿がありました。保護者からも同様の話を聞き、担当課に伝えました。</p> <p>このことを含めた50件の意見・要望を2月14日に、村長以下課長9名全員に渡</p>

	<p>していますのでご覧になったと思います。</p> <p>BRTには運転手がありますので一定の抑止効果がありますし、もし事件が発生したときは、運転手がバスを止めて何らかの対応が取れます。しかし、同じことが無人のスロープカー内だったらどうでしょうか。現在さまざまな事件をテレビ報道で見ると、防犯カメラがあっても犯人は覆面して堂々と犯行に及ぶ異常な光景をよく見ます。女子高生やお金を持った高齢者がスロープカーに乗って、すぐに不審者が乗り込んで来たらどうなるでしょうか。うまく逃げられればいいが、高齢者は体が弱いからスロープカーに乗ったのです。おそらく抵抗もできないのではないのでしょうか。人気がないところです。夕暮れ時が過ぎると暗くて他人が気付くこともできません。</p> <p>現に BRT であったことですから、空想ではありません。女子高生や高齢者の歩行を助けるはずのスロープカー内でこのようなことが一度でも起きたら、スロープカーに乗る人はいなくなり、宝の持ち腐れになるのではないのでしょうか。</p> <p>村長は、スロープカーを再検討する考えがないか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	再検討の考えはございません。以上です。
議長	<p>次の質問にまいります。</p> <p>役場では、一般的には同じ職務を3年間は担当させ、その職務の専門家に育て上げ、次の担当者に詳細に引き継ぐことで、行政事務全体のレベルが向上し、村民の福祉の向上に繋がると思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>一般的と申しますか、村の方針としてもですね、概ね3年間は同じ職場に在職できることが適当ではないかというふうには考えているところです。</p> <p>ただ、今回の例でもございませぬが、突発的な事情、急に長期休暇に入るとか、そういった形で担当が代わるようなこともあり得ますが、基本的には議員さんの言われるご意見、賛同するものであります。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>施設を村が整備するとき、整備計画を数年間担当してきた人と建設を担当する人が異なる場合がままあります。</p> <p>計画策定時でのさまざまな検討課題の調整を、経験してない人が建設を担当すると、設計事務所との協議や指示に変化が生じることもあり得るのではないのでしょうか。整備計画を担当した人が建設を担当したほうが、施設整備のコンセプトや意義の連続性が担保されると思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>議員さんのご意見、1つの考え、もっともだというふうに思っておりますが、担当者がですね、代わらないからいい、代わったから駄目という話でもなくて、担当者が代わりましても計画というものはしっかりでき上がって連続性がございませぬので、その事業を実施すること、これが原則として、設計事務所や建築事業者等ですね、協議等を行っていかねばいけません。その中で変更等もあり得るのではないかというふうに思っております。</p> <p>理想と現実と申しますか、そういった部分については、担当者が代わることもあり得るのではないかなというふうには思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>村民の福祉の向上には、職員の事務能力や接客業務の向上が不可欠です。その為にはトップの訓示をはじめ上司や同僚からの日々の指示や注意が欠かせませぬ。</p> <p>村では職員の資質を向上させるため、具体的にどのような研修や日常の指導に取り組んでいるのか、村長に伺います。</p>

議 長	村長
村 長	<p>研修については、県の職員研修所等もごさいます。これにおける段階別の研修への参加、これについて、災害以降少し参加率が落ちておりましたので積極的に、本来であれば1年に1回皆さん受けてくださいという形で言っているところです。少なくとも3年に1回は何らかの研修を受けるようにということで、指示と申しますか、は行っております。</p> <p>また、村独自の取り組みとしてですね、全職員を対象とした、人権・同和研修は当然のものではございますが、村づくり・人づくり講演会等、これにも職員全員参加というわけではございませんが、参加しております。</p> <p>また、インボイスとか新しい制度のときの職員研修、また、地域コミュニティの関係の、先ほど申した研修、個人情報今回変わっておりますので、その取り扱いに係る研修、そういった部分、また情報化の関係の研修とかですね、そういう実務的な研修も行っているところであります。</p> <p>また、入って数年というですね、若手職員を対象としまして、自治体職員としての心構えや職務に必要な基礎知識や技能、公務員倫理等の研修も、これは副村長が講師という形でやっておりますが、実施をしているところでございます。</p> <p>また、月1回の朝礼を行っておりますが、そのときに自分としても細かいことは言わずに、もうこれだけということで、笑顔で大きな声でお客様にあいさつをすること、また、お客様が窓口に来るときに何を求めてきているのか、何に困っているのか、それに対してどういう答えを求めているのか、出せばいいのか、できるのか、できないのか、この辺りをしっかり伝える適切な対応をすることの大切さ、そういった部分を、ここのところは毎回ですけど、言っているところであります。</p> <p>それに基づいてですね、各課の朝礼においても、そういった業務の確認のみならず、そういった部分のですね、こと。</p> <p>特に管理職においても、窓口担当職員だけがあいさつをするのではなくて、まず課長から、課長補佐から、係長から大きな声でお客様が来られたらあいさつをして、担当もあいさつをするという形で、するようにという形ですね、日々のそういう接遇と申しますか、その辺りの部分については取り組んでいるところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の村長の教育が、住民に徹底しておれば、今回のことのようなことは起こらなかったと思います。私も今のような研修は受けたことがあります。</p> <p>東先生が先日の話の中で、話を聞いたことは、もうその日のうちに忘れだすというふうに言っていました。</p> <p>ですから、やはり日々ですね、上司や同僚は、職員お互いに見つめ合いながらですね、チェックをしていく。それが毎日の業務です。</p> <p>そこが一番欠けると、もう惰性になるというかですね、そんなふうになっているので、これからぜひ、日々のチェックをよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>とうほう百貨店・特産品販売所の再建について、質問します。</p> <p>とうほう百貨店・特産品販売所が昨年7月に被災して8カ月になります。住民から店舗の整備を望む声がたくさんあります。</p> <p>今回、買い物支援に係る調査・検討を国庫補助事業で実施する予定があると聞きました。この補助申請の採択が3月末に決定する予定ですが、仮に採択されなかった場合、村は自主財源でも同様の事業を実施する覚悟があるのか、村長に伺います。</p>

議 長	村長
村 長	<p>議員の質問の国庫補助事業というのがですね、農林水産省所管の事業というふうには伺っております。</p> <p>これについてですね、仮に採択されないという話をいただきましたが、事業というか、このソフト事業ではなくて、目的としては、やはり村の買い物支援になるようなですね、拠点の整備が必要というところに乗っかっておりますので、その拠点の整備に向けてのですね、必要な事業については、当然やっていかなければいけない。</p> <p>補助が付かなかつたという部分に、もしなつたときには、やはり内容の精査等を行う必要はありますが、全部やめるということではございません。やはり目的は住民の買い物支援のための拠点を作るということでございますので、これについてはしっかり進めさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>私の議会だよりアンケートでも店舗がですね、一番多いです。ですから、本当に村長、気を引き締めてですね、事業の再開に主体的に力を注いでいただきたいというふうに希望いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>近年、村内店舗の閉店が続いたのは、買い物客が減少し採算が取れなくなったのが最大の理由だと思います。</p> <p>東峰村の本年2月末の人口は1,833名で、合併時から1,062名も減少しています。東峰村が店舗を整備しても従業員の給料など、さまざまな販売管理費を差し引いて黒字を出すことは極めて厳しいことが予想され、店舗を運営する人が現れるかどうか難しいのではないのでしょうか。</p> <p>つまり村が店舗を整備するだけではなく、店舗運営を後押しする何らかのソフト事業が必要ではないのでしょうか。</p> <p>商売を辞めた人は子どもがいないのではなく、子どもに店を任せるより会社を勤めたほうが年金保険や健康保険、そして将来の老齢年金などが有利なことは誰もが知っていることです。村はどのようなソフト面の支援を考えているのか、村長に伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>拠点の整備についてですね、どういった顧客と申しますか、ターゲットを持って売り上げと申しますか、目標を上げるか、ここがやっぱり一番重要なことだと思っております。もうそこは同意するものであります。</p> <p>その中でも、住民の方の利用がやはり第一でございます。今、移動スーパーという形でやっております。それも本当は取り込めればというふうには思っている。</p> <p>地域交通もございますので、地域交通の中で何らかのインセンティブを拠点スーパーと言いますか、を使うときに乗って行ける。例えば、仮に言えば、いくら以上買ったときには帰りのタクシー代は村で見ますとか、そういった形での促進策はあるのかなと思っております。</p> <p>ただ、全体的な売り上げの中で、やっぱり一番ターゲットにしなければいけないと思っているのは、211号国道沿いたくさんの車が通っています。トラックもそうですけど、そういった方が、仮にコンビニとすれば、東峰村前後、大体20キロぐらい全くございませんので、そういった方をどうターゲットに持っていか、顧客として取り込んでいくか、そういった視点でやはり今後の拠点スーパーというかお店のですね、設置については十分検討と協議をしなければいけないというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	私もですね、商売に関わったことがありますので、その経営の難しさはひしひしと

	<p>分かります。</p> <p>商売は、店を開いても、住民の方も行き交う人も、誰もその店に入らなければいけない義務は一切ありません。いつ、誰が来るか全く分からない状態、これは、どの店でも同じだと思います。</p> <p>先ほど言いましたように、東峰村は昔の炭鉱景気からどんどん衰退してですね、やはり人口が圧倒的に少なくなりました。そこでもやはり住民は店の再開を望んでいますので、そこにやはり村が大きく力を貸して、住民の方たちの要望に応えるために、その店が継続するようにですね、これからもより豊かなソフト事業を考えていただきたいというふうに思います。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>転勤の多い知人と話す機会があり、新しく赴任する町でアパートを探す第一条件が、コンビニが近くにあるところと聞きました。</p> <p>理由は、コンビニの品揃えやチケット、ATM、コピーなど、さまざまな便利な機能がたくさんあることが、現地に行かなくても分かっているからだそうです。コンビニを望む住民の声もたくさんありました。</p> <p>昨年11月に議会で視察した宮城県七ヶ宿町にはコンビニと生協が一緒になった店がありました。そこにもATMやコインランドリー、軽食を食べるコーナーもありました。コンビニは村の定住・移住政策にも欠かせない施設だと思います。コンビニの整備について、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>コンビニについては人それぞれ、さまざまなご意見があるということは、私のほうも伺っております。</p> <p>コンビニが欲しいという声、また、ある人によってはですね、やっぱりこんな自然豊かな景観の中にコンビニの看板があるとか、ないほうがいいのかですね、そういう声もございます。</p> <p>ただ、一番の目的ですね、住民の方にやっぱり拠点となる買い物支援施設を置く、それだけでは、先ほど議員さんも申されたとおり、たぶん売上の的にも厳しいと思います。</p> <p>そういったときにやはりコンビニというブランドで、211号を通っているトラック、乗用車、観光客またバイクとかですね、そういった方を取り込むということは非常に重要なことではないかなというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>先ほども言いましたように、アンケートの中にもですね、やはり景観も大切ですけど、やっぱり住民の生活に密着した買い物をする場所、これが今、一番住民は求めているのではないかと思いますから、再度コンビニを含めた店の整備について、村長の考えを再確認いたしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>コンビニが目的という、その1つの考え方もございますが、やはり地域の買い物の拠点という形、それにコンビニを付加する形で、やはり安定した運営をする。これは、もう絶対に必要な視点だというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	以上で、私の質問を終わります。お疲れ様でした。
休憩	
議長	13時30分まで休憩します。
再開	(12時22分)

議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (13時30分)
議 長	4番 高倉美紀恵議員の質問を認めます。 4番 高倉美紀恵議員
4 番	私は、带状疱疹ワクチン接種費用助成について、質問いたします。 带状疱疹は水痘・带状疱疹ウイルスに初感染後、生涯にわたって神経に潜伏感染しているウイルスが、加齢、疲労、免疫力低下によって再活性化して起こると言われ、50歳以上で罹患率が高くなり、ピークは70歳代と言われております。最近ではテレビ、新聞でもワクチン接種の必要性が啓発されています。 ワクチン接種をすることで带状疱疹の発症に加え、合併する带状疱疹後神経痛の発症を予防することが期待できています。 带状疱疹後神経痛は带状疱疹の代表的な合併症で、皮膚病変が治癒した後に残存する神経障害性疼痛であります。皮膚病変消失後3カ月以上にわたって疼痛が持続する場合を指しますが、痛みは数カ月から数年のわたり、症例の10%から50%で带状疱疹後神経痛を生じると報告されています。 そこでワクチン接種が必要ではないかと考えます。 朝倉市では令和5年度より助成を行っております。筑前町ではまだ助成されていないようです。高齢化率47.6%の東峰村では、どのように対応していくのか、お伺いいたします。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	議員おっしゃるとおりですね、朝倉市のほうでは令和5年度から助成を行っております。 本村におきましても、財政的な協議がまとまりましたので、带状疱疹の予防のためにですね、生ワクチンの20件分、それから不活化ワクチンの30件分の带状疱疹予防接種の助成金予算を令和6年度に計上させていただいております。 助成額につきましては、朝倉郡内の協議で統一させていただいておりますので、その額で予定しております。 また、件数につきましては、朝倉市の例を参考に、対象人口の5%程度で件数を計上させていただいております。以上でございます。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	これはちょっと古いデータなんですけど、2023年8月24日現在の全国保険医団体連合会が出しました、全国にわたって確認された分を作成されたデータなんですけど、生ワクチンで最高6千円から3千円ぐらいの、だから不活化ワクチンでは5千円から1万1千円というようなデータが載っておりますが、東峰村では、生ワクチンについてはいくらの助成、不活化ワクチンについてはいくらの助成を考えておられますか、教えてください。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	東峰村というわけではございませんで、朝倉市と筑前町と東峰村という3市町村で協議しております。 朝倉市が先行しているんですけども、地区的に同じですので同じ額という形で、生ワクチンのほうがですね、1回接種当たり3千円の助成と、それから、不活化ワクチンにつきましては、2回接種しないと効果が出ませんので、1回当たり1万円の助成を予定しております。以上でございます。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	それで、このデータを見ますと、大体50歳以上が対象になっております。 朝倉市郡におきましては、対象は何歳からを予定されておりますか。

議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	協議もありましたけれども、一応50歳以上が対象ということで、予算通りでしたらばチラシ等で早急に広報をしたいと考えております。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	そして、このワクチンは、ワクチンを希望するときどこの、自分のかかりつけの病院とか診療所とか、そんなふうな接種できる場所の限定とか、そういうのがあるんでしょうか。 例えば、小石原診療所でないと打てないとか、そういうことがございますでしょうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	まだがっちり決めている状態ではございませんが、医師会病院の圏内という形なんですけど、医師会病院の圏内はですね、接種後その額を引いた額を受診者に請求するパターンを考えております。こちらはもう朝倉市はそうしております。 ですので、東峰村それから筑前町のほうも令和6年からこの助成をするということですので、同じくまだ東峰村と筑前町はまだそういう形になっておりません。今後予算が通りましたら、その協議をしていくところでございます。 なお、医師会以外のところですね、仮に日田とかの場合は、償還払いという形を考えております。要するのに払ったものに対して助成すると、後から支払うという形を考えております。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	今、にわかにテレビとか新聞とかでワクチンの必要性、50歳以上の、風吹ジュンさんがテレビでよく出てらっしゃいますけど、あの方。 そういうときにやっぱりインフルエンザワクチンとかコロナワクチンとかは、わりにポピュラー化してワクチン打つことが大切だというふうに分かるかもしれませんが、本当にこの帯状疱疹にかかった人にお聞きしますと、痛みと発疹の後の処理、そういうことで大変だと言われ、大変苦労することがあるようですので。 聞いてみましたら、朝倉市のほうも去年からこういう啓発活動をなさっているけど、なかなか受診率というか接種率は低いようでして、これには何が問題かといったら、やっぱり啓発活動だろうと思うんですね。 だから、かかった人しか分からない痛みとか、そういうものは分からない人には分からないけども、こういう制度があって、この助成を出してくださる、そうであれば痛みとか、そういう解放されることであれば、啓発活動がとても大切ではないかなというふうに思いますが、啓発活動はどのようにお考えでしょうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	朝倉市からちょっと聞いたんですけども、対象人口の5%で予算を計上しているんですが、今までのところの実績がですね、1%行ってないというところを聞いております。周知の不足ではないかという答えでございましたけれども。 うちのほうとしましてもですね、やはり広報のほうをですね、ホームページそれから全戸配布、テレビ等で流したいなと考えてはおります。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	実際、私も不活化ワクチンを打たせていただいて、これで打つと生涯、もう私が生きているかぎりは大丈夫だというふうに診療所の先生から言われまして、非常に安心して帯状疱疹ヘルペスからは逃れられるというふうに思って、今暮らしております。 それで、やっぱり助成であっても3千円と1万円かかるとなれば、なかなか打たない、そういうふうに思わない人もいるかもしれませんので、どうか積極的な啓発活動を行って、少しでも痛みが、こういう疾患にかからないというような活動をしていた

	<p>だけたら大変ありがたいなと思っております。</p> <p>本当に今回、こういうふうにお助成金を組んでいただきましてありがとうございました。これで私の質問を終わります。</p>
議長	<p>引き続き9番 黒川隆康議員の質問を認めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9番	<p>私は、野良猫対策について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>昨年の12月からですね、今年の1月にかけて、大行司地区で猫の不妊手術、いわゆるTNRを実施いたしました。</p> <p>TNRというのは、捕獲して不妊手術をし、そして元の位置に戻すという活動であります。</p> <p>当初ですね、野良猫は多くても20匹、30匹だろうと思っていたんですが、結果的に捕獲してみると60匹をオーバーしておりました。村長はじめですね、担当課の理解と、それから、なぎ犬猫ワクチン往診所の協力をいただいてですね、格安での手術と、それから捕獲器などの貸し出しをいただいて、そのおかげでですね、すべての猫に不妊手術を実施することができました。</p> <p>ですから大行司地区においては、今後ですね、野良猫が大きく増えることはないと思っていますし、間違いなく減少していくというふうに考えております。</p> <p>この様子ではですね、ユーチューブにアップされていますので、ぜひご視聴いただいたらと思っています。</p> <p>大行司地区が終了しましたので、この3月3日から、今、中原地区を実施しています。今日まで、8日までですね、不妊手術を実施しているところではありますが、この中原地区でも40匹以上の猫を捕獲し手術をいたしました。</p> <p>この実施に際しましてですね、今、中原地区の皆さんにもご協力をいただきましたし、ご理解をいただき無事に終了することができました。</p> <p>ですから、この取り組みの中で気が付いたことを基にですね、いろいろといくつかご質問をしていきたいというふうに思います。</p> <p>まず、はじめの質問であります。現在、本村において野良猫の数が大変多くなっていると聞いております。住民の皆さんから苦情もあると思いますが、苦情の件数とその内容、そして、苦情に対する対処はどのようにされてきたのかを、お伺いしたいと思います。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>野良猫対策ということで、環境衛生係のほうにですね、野良猫に対する苦情につきましては、はっきりした件数が分かりませんが、数件来ておりました。ということでございました。</p> <p>その他に区長会におきまして、4地区からですね、野良猫に対する報告というかですね、されております。</p> <p>内容としましては、やはりフンとか尿とかによる環境衛生の悪化や、その他に私有地への猫の徘徊などが報告されておりました。</p> <p>これが内容でございますが、対応としましてはですね、犬であればですね、狂犬病法とかにより捕獲といった対策も取られますが、野良猫につきましては、現在動物愛護法で保護される動物のためにですね、自治体による駆除等はできないということをお聞きしますが、回答させていただきます。</p> <p>併せてですね、令和5年度から野良猫の不妊それから去勢手術費を助成するということで、令和5年度から補助金一覧のほうにもあげておりましたが、そういった補助金がございますということで、地域猫活動、ちょっとTNR活動と大体似ているんですけど、そういう活動によりまして野良猫対策を、そういうのを村としては推進してい</p>

	るところです。という説明を行っている状況でございました。以上です。
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ありがとうございました。</p> <p>担当課としてもですね、本当に多くの仕事をされながらのことですし、そしてまた、この活動に対する補助制度、これも2年ほど前に新設されたと聞いております。</p> <p>そして、今まで一度も利用がなくですね、取り組む内容についても費用の実態についても、なかなか詳しく分からなかったんじゃないかというふうに思うわけですね、担当者の方は。</p> <p>ですから、なかなか皆さんに浸透しないということが、今までの実態ではないかなというふうに思っております。</p> <p>相談窓口のあり方についてはですね、この後関連した質問をしますので、その折に取り上げたいというふうに思います。</p> <p>2つ目の質問ですけども、この野良猫対策の必要性に対してですね、行政としてどのように捉えているのか、お尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>野良猫の対策につきましては、先ほど黒川議員さん言われましたとおり、大行司地区でのですね、先駆的な取り組みの報告を受け、大変ありがたいというかですね、思っているところであります。</p> <p>先ほど課長が申しましたが、区長会のほうですね、そういった内容もあって、やはりこれは、その地区だけがするものではなくて、村全体でどうにか取り組めないかというところはですね、ずっと課題としてある分であります。</p> <p>先日、2月に第6回の区長会を行ったときに、大行司の井上区長さんのほうからですね、大行司地区での地域猫活動の取り組みの紹介をいただきました。</p> <p>その中で自分もですね、やっぱりこれについては、地域猫って先ほども言ったとおり、TNRということで、やっぱり地域でどう増やさない取り組みをするか、やっぱり処置と言いますか、不妊処置等が終わったときに、やっぱり地域でどう守り育てていくか、増やさない取り組み、そのまま自然淘汰というわけではないですけど、減る。</p> <p>そしたら増えることはないというところで考えておまして、そのときにも、他の地区にあたってはですね、やっぱり自主的にゼロから取り組むというのはなかなか難しいので、大行司地区の取り組みの紹介、また中原地区にも広がっているということもあって、みんなでですね、区長会の中でもやっぱり共通の課題ですので、対策に対して共有の認識を持って広げていければという部分。</p> <p>それとあと、もう一番ありがたいのは、今、一緒に活動をしていただいております獣医師さんのグループですね、あの方たちが通常かかる費用ではなくてですね、ものすごく村の補助金が出せる範囲内で活動していただいているというところにも改めて感謝申し上げて、その分についてもですね、区長会等で共有をさせていただいたところがございます。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ありがとうございます。</p> <p>今回の実施に際しましてはですね、やっぱり村長それから担当課の皆さんのご協力をいただいて、本当にスムーズに実施できているというふうに思っております。</p> <p>今回、大行司と中原地区でこういうふうの実施できたということはですね、これからの野良猫対策の参考になったものだというふうに思っています。</p> <p>それで、次の質問に移りたいと思います。</p> <p>このTNRを実施する場合ですね、地域ごとにまとまって実施することが、私は重要であろうというふうに思っているんですね。</p>

	<p>と言いますのも、少しずつ実施してもですね、効果が薄いと思います。</p> <p>というのも、猫は3、4カ月でもう出産する、妊娠する可能性ができてくるわけですね。そして、それが年3、4回出産する。1匹の猫が4、5匹の子猫を生んでしまう。そうすると年間1匹の猫が20匹ぐらいの子猫を生んで、今回100匹中の6割ぐらいが雌猫でした。</p> <p>ということは、60匹ぐらいは雌猫ですので、20掛け60と言いますと1、200匹ぐらいになるんですね。その全部は生き残れるわけではないので、子猫、2割としても、数字、計算していただければ分かると思いますけれども、年間それぐらいの猫が増えていくわけですね、放っておくと。</p> <p>こうした実態をご理解をさせていただいて、各地域で取り組んでいただきたいと、その地域まとまってですね。</p> <p>例えば、極端に言えば、区長さんが音頭を取って、その地域で一斉に野良猫の不妊手術をするという形をしていただければ、随分また違ってくるのかなと思っております。</p> <p>TNRというのは、これ増えた野良猫を減らす唯一の手段だというふうに言われています。野良猫でお困りの地域はたくさんあると聞いていますので、こうした制度について広報し、各地域での取り組みをどのように広げていくのか、また、どのような課題があるのか、お考えを伺いたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この活動については、先ほどの区長会の話ではございませんが、やはり地域で取り組んでいただかなければ進まない事業だというふうに思っております。</p> <p>先日の大行司の取り組みについては、この前東峰テレビのほうで結構詳しく取り上げていただいておりますので、やっぱりそういうふうに活動をしている姿を、やっぱり皆様のところにお届けをして、地域で考えてもらうというのが、まず1つ重要なと思っています。</p> <p>その中で課題は、やっぱり皆さんそれぞれ思っていると思いますけど、捕まえるにしても、わなはどうするのとかですね、実際どこに処置をしてもらうのとか、その後はやっぱり地域猫という活動でございますので、地域でその猫をですね、面倒を見なければいけない。</p> <p>そのときに基本的には、餌をやる場所をどこにするのか、また、餌をやる時間ですね。一番大事なのは、餌を置きっぱなしにしないというのが絶対地域猫活動の中にあって、置きっぱなしにすると、またよそから猫が来るとか逆効果もございますので、そういった部分をしっかり紹介等説明をしながらですね、わなについては、まとめて買って、今、村で買うとか、今、地域協働の村づくり、地域の課題を解決するための取り組みとして、今、大行司のほうも地域協働の村づくりの事業の中で取り組んでいただいております、わなについては、もう1カ所買えば次の地区でそれが使えるので、それを買ってやってもらうとかですね。</p> <p>その中でもまた、地区で育てるにあたって餌をどうするのかとか、手術にあたって処置代以外にですね、やっぱり寒いときには保温しなきゃいけないとか、さまざまなことかございます。</p> <p>この辺りをですね、やっぱり見える形で解決をしていきながら、地域で、やっぱり猫の問題というのは共通の課題だと思っておりますので、取り組めるようですね、道筋と申しますか、その辺りを村としてもしっかり示すというか、そういうふうにPR等をしていきべきではないかというふうに思っております。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員

9 番	<p>今、村長おっしゃったとおりだと思うんですね。いろんな形で今から取り組んでいく必要があると思います。</p> <p>その中の1つでですね、相談窓口のあり方を考えたときに、今、住民福祉課で対応されています。ただ、いろんな仕事をしながらの対応ですので、なかなか気が付かなかったり打ち合わせにも行けないとかいうふうな現状あります。</p> <p>そこで、これは提案と言いますか、こういうことも考えられないかなということでは言わせていただきますと、職員の負担軽減と併せてですね、この相談窓口を、例えば、今回一番中心的に動いていただいているのが、昨年9月に来て、この村に協力隊員として来られた吉田さん、この方は本当に熱心に動いていただいています。</p> <p>そして、餌も朝6時からやって、1時間後には引いてるし、夕方また1時間だけ餌やって、引いています。そうした活動をされていますし一生懸命やっています。そして今、ほうしゅ楽舎ですかね、勤めています。その傍らでも、僕は電話の相談窓口としていけるんじゃないかな、というふうに思うわけですね。</p> <p>ある程度そういう活動内容を知っている方だったら、こういうふうな取り組みをしたらいいですよ、こういうふうにしたらいいですよというのが分かっていますので、相談をされた人に対して、いろいろアドバイスできるんじゃないかなと。アドバイザー的な役割を果たせるんじゃないかなというふうに思っています。</p> <p>そういうことも一応考えていただいて、なんかこう皆さんが相談しやすい、相談してすぐ対応できるような体制、そういうことを考えていただきたいと思うんですが、村長、いかがお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>いい提案と申しますか、ありがとうございます。</p> <p>元々の発端のいきさつもですね、伺っておりましたので、協力隊さんの名前が出てきましたけど、そういった危機感と申しますか、それをどうにかしたいと思う方、地区にたくさんおられると思います。その方に対するアドバイスのようなもの、協力隊と言いますか、その方が中心になっていくと、ものすごく負担がかかってくると思いますので、いろんな技術的な部分とか人的な紹介とか、そういう部分について、今、もうそれこそ餌とかもですね、いわゆる業務時間外にやってもらっているというか、元々ボランティアというかやっていますので、やっぱりその辺りについては、村として、そういう推進員という形ができるのであればとかですね、ちょっと今提案をいただきましたので、内部のほうでこれについては、なんとか形ができるようなふうには、検討ができないかなというふうには思っております。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>ぜひ、そういうふうな取り組みをしていただきたいというふうに思います。</p> <p>それと次にですね、高齢者の、ちょっと気を付けていただきたいと思うのが、高齢者の、例えば一人暮らしの方がですね、寂しさのあまりどうしても猫に餌をやったり、ついついそれが、どんどん、どんどん増えていく。気が付いたらもう手のつけようがないというようなことがあります。</p> <p>この2月29日のRKBだったですかね、テレビで放送がありました。</p> <p>大野城市で一人暮らしのお年寄りがですね、そんな形でどんどん増やしていったら、もうどうしようもなくなって、その部屋を引っ越しているんですね。</p> <p>でも、あまりにも猫が気になって行政のほうに電話しているんですね。飼っていた人が亡くなったって、死んだってですね。</p> <p>慌てて行政の人とボランティアの人が行ったら、もう踏み場もないほどで、猫の死骸とかも何頭かあったと。</p>

	<p>そういう状況になって、きちっと片づけとかしてた中で、その飼い主の方がまた、私が飼ってましたという、なんかそういうこともあったそうです。</p> <p>結果的に、またその人のところに19頭ぐらい、また次の住んでいるところに渡したそうですけど、そういうふうにはですね、一人暮らしの方というのは寂しさのあまり、そういう形になる可能性があるんですね。</p> <p>ですから、そういうところもやっぱり気を付けて見守りしながら、何かいい方法がないかなというふうに思うんですが、村長、何かお考えはありませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>今、いわゆる猫屋敷とか言われてますけど、そういう形は、村においては、少なくとも今コミュニティがまだしっかりしておりますので、隣の人が何してるか分からないという状態ではないとは思っておりますけど。</p> <p>先日、この地域猫の活動自体ではないんですけど、村でもですね、やはり猫の放し飼いに注意しましょうとか責任を持って飼いましょうとか、動物愛護法の改正の関係で、確かテレビとかチラシとかで広報した記憶は自分の中でもあるんですけど。</p> <p>やっぱりそういった部分で広報することと、例えば集落支援員さんとかがですね、見守りの活動をする中でも、やっぱりそういうところに気を配るようなですね、心がけというか、そういった部分もすれば未然に防ぐ。</p> <p>近所の方に聞いてて、例えばAさんの家にいっぱいいても、その人は言わなくても、例えば近所の方が、「なんかあの辺、猫がえらいうようよおるっちゃん」とかいう話になってくれば、やっぱりちょっとね、動きができるかなとかいうふうに思っておりますので、そういった形で、まずはですね、取り組むところかなというふうには思っております。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと問題というのが費用になってくるんですけども、費用に関しては、先ほど村長からいろいろお話をいただきました。</p> <p>今、全国でこうしたTNR活動というか、こういった取り組みについてはですね、ボランティア団体がほとんど取り組んでいます。費用の面で、そうしたボランティア活動をされている方は、もうほんとと四苦八苦されている状態なんですね。</p> <p>そうした中で、今回東峰村で取り組みに対しては、村長や担当課の皆さんに相談していく中でですね、ご理解をいただき、ほとんどの費用を補助で賄うことができたという状況です。</p> <p>これは、福岡県内でも、全国においてもなかなかですね、自治体単独の補助だけでこれだけの多くの頭数のTNRが実施できているところは、ないというふうに聞いております。本村での取り組みというのは、本当に画期的な取り組みであってですね、ぜひともこれは継続していただきたいというふうに思います。</p> <p>その上で考えていただきたいには、費用の立て替えの件なんですね。</p> <p>費用は、手術すればどうしても発生しますので、そのときに終われば支払しなければいけません。そして、その後領収書等をいただいて、役場のほうに提出するわけですけども、その間やっぱり1カ月ぐらいかかると思うんですね。そうするとその間、頭数が多くなると結構金額が高くなるんですよ。</p> <p>今後ですね、例えば、地域でそういうふうに取り組む場合、地域の方の誰かがそうした立て替えをしなければいけなくなってくるんで、そこが少しネックになってくるのかなという思いがあるんですね。</p> <p>何かいい方法はないかなと思うんですが、なかなか思いつかなくてですね。何か活動の助成の継続と併せてですね、行政としてどういうふうにお考えか、ちょっと村長</p>

	のお考えをお聞かせください。
議長	村長
村長	<p>費用面については、先ほども言った地域協働の村づくり等ですね、活動をされているところであります。</p> <p>今、ご質問いただきました費用負担の分ですね、立て替え、いわゆる償還払い、処置していただいたグループとかにお金をまずお支払いして、領収書を持って行って、雄が5千円とかいうのを振り込まれるという形ですね。</p> <p>いわゆる償還払いというんですけど、実際に制度としては、いわゆる現物給付という、医療機関とか、が直接請求するという方法も導入はできるんですけど、今、補助金内に抑えていただいているのでいいんですけど、どうしてもグループが補助金を超えたときに、例えば5千円、6千円かかりましたというときに、その1千円をどう扱うかという課題がちょっと残りますので、1つの考え方としては、そういう処置をしていただけるグループを村で登録をさせていただいて、もう標準の金額とかを全部明らかにしたうえでですね、そのこの団体に頼むときには、範囲内とか、5千円とかいうその補助金額ですね、その分については直接医療機関にお支払いをして、超えた分については地区の方なりの負担になると思いますので、そこをどうするか、補助金額自体をどうするかという大元の理論になってくると、ちょっとまた別にはなってきますけど、そういう形での取り組みは比較的困難じゃないかな、できるのかなというふうには思っております。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
8番	<p>ありがとうございます。</p> <p>ぜひ、なんかこういう方法をですね、考えていただきたいというふうに思います。</p> <p>この質問のはじめにですね、この活動がユーチューブにアップされていると申し上げました。その視聴回数がですね、今2万回近くになっています。</p> <p>その中のコメントにですね、「村民がほとんど負担せずに東峰村独自の助成だけで行えることは、まさに英断である。」と。「この取り組みを続けて、ぜひ、福岡県のモデルケースになってほしい。」といったコメント。それから、「東峰村行政の民度の高さを痛感しました。理想ですね。すばらしい。」</p> <p>こうしたコメントが1, 800ほど入っています。ほとんどが好意的なコメントであります。</p> <p>こうした活動が継続し野良猫が減少すれば、住民の皆さんに喜んでいただけるというふうに思っております。このことが全地区に広がることと、それに対しての行政としての支援について、再度村長の思いをお聞かせください。</p>
議長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>いろんな形で村の取り組みを知っていただくというのは、非常にありがたいことだと思っております。</p> <p>逆説じゃないですけど、これだけ猫にやさしいなら、うちの猫連れて行こうかというようなことが、ないようにだけはしなきゃいけないんですけどですね。</p> <p>その辺りは非常に、やっぱり猫を育てるのが当たり前というところで、でも、どうしても野良猫とかですね、その取り組みを、やっぱり今、村の中にもそういった、さまざまなやり取りの中で、やっぱり地区それぞれ「猫、どげんかならんとね」というのがものすごい声がありますので、その取り組みとして行っているというところをですね、知っていただくことで、例えば、費用が今、村が全額出すような形になっていますけど、地域猫の取り組みとかは、結構ガバメントクラウドファンディングとか、村がこういうふうにはやっています。というところに、応援をしてもらおうとかいう</p>

	<p>取り組みもあつたりしますので、そういったのができると、もっと地域の活動で自由に使えるお金も確保できるのかなということは思っておりますので、今後とも、今どうか2地区、地区はもっと広大にありますので、そういった取り組みがですね、広がるような支援はしっかりさせていただきたいというふうに思っております。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ありがとうございます。</p> <p>行政と一緒にですね、こうした皆さんが喜んでいただける活動というのは、続けていくことが必要だろうと思います。微力ではありますが、私たちもですね、少しでもお役に立ちたいと思っておりますので、協力していきたいと思っております。</p> <p>それでは、最後の質問を教育長にお願いしたいと思っております。</p> <p>子どもたちへの教育活動の一環としてですね、このTNR活動への参加を検討されたらいかがでしょうか。参加が難しいのであれば、TNR活動についての勉強会の開催などは考えられないでしょうか。</p> <p>そのことでですね、ペット等に対しての正しい知識やこうした活動の必要性など、今後成長していく中で、少なからず参考になるものがあると考えられます。教育長のお考えをお伺いします。</p>
議長	教育長
教育長	<p>素晴らしい取り組みの紹介ありがとうございます。私もユーチューブ見てみようかなという気になりました。</p> <p>基本的に2020年、福岡県はワンヘルズ運動ということですね、全国に先駆けて取り組んでいる県です。</p> <p>ワンヘルズと言いますのは、基本的に人と動物の健康と健全な環境が調和した社会の実現、これをめざすという理念があります。具体的には人間と病原菌、人間と動物、人間と環境、そして、人間と食環境を守ろうという内容からできています。</p> <p>そういった意味から、議員さんが言われました地域猫の保護の取り組みにつきましても、このワンヘルズの趣旨と合致するものであると考えます。</p> <p>学校においては、道徳の動植物愛護とか生命尊重、また、理科の生物分野での授業、家庭科、保健体育の授業の中で、健康な環境づくりと人と動物の共生で、という内容から取り組んでいくことは可能であると考えております。</p> <p>ただ、学校現場にはその時々で、金融教育とか起業家教育、がん教育、プログラミング教育、さまざまな要望がですね、山のように、洪水のように押し寄せてきますので、東峰学園の教育課程の中にですね、無理のないように形で位置付けていくことは十分可能であると思っております。今後検討させていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ぜひともですね、検討していただいて、子どもたちの健全な発展のためですね、なればいいのかというふうに思っています。</p> <p>これで私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>14時25分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時13分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(14時25分)</p>
議長	6番 高橋弘展議員の質問を認めます。

	6番 高橋弘展議員
6番	<p>今回は3点の大きな質問をしております。</p> <p>1点目につきましては、今後のアクアクレタと観光施設のあり方について、質問しております。</p> <p>先月来から、この旧小石原小学校を観光施設としたアクアクレタのことが連日のように報道され、村民の皆様もかなり不安を抱かれています。</p> <p>先日来から東峰テレビにおいても、村長のアクアクレタに対しての簡単な説明というか、その事情の部分の話すことがありましたが、今一度この場で、実際に今どういう状況なのか、一体2月にどういうことになって、今、現状、アクアクレタ及びそれを運営していた小石原ドットコム自体がどうなっているのかについて、まず、ご説明いただけますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>アクアクレタと申しますか、運営事業者の関係でございますが、10日の日にですね、皆様ご存じのとおり、破産手続きを開始したという話で、その後ですね、代理弁護人の方から説明を受け、破産手続きを行うという形で説明を受けました。</p> <p>その後、通常であればもう少し時間がかかるかもしれないんですけど、3日後でしたかね、に破産の申請の受理が裁判所のほうでされて、管財人の選定が行われました。</p> <p>その数日後、翌日に弁護人の方が来られまして、そのときに村としての意向、村としては、あくまで村の施設ですので、再建に向けての手続きをスムーズに進めるために何をすればいいのか、手続きの話とかですね、そういった形を行ったところでございます。</p> <p>その中で、まず、中の物品等の所在をはっきりさせて、それを本来の持ち主のところに返す。それが終わったときに村のほうに明け渡すというか、そういう形ができるというところで、今、もうだいぶ進んではおりますけど、その作業をですね、協議と併せて作業を行っているところでございます。</p> <p>あと、その分についてが、終るのがちょっとまだ、いつというのが分かっておりませんので、今のところはちょっとザクツとした感じですけど、こういった状況にあるということでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>一応、その観光施設ということもあって、報道でもたくさんの方、関わられた方々も出てこらっしゃったり、もちろん私のほうでも把握しているかぎり、たくさんの方、村内在住の従事者の方、あるいは村外から勤めに来られた方もいらっしゃいますけれども、多くの方関わっていたかと思えます。</p> <p>というところで、大きな村としてはマイナスな状況に陥ってしまったのかな、というのが現状なところではあるかと思えます。</p> <p>ここから先どうしていくのかという部分と、その以前に、やはりこの小石原ドットコムという会社に対してプロセス的に、どういうふうに決めていったかという部分をしっかりと検証をしていかないと、やっぱり今後、次どういうふうに使っていくかといったときに、やっぱり同じようなことが2度起きてしまえば、もう村としての信用というのがなくなってしまうか、あるいは事象になってしまうかと思えます。</p> <p>そうするためにも、そうならないためにも、やはり今回のずっと考えてきた経緯、要は、平成26年ぐらいから始まっているかと思うんですね。</p> <p>当初は水源地域活性化プロジェクト委員会という形で始めて、農泊委員会ということで、多くの村民の方々も関わってくる中で、このプロジェクト自体が進んでいった経緯もでございます。多くの方が関わってきて、いろんな面も入ってきたけれども、こういうような事態にもなっているということで、やはり何がどうなって、こういう</p>

	<p>事態を生んでしまったのかということをよくよく検証していかないと、やはりこの先に進めないじゃないかなと思っている次第であります。</p> <p>そこで、1点目については、経営の継続性の判断についてお伺いをしていきたいなと思います。</p> <p>先ほど来から申しているとおりの、このアクアクレタの施設自体が公募によって決まって、それ以降、賃貸借契約という形で運営のほうをされていったということであるかと思います。</p> <p>その経営が始まってからの経営判断というのは、現状、村としてどういうふうな形でされていたのか、まずお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>経営の判断の部分でございますが、この分については、今回の契約、賃貸借契約という形で、年度経営状況に対する報告をいただくような契約にはなっていないかというところでございます。</p> <p>特に、3年間家賃を免除するという中で、家賃の支払いの状況で大体普通見えるかなと思いますけれども、そういうところが把握できなかったというところについてはですね、反省すべきことであると思っております。</p> <p>賃貸借契約という中で、運営状況については農泊推進協議会のほうで、どれぐらいの宿泊者がおりました、利用者がいました、レストランはどれくらい使われてました、とかいう報告はいただいていたんですけど、それで収入、収支がどうこうというところまではですね、いただいていたというのがですね、現実でございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>その出てくる運営的な状況の中で、例えば経営諸表となる部分、損益計算書であったり、そういった経営諸表といわれるような部分というのは、一切村としては知る由もなかった、見ることもなかったということでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>いわゆる総会とかに出るような経営諸表ですね、貸借対照表とか、そういった部分については、確認はしていないということでございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>私も賃貸借契約の最終版のほうはちょっと手元にはなかったもので、以前全員協議会等で出された資料を確認したところ、やはり村として契約上そういう経営状況を知るすべを契約上結んでいなかったということはあったかと思えます。</p> <p>ここに対しては、やはり今一度考えておくべきだったのかなというのは、1つの反省点ではないのでしょうか。やはりその部分に対して、何かしらか介入できる措置がなかったのか。</p> <p>指定管理の基本契約書のほうを見ますと、指定管理施設のほうは、基本的には状況に応じて、その施設の運営状況を明らかにするような指導等は、できる措置というのは契約上認められていますので、ここが指定管理施設と賃貸借契約の大きな違いでもあった部分というので、やはり賃貸借契約であった以上、賃貸借契約をしたときの村と契約者との関係性が非常に難しい中、この経営をしてたんだな、というのが思うところあります。</p> <p>基本的に村としては、この小石原ドットコムが破産を申請するという段に至る前に、そういった予兆であったり、そういったことをつかむというようなことは一切なかったんでしょうか。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>今、小石原ドットコムさんの、村長が申しましたように、利用者数とか、その辺の話は増加傾向であるとか、その辺のものを報告をいただいているところではありまし</p>

	<p>た。それは農泊推進協議会の中で報告をいただいているところでございます。</p> <p>あと収支の面ですね、例えば収入と支出みたいなどの一部の資料等についてもですね、一部、全部しっかりした貸借対照表のようなものでいただいたことはございませんけども、そこで、小石原ドットコムの中の各事業がある中で、ここはちょっと苦しいけども、こちらで今なんとか収益を上げているとか、そういったような数字ですとかというのは頂いたりはしていますが、会社として、全体としてそのような経営状況がどうであるかといったようなものについては、ちょっとこちらのほうに報告をいただいております。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>向こうから頂いてた資料が、おそらくその程度の資料でしかない中で、村としてもそれ以上に推し量るものがない中で、何も判断できなかったというのは非常に理解できます。</p> <p>ただ、やはり潰れてしまうと、どうにもできないという現実を立ち戻ると、やっぱりこういうことでは駄目で、やっぱり事前に何かしらアクションできる措置がないと、なかなか難しいのかなと。</p> <p>今回アクアクレタを運営していた小石原ドットコムも非常に難しい局面に置かれていたんだというのは感じられます。</p> <p>当初の公募のときには、要は、企業の研修の場で使うということでコンペを取られたはずで。結局蓋を開けて、最終的には企業の研修ではなく、一般利用客向けということで、かなり業態をチェンジされた経緯があったかと思います。</p> <p>そういった部分で、村は、要は、公募があつてから、運営される小石原ドットコムが企業として立ち上がり進んでいく中で、どういった形で運営に関して協議等を行ってきたのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>契約後の部分につきましては、元々企業研修という提案があつたのは、資料を見てですね、見たところであります。</p> <p>ただ、コロナの影響でなかなか思うようにいかなかったという話がある中で、今年度5月からの5類移行後ですね、そこに重点的に力を入れてたのかどうかというところについてはですね、12月ぐらいに報告を受けたときには、直接の説明はありませんでした。</p> <p>村としてもですね、そっちのほうに元々やってたじゃないかというところまでは、そのときには協議はやっていなかったというところではございます。これについては、経営内容について報告をいただいたときに、そういった部分で出すという当初のプロポーザル、提案の内容ですね、これについての確認はできていなかったというふうに思っておりますので、これについては、執行部としても大変反省しなければいけない、今後どういった形で進めていくかという部分にはなってくるんですけど、今、それこそ管財人の方との話はできるんですけど、直接経営者ご本人さんは連絡がつかせせん。管財人とはつくらしいんですけど。</p> <p>その中で、やはりアクアクレタ、体験交流、そういう企業研修という施設で整備した中で、今の運営形態でどこに問題があつたのかという部分、もし赤字であればですね。黒字であれば、もっとどういうふうになれば伸びるのか、こういった部分をするにあたっての課題意識の洗い出しというのが、ちょっとなかなかできない部分がありますので、これも地域の方と併せて、今後再開に向けての動きの中では、検討しなければいけない重要なことだというふうには思っているところです。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	これ振り返るとかなり、ここでこうしておいたほうが良かったなというポイントが

	出てくると思うんですね。ぜひ、それを村として、まずは、ここでこうしておくべきだった、どうしておくべきだったということ、やはり何かしらか検証する機会であったり検証する場をもって、どうだったかということをもう一度すべて振り返ったうえで、明らかにしていただきたいなと思いますが、現状のところ村長は、そういった部分の検証を行う予定はありますでしょうか。
議長	村長
村長	今の資料で検証というのはなかなか難しいことではあるんですけど、あらゆると申しますか、検証がなくては次の段階に進むときに、やはり公募するにしても、やっぱりその機能とかをですね、村として「こういうコンセプトです。」という説明ができなくなりますので、その検証の部分は非常に大事なことだと思っております。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>本当に振り返ると、僕も何でこんな形に最終的になったんだという、不思議な部分が山ほどあります。</p> <p>しかしながら公募があつて、プロポーザルというか公募の場で決まっていた部分というのは、しっかりとやっぱり応援できる体制というのを整えていかないといけないので、そこに対してとやかく言うつもりはありません。</p> <p>ただ、やはり決まって以降であるし、あとは今回運営された小石原ドットコムに関しては、宿泊施設の運営に関しては、本当に未経験ということだったかと思えます。それも要因として非常にあるのかなと思えますので、今後の公募のあり方、そして運営開始後の経営状況の判断というのを、やはりどういう体制で行うのかというのが一番大事なところではないかなというところで、この質問の要旨にも書かせていただいたんですけども。</p> <p>専門的な知見、常に行政サービスと向き合われている役場の皆さんに、その知見を得てというところは非常に難しいかと思えます。やはり民間の経営と行政の経営の部分は、似て非なる部分もちろんあるかと思えますので、そういった部分に関して、ぜひ、専門的な知見ということで、いろんなやり方もあるかと思えます。</p> <p>公募においても、経営者であつたり銀行であつたり金融機関、税理士であつたり、いろんなその専門的知見として入れる形であつたり、可能性としてあるかと思えます。そういった部分で、村として、今のところ何かお考えはあるでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>前回のこのアクアクレタのですね、経営者の公募におけるプロポーザルにおいては、専門的知識を持つ方としてですね、デザイン、また建築を専門とする先生ですね、と金融機関の方にですね、専門家という形で入っていただいたという経緯はございます。</p> <p>その中でプロポーザルを行って、プロポーザルの中でもやはり重点的な配分ということで、1つは事業計画の具体性、運営管理計画の妥当性、また資金計画の現実性、そういった部分に重点的な配分を行いながら、プロポーザルを公開という形で行ったところでございます。</p> <p>その中でもう、自分が知りうる範囲で、やっぱり仕様書等を見た中で、これはちょっと反省しなきゃいけないと思うのが、応募資格のある方が法人または個人という資格で出されてました。</p> <p>個人でこれをやるというところで、その応募があつた方も法人と同じレベルで、事業計画がどこまで信憑性、信頼性があるのかということになると、やっぱりその辺りについては、今回、前回はそういった専門的な方に入っていておられます。</p> <p>ただ、そういった部分についての、何と言いますかね、採点と申しますか、そういったアドバイスとかですね、そういったところまでは公開の場ですということであ</p>

	<p>りましたが、できてたかどうかというのは、検証すべきではないかなというふうに思っております。</p> <p>あと提出書類の中に、過去3カ年の事業実績というか財務関係の表を付けるようにというところになっておりました。</p> <p>ただ、個人であったり新規法人の場合は過去の実績がありませんので、それは不要という形で書いていたところまでは、ちょっと読み込んではいるんですけど、そういったところもですね、会社の信頼性というところで、やはり次回と言いますか、今回の反省を受けて、次のステップに進むときには、やはりしっかりその辺を確認しながらですね、いろんなアドバイスをいただきながら、より良い形で進まなければいけないというふうに思っております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>この小石原ドットコムが選ばれたプロポーザルに関しても、最終的に4社しか応募がなく、4社の中から決めたんですね。</p> <p>このとき私も警鐘を鳴らさせていただいて、無理して決める必要はないんじゃないですかという話も言わせていただいて、その中でそういう話になれば、決めないこともありますという形でしたけども、やっぱりどうしても4社が集まったプロポーザルになると、どうしても相対的評価になってしまいがちになるので、やっぱりその中で評価をしていくと、やっぱりトップの点が出て、トップの点がある程度超えていたら通過してしまうというところの怖さもあるので、以前も視察をいろいろ委員会等で行かせていただいた中では、1つ言われたのが、当時は3億近く改修の費用をかけるということが非常に大きなインパクトを与えるので、全国的に公募して多く集める中からいいものを選んでいくべきなんだという話を聞いてきた中で、4件しかなかったという現実もあるんですけど。</p> <p>なので、非常にこの公募という難しさを感じさせられる部分でもありますので、ぜひ、今後公募のあり方であったり、公募前はすごく審査をしているはずなのに、その後に関しては、すごく何もないという世界が今、現実として明らかになっているので、そこに対しての対応をぜひとも進めていただきたいなと思います。</p> <p>次の質問で、監査委員の知見の活用についてということで、先ほどの専門的知見が必要ではないかという部分で、しょっちゅう専門家に頼めるかという部分も非常に難しいかと思います。</p> <p>とはいえ今回のこの賃貸借契約に至っては、監査委員の方の業務の範囲外、範疇の外であることは明らかではあるんですけども、そういう監査委員さんの定期的な検査であったり、そういったところでの知見を活用するというやり方もあるのではないかと。</p> <p>そこに至っては、近年、特に大きな市とかではですね、弁護士であったり税理士さんがもう監査委員を兼ねるといって、業務委託するような形も出てきております。</p> <p>現状の行政サービスかなり複雑になってきてますので、そういった部分の村としての考えがあるかどうか、まずお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>専門的な知見が必要な場合については、特に弁護士については、広域圏のほうで顧問弁護士を選定しております。それについては、村からの相談であれば、普通はですね、無料相談という形でやりますけど、村であれば何回でも行けるということで、そういう制度を活用させていただいているところではございます。</p> <p>先ほどご質問いただきました、監査委員に弁護士なり税理士さんをどうかという部分については、自治体の規模等もあるとは思いますが、すぐにはですね、ちょっと現実的には考えてはいないところではあるんですが、今後の社会情勢等、近隣の状況等</p>

	を踏まえてですね、導入の検討は必要かなというふうに思っているところでございます。以上です。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ちょっとアクアクレタと話がそれてしまうんですけども。</p> <p>今の行政の会計がかなり複雑になってきて、簡易水道に関しても今度公会計化が行われたり、インボイス制度も公共施設にも関わってくるという、非常に行政ながらも税に関して非常に難しい部分もありますので、ぜひ、そういった知見が活かされる場ということを考えていかないと、じゃあ、行政内でそのチェックができるんですかという部分が問われてきたときに、またここもチェックの対象になってきますので、そこはぜひ、厳しい目で見られるということ、まず行政の中からもしていかないといけないということ、ぜひ考えていただきたいなと思います。</p> <p>その中で、次の質問にまいりますが、今後の施設の運営形態について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>先ほど来からこの賃貸借契約というのは非常に難しいなという部分を、非常に感じます。</p> <p>というのが、やはり賃貸借契約で縛れば縛るほど、受ける側にとってはメリットがなくなってくるし、賃貸借契約でじゃあ、経営諸表を見せてくださいという条項を入れるというのは、やっぱり企業側にとっても非常に、なんか信用されてないのかなという部分は非常にするところではあるので、どうなのかなと思う部分と、今までの小石原ドットコムのようにも少し、以前ですね、こうなる前の以前にお話を聞く中でも、やっぱり行政との距離感であったりお付き合いの仕方、支援の受け方、こういう支援がしてもらえたらなという部分に対しての、いろんな意見も伺う場もありましたけれども、なかなか賃貸借契約であると、村から大手を振って、その運営主体に対して、何かしらか支援をするというのは、非常に何か難しいだろうなと思うところがあって、片や指定管理施設においては、村がこういう施設が必要だから、こういう事業を行ってくださいよという施設なんで、それに対してはいろんな支援のやり方というのはできると思うんですけども、この差が非常に表れてしまって、最終的に小石原ドットコムが孤立してしまったんじゃないのかということも、ちょっと想像はつくんですけども。</p> <p>実際のところ村としては、今後、以前と変わらず賃貸借契約というのを、スタンスを続けていくのか、あるいは村としてのしっかりとビジョンを示したうえで、指定管理施設として、やっぱこういうふうな使い方の施設としてやるので、運営事業者いませんかというふうな部分に舵を切るのかどうか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>賃貸借契約になった経緯については、議員さんもお存じかなとは思いますが。</p> <p>先ほど申された農泊推進協議会の前身である水源地域活性化プロジェクト委員会の中の会議録の中で、最初は指定管理者の話がされて、やっぱり儲けていただく施設なんで、やっぱり家賃収入が見込める賃貸借契約がいいのではないかという結論に達したというところで、こういう形になったのだというふうに理解しているところでございます。</p> <p>今、管理の公共施設、公の施設の管理のあり方が、今、質問の中にも問われているなというふうに思っているところではございますが、施設の管理運営の形態については、いわゆる先ほどの指定管理方式、地方自治法に基づくものですね。それと運営経営方式というのがございます。PFI法の中にもございます。</p> <p>あと賃貸借契約、これは民望の規定でございますが、この3つのあり方を、一度、今の議員さんじゃないですけど、前の議員さんのときに指定管理のあり方の中でご説</p>

	<p>明をしたところではございます。</p> <p>何より指定管理者の方式においては、やはり家賃とかそういう形で、村のほうにお金が入るすべが基本的にはないということ。やっぱり村が設置するものに対して、運営をしていただく指定管理者を選定するという、先ほど議員さんが言われたとおりでございます。</p> <p>それに合わせて、プラスする形で運営権という形を取ると、運営権料という形で設定した金額を、家賃ではないですけど、運営権という形で村が徴収できる。</p> <p>賃貸借契約というのは、やっぱり一番自由というか、お互いの契約に基づく契約でするので、自由に賃料も設定できるしというところで、賃貸借契約のほうに落ち着いたというふうにですね、考えているところでもあります。</p> <p>それぞれメリット、デメリットがありますので、いろんな施設、いろんな考え方を踏まえながらですね、やらなければいけない。</p> <p>今回のアクアクレタについては、ちょっとこの形式についての協議も行う必要がありますけど、今のところはやっぱり賃貸借方式が適当かなというふうに、村の中ではですね、現状では考えているところです。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>賃貸借契約で行くというなら行くという方針でいいんですけども。</p> <p>前は3億の改修の費用は村が持つというか、村がそういうふうな事業費を持って、お互いにその改修をやって進めていくという話だったけれども。</p> <p>じゃあ、今度はもうそれはないわけなんですよ。それで公募して、果たして来るのかなというのは、非常に難しい状況である中で、それで賃貸借契約でやってくださいって、非常に虫のいい話じゃないかなとは思ってますよ。</p> <p>よくよく本当に、あそこの小石原という場所で、あの小学校という場所で、3億の事業費を村が出して、事業を賃貸借契約で、何なら3年間は小石原ドットコムは無償賃貸だったわけで。</p> <p>それにもかかわらず4件しか応募がなかったという現実があるわけなんですよ。公募の仕方もちろんあるとは思ってますけれども。</p> <p>厳しい状況の中で、やっぱりその形態ではなかなか食いつきがないということ、まずは認識するべきなんじゃないかなと思うんですが、今の賃貸借契約自体が公募数が少なかった、あるいはなかなか行政と事業者とが一緒にやっていけなかったという部分に関しては、村は今、村長としては何かそこに、もう少し何かできなかったのかなというか、思いはないんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>賃貸借契約という形ではありましたが、ドットコムさんにつきましては、やっぱり地域との繋がりをきっちり取っていただくという形で、そういう活動はしていただいていたというふうに思っております。</p> <p>行政とのかかわりという部分については、やっぱりこの施設を使って、自由にというわけではないですけど、やっぱり目的に沿った使い方をしていただいて、結構考え方としてはですね、フリーな感じでやっていただくというところが前提だったというふうに思っておりますので、そこで、運営についてという部分については、村としても入り込めなかった部分があったのかな。</p> <p>ただ、いろんな形で、例えばレンタサイクルの事業と一緒にやりませんかとか、そういった部分はされてたしですね、企業誘致とかをしたときの考え方もあるとは思ってますけど、例えば、村が株主とか出資をしてとか、いろんな考え方とかはあるとは思ってますけど、そういうさまざまな部分を加味しながらですね、今のところ賃貸借契約のほう結構自由というか、手を出しやすいのかなというふうに思っているんで</p>

	すけど。 また、先ほど議員さんの質問のように、そっちの賃貸借のほうが手が挙がりにくいというのがあれば、その辺りについても、いろんな民間の事業所等ともですね、ヒアリングというか、広く聞くわけにもいきませんが、どういう形がいいのかというのは、しっかり方向はですね、定めていきたいと思います。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	ぜひ、ちょっとそういう経営者、事業者に耳を傾けてみてはどうかと思います。 私もこのアクアクレタの案件が2月に発生してから、いろんな方から「こうしたほうがいいんじゃないか」「ああしたほうがいいんじゃないか」という話、本当にいろんな部分が、毎週電話かかってきたりするんですけども。 村はどう、この施設を支援というか、応援されるんですかね、という部分非常にそこを大切に聞かれます。 それが、賃貸借契約なんで自由でやってくださいと言って、「えーっ」そこで一瞬で引いていくんですよね。 じゃなくて、村としてあの施設をどう使っていくのかっていうビジョンの下、村ができる企業と一緒に応援しながら、共存しながらやっていくということを考えるうえでは、ちょっと賃貸借契約というのが、あまりに魅力がないんじゃないかなという部分を、ちょっと言わせていただきたいなと思います。 次の質問ではありますが、宿泊施設として今後も使っていくつもりでしょうかという部分で、現状でも村内に、アクアクレタを含め6施設ほど宿泊施設というのが村内に点在しております。 そういった中で、今、観光アクションプラン推進委員会のほうでも宿泊部会等を通して、連携等は図られてはいるんですけども、実際のところ宿泊客が伸びなくて、今回も結果破産してしまったわけではありますが。 村としては、今後もアクアクレタという立ち位置に関しては、宿泊施設ということを継続していくおつもりでしょうか。
議 長	村長
村 長	宿泊施設の箇所と言いますか、それぞれ目的が違うと言ってしまうと、ちょっと身もふたもないんですけど。 アクアクレタもキャンプ場があると考えたら、キャンプ場施設というのは村に3カ所あるという形になっております。あとは宝珠山地区に2カ所、小石原地区に今は閉鎖されておりますけど、アクアクレタがあるということで、宿泊施設、滞在型の宿泊施設、元々が交流施設という位置付けであったと思いますが、としての価値は十分あると思っておりますし、やっぱり誰に聞いても、こんないい施設という評価をいただいているところもございますので、基本的には各施設それぞれの特徴を活かしながら連携を模索する。これは、先ほど議員さん申されました、観光アクションプランの中でも話されていることでもありますし、観光中核組織の立ち上げについても、これが実現した中ではいろんな、さまざまな機能に基づいた村の魅力のブラッシュアップというのはできると思っておりますので、アクアクレタについては、今、せっかくあそこまで整備がされておりますので、施設の整備を、追加の整備というのは基本的にはあんまり考えられませんので、その中でどう活かしていけるかというところで、現状としては滞在型の宿泊施設ということで考えてはいるところでございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	これ以上やってもどうどうめぐりな感じはあるので、ぜひ、経営をされている方々に、いろんなご意見を伺ってみてはどうかと思います。 行政の論理から、こういうふうな施設であってほしいなっていう部分が、必ずしも

	<p>そこが経営が成り立つという部分にはならないと思うので、やっぱり経営が成り立つなら、おそらくすぐにでも、じゃあ、もうここ貸してくださいと、これぐらいの家賃払ってでも入ります。という話が来てもいいはずだけでも、そんな話が一切来ないんですよね。どれぐらい村がご支援をいただいて、みたいな話が非常に多いんですよ。</p> <p>だから、今の小石原小学校の跡という立ち位置を、今一度よくよく考えて、なおかつ、小石原ドットコムが形を作った後という部分に関しては、もう逃れようのない事実であるので、そこどう向き合っていくか、本当に真剣に考えていかないと、かなり長い年月あそこが使われないうままになってしまうのが、もったいないなというところで、例えばのところ、去年もちょっと村長のほうから発案されましたけど、ローカル10000プロジェクトであったり、何かしら関わる企業がメリットがあるような形というのが、村から発していかないかぎりには、ならないかなと。</p> <p>私が思うのは、宿泊施設に、すべてを宿泊施設にするこだわりを若干捨ててもいいんじゃないのかなと。</p> <p>入って来る話の中には、福祉施設として有料老人ホームであったり、小規模多機能型の施設であったりと、全部が全部そうある必要もないですけども、いろんな固定収入を稼げる場というような複合的施設ではないと、なかなかこの波がある小石原では難しいというのはずっと、最初にこのプロジェクトが始まったときからずっと考えてきた話なので、そういうなかなか難しかったこの宿泊事業に対して、もう一度精査する必要があるということをお願いしたいと思います。</p> <p>最後に、早期再開について、どのように村長はお考えでしょうか。先ほどの管財人との話も含め、大体どのぐらいの時期にこの整理がつき、次のステップに進んでいくのか、その辺に対してのスケジュール感をお教え下さい。</p>
議 長	村 長
村 長	<p>いろんな村のほうにもですね、お話をいただいているところではございます。</p> <p>先ほど議員さん申されました福祉施設についても、ちょっと数名いただいているところではございますが、元々ダムの基金が入っている。基金についてはいいんですけど、あと合併特例債の中での事業目的等もございまして、その辺りもちょっと考えなければいけないというところはあるんですけど、一応頭の中にはそういう可能性というか、はインプットはされているところではございます。</p> <p>ただ、そこら辺りまで全部広げると、ほんと1年ぐらいかかる可能性がございまして、やっぱりスケジュールという話を先ほどいただきました。スケジュールについては、ほんと正直言って今のところ何月とか何カ月にやるとかいうところはですね、示せる段階ではございません。</p> <p>本来から言うと、やっぱり夏・秋の行楽シーズンまでになんとかとか、建物そのままですとすればそのくらい可能かなと思いますけど、それについては、ほんと長くなればなるほどマイナスになりますので、マイナスというか、イメージ的にですね、マイナスになりますので、そこはしっかり踏まえて、工程については組みたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>ぜひ、慎重にまずは検証して、どうしていくかを検討していただきたいなと思うとともに、もう1つ村長に、要望的な話ではあるんですけども、小石原ドットコムの経営諸表、経営状況のデータ等々を必ず入手していただきたいなと。</p> <p>これがなぜ重要かと言いますと、もちろん小石原ドットコムが、やはり経営として本当にちゃんとできていたのかという判断にもなりますし、これから先の話、やはりこの宿泊事業としてどうだったかという部分に対しての検証は、この数字を見ないかぎりにはできない。かつ、次の団体にとっても、この数字というのは喉から手が出るほ</p>

	<p>ど欲しい部分でもあるかと思えます。</p> <p>そこをうまく活かしながら、次の展開にぜひ進めていただきたいなと思えますが、この指標については入手できるものなののでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員さんのご指摘ほんともっともだと思っておりますし、そうしなければいけないというふうに思っております。</p> <p>指標が手に入るかどうかという部分については、管財人さんとの関係、また、本人と連絡が取れない中で貰えるかどうかという部分については、直接自分の口からというかですね、事務的ではなくて、やっぱり今後のために絶対必要なんだということで、交渉というかですね、努力はさせていただきます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ここからがおそらく村長の腕の見せ所というか、うまく進めていけるかなという部分はあるかと思えます。</p> <p>ですので、交渉面であったり、そういったところに非常に期待する部分と、あと、今日も議場にメディアさんが来らっしゃってます。結構村民の方にも言われました。村長のメディア対応の中で、やはり若干気になる部分、他人事なふう聞こえてしまったところのご苦言をいただいた部分もごございます。もう全国放送されるぐらいまで、このアクアクレタという部分を取り扱われているのを、重々承知をしていただいたうえで、やはりこの深刻さを乗り越えられるか乗り越えられないかが、次のやっぱり東峰村の振興に非常にかかわってくる部分でもございますので、ぜひ、その、特に、一番表に立つ顔の方がしっかりとした対応をしていただくという部分に関して、最後にもう一度、村長から一言お願いしたいと思えます。</p>
議長	村長
村長	<p>メディアの対応と申しますか、ちょっと自分のしゃべり方自体が抑揚がないしゃべり方のございますので、大変なんか感情のないしゃべり方に聞こえてしまうので、大変申し訳ないというふうに思っているんですけど。</p> <p>この施設に対してはですね、やっぱり小石原地区の生き残りというか、小石原地区がどうやって今後やっていくかという中で、地域と地域で話をしながら作り上げたものでございますので、やはり今回こういう形には結果としてなりましたが、実際にこの施設、本当にいい施設だと思っております。いろんな方に評価をいただいて、もう結構オープンするとき掃除とか、そういった心配りとか行き届いている施設でございましたので、自分たちも実際に行ったときに、ちゃんとやってくれてるな、というイメージしか持っておりませんでしたので、その辺りについては、先ほど申されたとおりの数字等でですね、判断ができなかった。これについてはもう大変申し訳ない、反省するところでもございますし、今後についても、この施設をどう活かしていくか、やはり地域の思いが一番でございますので、そこを進めたうえで、必ず再開に向けてですね、ステップを踏み、きちんといい形でですね、再開をしていかねばならない、いきますという形で、やらせていただきたいと思えます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>しっかりとした情報をですね、村外にも、もちろん村内にもまずはしっかりと発信していただきたいと思えます。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>AIの業務活用についてということで、ちょっとAIという漠然な話だったんですけど、生成AI、最近話題になっております。チャットGPT等であるAIの活用について、お伺いをしていきたいと思えます。</p> <p>ここ数カ月で一般的に利用可能な生成AIが飛躍的に進歩をしてきております。こ</p>

	<p>れを行政の業務にうまく活かしていけないかというところで、質問をさせていただきたいんですけども。</p> <p>近年、窓口業務もかなり複雑化をしてきているかと思えます。いろんな業務がどんどん、どんどん制度とかもできていったり、最近ではコロナ禍でもあったりして、いろんな補助金、助成金、給付金等々があった中で、非常に難しいところもある中で住民対応業務であったり、あるいはチラシ、ポスターの作成等の、ある意味クリエイティブな業務に関してこのAIの活用というのが、どんどん進んできている状況でもございます。</p> <p>その中で、東峰村においては、この業務の効率化をしていく視点の中で、AI、特に生成AIですね、を使っていく可能性、あるいはそういった視点を持っているのかどうかお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>生成AI、元々AIと言われていた部分、今、村のホームページにあるチャットボットとか、そういった部分と、今回質問にもあがっております生成AI、やっぱり進化の度合いというか、それについては歴然と劇的にですね、進化しているというか、今も1日、1週間ごとにどんどん新しい機能が増えているというのは、現実としてですね、報道等を通じて感じておりますし、自分も1月25日ではございますが、そういった生成AIを活用した自治体の働き方改革という研修がございまして、そちらのほうに参加させていただいたときに、実際にどういう形で生成AIの活用ができますよという提案形式で、マイクロソフトの偉い方が来てやってたんですけど、あれを見ても、自分の実感としては、なんか自分で調べて自分で作ったほうがいいのか、実感としてはあるんですけど、やっぱりいろんな自治体でも業務の効率化、ということが生成AIをすることによって業務負担が減るのか、そういったところはですね、いろんな自治体に検証されてて、それがもうすでにホーム上で見られるようになっております。</p> <p>ですので、村としても、やはり少ない人員の中で、やっぱり事務処理等ですね、今回の反省とかいう部分もですね、含まれてくるとは思いますが、やはりミスのない、生成AIもちょっとですね、ミスと言いますか、ハルシネーションとか、そういった問題等も抱えている部分はありますけど、あくまで補助的思考の装置として、やっぱり検証する必要はあるというふうに思っております。</p> <p>特に、役場の中はインターネットの環境が、今、業務用のパソコンは仮想化という中でしか動きませんので、やっぱり形状としては課に1台インターネットに繋がって、office365のコパイロットですかね、そういったものを使いながら、実際にどういう業務で使えるのかというところの検証を、実際に村の業務の中でやっていく必要はあるのかなと思っています。</p> <p>個人個人にするのはちょっとセキュリティの関係とかで、ちょっと今のところ実現が難しいので、そういった形で、課に1台あって、それを使いこなしていくというところ、例えば筑前町とかもうインターネットに繋がるパソコンって課に1台しかございませんので、そういった形で、まずどういう補助的業務ができるかというところはですね、検証すべきであるというふうに思っております。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>この生成AIというものが、鍛えれば鍛えるほど、学習させれば学習させるほど鍛えられていくものでもあります。</p> <p>ですので、やはりどうやっていくかというのは、本当に業務改善の思考が高ければ高いほど進んでいくものでもあると思うので、ぜひ、たくさんの方で、特に若手職員等々はこういうところにはすごく携わりやすいというか、タッチしやすい部分でもあ</p>

	<p>るのかなと思うので、そういった視点等々も使っていくべきのかなとは思うところ です。</p> <p>特に、最初窓口業務という部分も出ささせていただいたんですけども。</p> <p>やっぱりいつでも、誰が、どういう方が来ても同じように対応できる、要は、サー ビスというのは非常に大事なのかなと。もちろん職員さんも担当の方、休まれたりす ることもあるかと思いますが。そういったときでも、担当の方がいなくても、もちろん その知識があって、同じような説明ができればいいんですけども、その部署を担 当しなければ全く知らないこともあっても、そこでA Iという学ばせたものがあるな らば、そこを引き出して、自分の口からちゃんとお伝えするというのも、もちろん できるかと思いますが。</p> <p>もちろん対応するのが、A Iが機械的に対応するんじゃなくて、それを使って対応 する。村長が言われた補助的機能だと思いますので、ぜひ、そういった部分を、もう 今、業務多忙と言われる中であるならば、そういった部分をA Iに学ばせて、しっか りと村民であったり来訪者等々に、ゆっくりと話せる場を提供することが大事かなと 思いますので、ぜひ、検討していただきたいなと思います。</p> <p>もう1点、教育長へのお尋ねになります。</p> <p>最近スマートフォン等々でも簡単にこのA I機能を使えるご時世になってまいり ました。子どもたちへのA Iとのふれあい方というか、どういうふうはこのA Iを見 ていくかという部分、A Iリテラシー教育と書かせていただきましたけれども。</p> <p>本当について最近ですね、読売新聞のオンラインで出てきた話で、中学1年生250 人の半数超えが理科の課題で同じ間違いをしたと。教諭の違和感の正体は生成A Iの 誤答だったという話で。</p> <p>もちろんその中学1年生に先生が、インターネットを使ってそういう調べ物をして いいよって言ったら、7割方がその生成A Iを使って、答えを導き出したものが誤答 だったという話を、先生がなぜ間違ったのかという追及をしていったら、それが元々 の大手メーカーのサイドが間違った情報を出していたのを、A Iが拾ってたという ところまで行きついたんですけども。</p> <p>そこまで先生がすごくやっていったから分かったんですけども、今後子どもたち がそういうことを使っていく世界に、もう入っていくのは間違いのない話で、子育て 世代の方々も、ちょっとある種の進研ゼミとかされているベネッセの統計では、7割 方はもうそういった部分を肯定的に捉えざるを得ないというか、というのも出でいま す。</p> <p>今後東峰村の子どもたちにおいても、こういう生成A Iとの向き合い方で、ある意 味感想文に関しても、これ書いてと言え、何文字で書いてくれる世界がもうここに 来ている中で、どういうふうに向き合っていくのか、ご質問したいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ただ今議員さんからいただきましたご意見について、全く子どもたちの使用につ いてはですね、同じような心配がいろいろ論議されております。</p> <p>基本的に生成A Iの答えをうのみにする、また、大学生とかが生成A Iを使って論 文をまとめて、それを提出する。そこに自分の頭は全く通さないで、やっていくとい うところについてですね、全くやっぱり主体性のない人間が育つのではないかとい うふうな懸念が言われています。</p> <p>このような不安を払拭するためにも、文科省のほうは先日、この生成A Iの使用、 活用についてのガイドラインを作りました。</p> <p>大きく3つ、1つは、義務教育の中では、中学生以上とかいう年齢制限をする。 2つ目は、保護者も一緒になってですね、この生成A Iのうのみにすることの危険</p>

	<p>性について啓発する。</p> <p>3つ目が、情報活用能力のなお一層の充実ですね。一番大事なのは、もう3つ目なんですけど。</p> <p>1つ目は中学生以上の年齢制限をするというのと、保護者と一緒にスマホ教室とか、いろいろ学校でも現場でもやっておりますけど、それに準じた形で生成AIに騙されないようにというような、基本的に学校でやることはですね、批判的思考力、批判的に物事を考えていくような考え方、指導法が有効かと思います。</p> <p>それが1つ、情報活用教育という内容になります。</p> <p>その中で、やっぱり情報を使うときには、きちんとその信憑性を確認するんだよと。そして、それが本当に正しいか、多面的な、いろんな子どもたち、友だちとの意見とか先生たちの意見とかを聞きながら総合的に、最終的に自分が判断すると。そして、それを基に正しい考え方を自分で付けていくという点、それが一番大事なかなと思います。</p> <p>もちろん情報モラル的にもですね、個人情報とか、そういったことについても懸念するというのはあると思いますけど。</p> <p>これについては、先ほど繰り返し言いましたけど、批判的思考、これは本当にそうかなと思うような、やっぱり指導を積み重ねていくことが、私は大事だと思っています。</p> <p>まず1つ目に、生成AIに作らせた問題を基に、これが本当に正しいかどうかをみんなで考えてみましょう。いろんな多面的に調べてみましょう。そして、それが本当に正しいかどうかを判断しましょう。みんなで話し合っ。というようなことで、繰り返し繰り返し批判的に物事を捉えていく。</p> <p>あんまり批判的に物事を捉えても、普段疑ってばかりというような子どもが育ってもいけないんですけど、やはりそういうふうなことが、これからはですね、いろんなフェイクニュースが流れています。アメリカの大統領に関してのフェイクニュースとかが流れていますように、やはりそういうふうな物事を冷静に考えること。これがやっぱり詐欺サイトとか、そういうのに引っかからないような子どもたち、大人にするためには必要かと思っております。以上でございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ぜひ、いろんな考えを持って、特にやっぱり本物を見る目というか、その本質を見る目というのを、ぜひ育てていただきたいなと思います。</p> <p>最後に、LINEの活用について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>行政広報のあり方です。</p> <p>令和4年の12月定例会でもこの質問をさせていただいたんですけども、どのように進んだのかと、また、あともう時間がないので、あとの質問はもうぶっ通しで行きたいと思っておりますけれども。</p> <p>他市町村ではLINEの活用、かなり研修が進んできております。特に福岡市が進んでいるのかなという感覚はあるんですけども。</p> <p>その中で、積極的に取り入れたらいいんじゃないかなと思うのは、休日当番医であったり、特に子育ての世代であったら土日に子どもが熱出したりしたら、どこ連れて行こうかなという部分、医師会じゃなくて、まずは当番医というところを探す中で、調べるのは日田市のサイトであったり朝倉市のサイトで、いまだ東峰村は載せてはもらっていないんですね。</p> <p>というような状況下である中で、そういった部分がすぐに出てきたり、あるいは防災情報などの利用性の頻度が高い部分を掲載するなど、いろいろやり方があるかなと思います。</p>

	<p>福岡市や日田市のように、道路、河川等々の破損状況をLINEでも報告できるようなシステムが簡単にできています。</p> <p>今、東峰村もG空間やっておりますけれども、あれ入力すごく難しいというか面倒なんですよ。</p> <p>そういうふうな部分を考えて、やはりいかに住民から情報を得るかという部分に対しての距離感を、もっともっと詰めていただきたいなと思うところがあります。</p> <p>もう1つ前の質問に戻りますけれども、やはり個人に対して広報していく時代にどんどん、どんどんなっております。その個人に対して、どんどん情報を投げるのが、じゃあ、一体何なのかというのが、やっぱり各家庭に広報誌であったりお知らせの紙行きますけれども、それが全員にわたるかというのは、やはりなかなかこのご時世行けるのかなという部分があります。中でLINEというのが非常に有用じゃないかなというところで、村長に、長くなってもいいんですけども、最後に、どういうふうにLINEを活用していくのか、そして、どういうふうな取り組みができるのかということに関して、最後ご質問させていただきます。</p>
議長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>このLINEの活用の件については、もう本当個人的にはLINEってあんまり使ってないんですけど、やっぱり一番多数の方が使っている。これの活用ということで、令和4年ですかね、質問いただいたときには、村外向けという形でLINEを使っていますという確か話で、もっと村内向け、元々どっちに向けてやっているのかという話で、ちょっと曖昧なところがありました。</p> <p>今のところの基本的な考えは、どちらもという形ではあるんですけど、先ほど言われたとおりの部分で、リッチメニューの内容の見直しを今行っております。2月からですかね、そういった生活に密着した情報を入れるようにということで、というか、何で入ってないのと、逆に聞いたぐらいだったんですけど。</p> <p>日田市についてはそういった部分、また、ごみ収集が今日ほどどこですとよか、ごみの収集に関しては、うちはもうある程度固まっていますので、変更があった場合とかにはなると思うんですけど、そういったところを、やっぱり村民の方がLINEで東峰村を登録することで、こういう便利なことがありますよというところを、なかなか今も情報戦略大事と言いながら、アナウンスできてないなというところがございます。</p> <p>ただ、その中でリッチメニューという言葉の中で、今、村内の人向けですね、メニューの整理を行っているところでございますので、これについて、仕組みについてはですね、2月から変更した。その意見をいろいろといただいて、また、さらに、こうしたほうがいいんじゃないという意見をいただきましたら、あれは改善するのはそんなにかかりませんので、随時改善していきたいというふうには思っております。</p>
散会	
議長	<p>これをもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。</p> <p>3月11日月曜日は、引き続き一般質問を午前9時30分より開催し、一般質問終了後、予算審査特別委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(15時25分)</p>

第2回 東峰村議会定例会会議録

令和6年3月11日
(第 4 日)

東 峰 村 議 会

令和6年 第2回東峰村議会定例会議事日程

令和6年3月11日開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1、先週に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>3番 佐々木孝議員の質問を認めます。</p> <p>3番 佐々木孝議員</p>
3 番	<p>今回は、学校教育の更なる充実を願って質問をさせていただきます。</p> <p>東峰学園の先生方には、日々子どもたちの教育に尽力をいただき、子どもたちも伸び伸びと育っていることが伺えます。先日の中学部の卒業式も先生方の温かな愛情の下で、子どもたちが巣立ったことをうれしく思うところです。</p> <p>先生方の頑張りを認めたくえで、さらに学校教育が充実していくためにですね、応援という形で、前提に質問いたします。</p> <p>学校では教職員の働き方改革を進めております。5年ほど経つんじゃないかと思いますが、教育委員会としてはどのような姿になったとき、働き方改革が進んだと捉えているのか、まずお聞きします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>働き方改革についてのお尋ねでございます。</p> <p>究極の働き方改革が進んだ姿、それは、1つには、勤務時間内で仕事が終わり、そして、帰宅してテストの丸付けとか、そういったことを持ち帰ることがなく、そして、家族で団欒の1日、放課後が過ごせることが、究極の進んだ姿であると考えております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>教育長言われることですね、私も教職員がワーク・ライフ・バランスが取れて、ゆとりを持って子どもたちとじっくり向き合い、やりがいを持って日頃の教育活動に取り組む姿だろうというふうには捉えておるところですが、東峰学園ではかなり進んでいることと思います。</p> <p>これまでどのような取り組みをされたのか、そして、それをどう評価されているのか、お聞きします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>基本的に働き方改革の1つの指針がありまして、超過勤務の時間の上限が1カ月45時間以内、年間360時間以内ということで、国のほうは指針をあげております。</p> <p>といいますのは、結局45時間ということは、1日1.5から2時間しか残ってはいけないということになります。</p> <p>ところが現実問題、これだけのいろんな教育課題、いろんないじめ問題、もう膨大な問題の中で、はっきり言って、私から言わせれば夢物語です。45時間、年間360時間というのは夢物語。現場を知らない方々が作っている指針であると、私は実感しております。</p> <p>それで、ただ、それでしたら余計教員のなり手不足は解消しませんので、少しずつ先生方に意識改革をしてほしいということで指導はしております。</p> <p>現実問題、福岡県の教育委員会からも、精神とか肉体に異常をきたす月80時間は超えないようにと、この当面ですね、この1年間ぐらい。というふうな1つの指導もありまして、月に80時間を絶対超えてはならないという指導をしております。</p>

	<p>ただ、4月とか7月とか「あゆみ」を付ける時期になると若干ですね、その辺りが危なくなりますので、平均化して80時間を超えないようにということで指導をしております。</p> <p>学校としましては、もうその指導を受けて、夜7時までには「もう退庁しますよ」って、管理職が声をかける。それから、どうしても業務によっては残業せざるを得ないというときには、「すみません。8時まで今日残業しますから」って、許可制にしています。管理職の許可制。</p> <p>もう1つは、これはもう全職員で共通理解しているんですけど、週1日は定時退庁日、定時退庁日というのを設けて、この日はもう5時過ぎたら帰らないかんというふうな日を設けて、できる限り帰るような指導はしております。</p> <p>ただ、やっぱり家で明日の教材の準備とか、そういったことをせざるを得ないであろうということは、もう往々に推測できます。</p> <p>中学校は部活動があります。だから、なかなかもうはっきり言って2時間、1.5時間終わるわけですね、それで。明日の準備ができない。</p> <p>小学校は国語、算数、理科、社会、音楽、図工、家庭、体育、道徳、学活、全部で10教科、11教科ありますから、その準備をするのはですね、簡単なものじゃありません。はっきり言って、何もせずに準備するなら、はっきり言って教育は崩壊する、というふうに私は思っています。</p> <p>もう授業は分からん、子どもは荒れる。非常にジレンマの中で、この学校における働き方改革というのは進んでおると。</p> <p>ただ、成果としては確実に、少しずつ先生たちの意識は変わってきています。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>今、教育長が言われたように、現場はですね、仕事が多忙で、先生方は本当に5時からさらにまた、やるべきことが多々あるということでですね、大変だと思っております。</p> <p>そういう中で、教育長が今言われたように、超過勤務の時間をできるだけ守っていくということは本当に大切なことだろうと、私も思います。</p> <p>私は現役のころ、朝倉郡はもう当たり前前に10時とかですね、11時まで残られる先生がおられました。</p> <p>浮羽に変わったときに、7時に、私の勤務する学校は職員は帰っておりました。郡によってこんなに違うのかというぐらいの差があったんですけども。それでも先生方はしっかり子どもたちの教育にあたっていているということがありましたので、いろんな保護者とのこととかもですね、現実あるので、その対応等々で先生方大変だろうというふうに思うところです。</p> <p>今、教育長がいろんな学校の現実を踏まえた中での施策をされているということでですね、先生方をぜひ守っていただきたいなというところはあるんですが。</p> <p>子どもたちの学習においてICT活用が進められ、授業の充実も図られています。表彰もされたということ、それから、視察もいろいろ来ているということですが、やっぱり先生方の働き方改革を進めるうえで、教職員の業務の効率化、そのためのICT活用、それも大変大事だろうと考えるところですが、どのくらい東峰学園で進んでいるのか、現状、また取り組みをお知らせください。</p>
議長	教育長
教育長	業務の効率化にあたりましては、やはりICTが入ったことにより、非常に効率的にはなってきました。職員会議はもうペーパーはありません。すべてタブレットの中での文書、それを見ながら論議します。それまではもう、ペーパーを印刷して、いっ

	<p>ばい印刷でそれを閉じて、そして配って、その業務だけでも相当ありました。</p> <p>そういったことで、タブレットの中で文書を見て、みんなで論議するということにもなっています。</p> <p>あとは、私も前言いました。浮羽のときに公務支援システムというものがあまして、これはもう入力していったら「あゆみ」、通信簿ですね。それとか指導要録、それがもう自動的に入力して出来上がってくるということで、これは非常に重宝しておりましたが、東峰学園においてもそれを導入するかという話も前からございました。</p> <p>ただ、人数が10人程度でですね、3、40人おる学校ならば、それが非常にタイムパフォーマンスも有効になるんですけど、導入した場合、うきは市の中で導入したときが2,000万かかってました。ここは長規模だから、少しは減るかなと思いますけど、それでも5,600万はかかるだろうと。</p> <p>その辺りをですね、先生方の意見も聞きながら、今のところ絶対入れてくれという声があんまりあがっていませんので、どちらかといったらエクセルシートとかで効率的にそれを反映するような形で、今やられているのが現状です。</p> <p>ですので、どうしてもこれがあればもっと早く帰れるとかですね、いうふうな状況ならいいかなと思いますけど。</p> <p>ただ、逆に、全部デジタルで入力した関係で、一切個人情報を漏らしたらいかんから、学校から持ち帰れないんですね。昔は通信簿とかテストとか両脇に抱えて、家に持って帰ってやってたんですけど、今は個人情報で、もし車に置いて、スーパーに寄ってから盗られたとか、そういった事件がいっぱいありました。</p> <p>そうならないといけないということで、もう持ち帰ることがなかなかできないので、非常にその辺りが痛し痒しという状況はございます。</p> <p>ただ、今後そういうふうな声があがっていったらですね、ぜひ、前向きに考えたいなどは思っております。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>次の質問に行きます。</p> <p>免許更新制が令和4年に廃止され、令和5年度から研修記録作成が義務付けられました。研修は、自らが自分の能力向上のために受けることが大切です。</p> <p>東峰学園においては、その辺り配慮をされているというふうに思いますけれども、新たな研修記録が職員の負担にならないようにすることも働き方改革の一環だろうと思います。その目的と現状についてお聞かせください。</p>
議長	教育長
教育長	<p>これはもう職員の研修履歴を残すというところは、基本的にこの前の免許更新制度に代わる1つの施策として出てきたものであります。</p> <p>つまりどのような研修が自分のキャリアアップの中で積み上げてきたのか、ということですね、やっぱり証拠として残すものが必要だろうというところで、福岡県では昨年、令和5年度から教員育成指標、この年代になったらこんな力を付けなければいけませんよ、というところを指示した指標というのができました。</p> <p>そして、それを目途に、目標にしながら、自分にはこんな力がまだまだ足りないので、こんな研修を受けようというところでの意識を変えようというふうな方向で、今、動いております。</p> <p>令和6年4月、もう来月からですが、新しい研修プラットフォームといったオンラインサイトが出来上がります。今作っていると思います。</p> <p>そこにはいろんな研修のユーチューブとか動画とか、そういったものがブザーとあって、その中から教員が、一人一人が自分のニーズに合わせたものを選んで研修すると。そして、それが、研修してでき上がったら、そこに書くと。</p>

	<p>昔みたいに、初任者研修みたいにいっぱい感想を書かないかとか、そういうものではなくて、何月何日こんな研修、概要としてこんなものを受けたというのを記す程度の、A4 1枚のやつです。ですから、それを1年に1枚ずつ更新していくというところになっています。</p> <p>これによってメリットとしては、職員の希望する研修が自分で組み立てられるというか、そういうふうな利点があると、メリットがあると考えています。</p> <p>また、それまでずっと全部、県のセンターに行ったりとか県庁のほうに行ったりとか、事務所に行ったりとか、そういうふうに集合研修がいっぱいでしたので、その分の往復の交通の時間ですね、研修に行く時間もかなり制限される。</p> <p>全部が全部オンラインばかりじゃないですけどね、対面もやっぱり必要ですので。その辺りで非常にバランスの良い研修体系ができていくのではないかと。まだ来年度からですので、まだその辺りの様相は、まだまだ今から探らなければいけません。</p> <p>そういうふうなところで、今のところ、そんな負担感があるというのは、東峰学園の先生方からはまだ出ていません。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>廃止になりました免許更新制、これで更新をしなかった方たちが免許証を無くしてですね、今の教員不足をちょっと拍車をかけたんじゃないかなというふうに捉えられるところですけども、昨年度からそういう形で変わってきたということで、やっぱりかなり改革が進んでいるなというふうに捉えさせていただきます。</p> <p>職員の資質向上は、今言われたように積極的な自らの研修、それから、よく言われますOJTによる校内研修の充実化、これがやっぱり大事だろうと思います。外に出て行くばかりじゃなくてですね、やっぱり身近なところから研修を受けて、そして職員が資質を向上させていくということが大事だろうと思います。そういう意味で、これからもよろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>次に、今年は職員の異動内示が早く行われ、昨年度から転出教職員と子どもたちとのお別れも3月の修了式にやっているということを知りました。これは大変良いことだと、私も思っています。</p> <p>併せて、始業式に向けた取り組みですね、先ほども教育長言われましたけども、年度初めは新学年の始まりであり、転入教職員においても慣れない環境の下新学期を迎えることになり、子どもたちと同様期待と不安を持っているのも事実です。</p> <p>新学期を安心して迎えるためにも、しっかりと準備をしておくことが大切ですが、今は旧年度のうちに新担任を決める学校がかなり増えてきているというふうに思いますけれども、先ほども言われましたように、先生方の事務的な仕事、あるいは子どもたちを迎えるための準備などすることがたくさんあります。</p> <p>私たちが現職の頃はですね、当たり前のように土曜、日曜も出勤して、その準備等に当たっておりましたけれども、今、働き方改革を進める中ではそういうわけにはいきません。</p> <p>東峰村の学校管理規則では、3日間の勤務日が保障されていますけれども、東峰学園に限らず先生方の中には、あと1日か2日準備のための勤務日が欲しいという先生がたくさんおられます。</p> <p>令和6年度は月曜日から、7年度は7日からということで勤務日が4日間あるようですけども、その後令和8年度からは、また3日になる日があります。確実に4日間は確保できるよう管理規則の見直し等をですね、検討できないかお尋ねをします。</p>
議長	教育長
教育長	ありがとうございます。

	<p>議員さん言われるように、やっぱり4月の始業式、入学式までは、ほんと怒涛の忙しさですね、正直令和5年度はちょっと時間がなかったんです。本年度ですね、の4月は。バタバタ担任決めして、バタバタ始業式の準備とか。その間が十分時間があればゆとりを持って迎えることができます。幸い令和6年度、令和7年度については、なんとか4日間はですね、確保できそうなんですけど。</p> <p>やはり今後そういうふうになってきた場合、非常に窮屈な思いをします。いろんな子どもたちの実態もですね、状況も変わってきてますから、十分ないろんな調査とか共通理解をしたうえで臨んでいくというところで、やっぱりその時間を少しでも確保するという事は、やっぱり大事なことだと思います。</p> <p>もう早速東峰村教育委員会といたしましても、最低は4日ぐらいは確保したいと考えておりますので、教育委員会のほうから学校管理規則の改正をですね、進めていこうと思っております。</p> <p>だから、少しはですね、良くなるかなというふうに、そういう方向で考えてまいります。ありがとうございます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>1年間を見たときの授業日数はですね、確保すれば何らかの形でできると思いますので、管理規則の見直しをぜひやりながら、子どもたちも含めて、本当に無理のないような形での教育がなされることを希望します。</p> <p>働き方改革は大事なことですけれども、一人一人が働きがいのある働きがい改革ということも最近言われております。さらに先生方が働きがいを持って、子どもたちの指導にあたることができますよう、改めてお願いをするところです。</p> <p>さて、働き方改革の中に、先ほどもちょっと出ておりました。中学校の部活動です。令和7年度から地域移行させるようになっているようですけれども、教育委員会も6年度に部活動地域移行準備委員会を計画しているということでしたけれども、今後どのように進めていくのか、その構成メンバーあるいはその方向性を伺います。</p>
議長	教育長
教育長	<p>もう今、議員さん言われましたように、当初はもっとスピーディーにやれというふうなところが、国のほうから言われたんですけど。どの自治体も、そんな急には無理ですよってというような声があがりまして、若干トーンダウンしております。</p> <p>やっぱり一番の課題は、まずその前に、なぜこの部活動の地域移行かということなんですけども。</p> <p>1つは、子どもたちの少子化、結局団体スポーツがもう組めないところがどんどん増えてきたんですね。ですので、よその自治体みたいに2つの中学校があるとかいうところは、合同部活動で出勤せざるを得ないような状況もあります。それが1つの背景です。</p> <p>2つ目の背景は、やっぱり教職員の働き方改革です。やっぱりこれによって、土曜、日曜も部活動に出て来たりして、そして、家にはいないと。自分の家庭はもう全くなのおざなりという感じで、昔は部活離婚とか、そういう話も聞きました。そういうふうな状況の中で、犠牲の下に成り立っている部活動でもあります。</p> <p>国のほうから働き方改革を進めるために、部活動については地域移行、つまり地域のほうの指導者になって、指導してもらおうというところで今進めております。</p> <p>ただ、進んでいるところはですね、名古屋とか福岡市とか、結構大学が、大学生が近くにいるところは結構進みやすい。それとか自治体でお金を持っているところは、スポーツクラブ、ルネッサンスとかああいうところに丸投げして、お願いしますということのできるんですけど。</p> <p>いかんせん東峰村においてはですね、その辺の指導者の問題が非常に頭が痛いところ</p>

	<p>ろです。</p> <p>もう1つは、指導者プラス何か事故があったときの責任問題、そういったものもあって全国でこの件は、小さい自治体ほど頭が痛いというところで、検討課題の1つです。</p> <p>ただ、そうしましても、どうにかして進めていかなければいけませんので、本年度は準備委員会を設置し、令和6年度中にある程度方向性を出し、令和7年度からはできるだけ土日の部活は学校から切り離す、という方向でいけたらなと思っています。</p> <p>ただ、これはあくまでも今の段階でのロードマップですので、これが具現化するかどうかというのはまだまだあれですけど、一応そういうふうなところで進めていこうと思っています。</p> <p>いかんせんやっぱり指導者、子どもたちのアンケートを取ってもですね、勝ちたいとか強くなりたいとかいうのはまだ一部なんですよ。みんなどっちかというとなんか半分以上が、楽しくみんなとワイワイやりたいというのが、声が大きいんです。</p> <p>私たちが中学生のときは、もう勝たんと意味があるかって、勝利至上主義。だから補欠に、出れない子はもうほんとかわいそうなもんでですね、そういうふうな感じもありましたけど、今はだいたい子どもたちの意識も変わって、自分の好きなことを好きに楽しみたいというふうな意向に変わっていますので、やっぱりこういう部活動の考え方を考えるちょうどいい時期ではないかなと思っています。</p> <p>結局勝利至上主義に陥って体罰とか精神的な体罰とか、そういったことも起こりがちになります。やっぱりどうしても強かったら保護者もガンガン盛り上がりましてですね、それ一色になってしまいますので、本当にそこに子どもたちのことが、考えたものがあるのかってなりますと、ちょっと疑問な点もありました。今まで。</p> <p>ですので、今後そういった保護者との話し合いとかもしながらですね。</p> <p>実際、もう既に説明会もやっておりますけど。より良い方向について、学校関係者または社会体育関係者とも協議をしていこうと思っています。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>構成メンバーは、今言われた学校関係とか社会体育関係、スポーツ推進委員とか、そういう形の方でということですか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>確認ですので、いいです。続けさせていただきます。</p> <p>先ほど教育長も言われましたようにですね、東峰学園は近所の学校と組むということもですね、杷木中が遠い、それから大鶴のほうは他県にまたがるということで、話し合いができればいいんでしょうけど、なかなか難しい。それから、言われたように、少子化で団体競技がなかなか難しい。そういった事情が本当にあります。</p> <p>教育委員会が出している資料にもですね、あるんですけども、卓球や剣道あるいは弓道もあります。今、社会体育でやっている陸上、そういった個人戦と団体戦があるような協議に特化するとか、そういう形で考えることも一つの案だろうというふうにも思っているんですけども。</p> <p>文化部も含めてですね、今、教育長言われたように、やっぱり独自のやり方とか、それはあると思いますので、その辺りをですね、進めていただければなと思いますけど、再度教育長の考えを聞かせてください。</p>
議長	教育長
教育長	<p>とにかく本来は部活動も大事な教育活動の一部ということで、学習指導要領にも載っているんですよね、今のところ。それについて、矛盾があるじゃないかというご指摘があるんですけど。</p> <p>やはり全く平日についてはですね、何らかの形で部活動的なものは残して、そして</p>

	<p>集団の仲間づくりとか協調性とか、そういったものは育んでいく必要はあるだろうと。ただ、やっぱり土日については、もう全く社会体育のほうに、地域にお返しするというスタンスでですね、進めていくということで。</p> <p>ただ、そういう中で何らかの障害が出てくると思いますけど、それについてまた準備委員会等でですね、また関係各課でその辺りのすり合わせをしながら、なんとか進めていきたいと。</p> <p>ただ、この件は、奈良県の知事さんが「こうやって進めます。」とはっきり宣言して、いうところはいくつかあるんですけど、残念ながら福岡は、まだそこまでは至ってません。</p> <p>何か大ナタを振るって、旗を振っていただけたら進むのになというのが、福岡県のどこの自治体の願いでもあります。なかなか皆さん様子見て、どげんなるかなと。</p> <p>そういうのが結局、教職員の人事異動にも関わるんです。バレーが強いから「バレーの強い先生をやれやん」とかですね。なんかそういうふうに、そんなふうになったら本末転倒ですので、そこが、みんなが足並みそろえてやるような環境づくりができないと厳しいだろうと。それについて、どこの教育長も頭を悩ましています。それが現状です。</p> <p>でも、少しでも進めるように、進めていくつもりではあります。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>しっかり頭を悩ましてですね、子どもたちの健全な育成のためにもスポーツだけでなく文化部も含めてですね、部活動のあり方を検討いただければと思います。</p> <p>この計画の中にですね、ラブスポ東峰への中学生の参加がありました。今言われる土日をそっちのほうにということだろうと思いますけれども、私も眞田村長がこのラブスポの事務局をしているときに委員になったことがあります。</p> <p>私の記憶では、この予算がなくなるまでの活動だというふうに捉えていたんですね。分かりやすく言うとtotoの予算であればやってたと思うんですが、その予算がある間の活動でするんだというふうに捉えていたんですが、その辺りはどういうふうになっているのか、ちょっと村長にお伺いしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>totoと申しますか、総合型地域スポーツクラブだったですかね、すみません。の育成については、国・県の指針の中で進めておったところでございます。</p> <p>平成21年に組織として立ち上げ、totoの助成金自体は翌年からですね、頂いたところでございます。totoの助成金自体は5年間でした。その中で、いかに自走できるそういうスポーツクラブを作るかというところが課題で、それが終わったらスポーツクラブ終わりという認識というか、概念は元々持ち合わせておりませんでした。</p> <p>先ほど議員さん、地域移行の話もございました。ラブスポの中でもバスケットとかはですね、青年バスケットございましたので、本当は中学校の部活が終わった後に、一緒にそういうところに移って一緒に練習する。それもいいんじゃないかということで一部ちょっと試行したことは確かあったと思います。それが継続していたかどうかは、ちょっと自分途中で離れたものですね、今の状況は分かりかねるんですけど。</p> <p>そういった形で、ラブスポの中にあつたスポーツと中学校の融合というか時間帯の移行ですね、ある程度の時間までは当然学校でやって、それから夜のスポーツに、ただ全員じゃなかったか、希望者だったと思います。そういう形でやっていたというのはですね、実際の中で行われておりました。</p> <p>今、もう立ち上がりまして15年ほどなっております。現状の形については、ちょっと自分のほうもここ数年離れておりましたので、今の状況は分かりませんが、自</p>

	分が担当していたときにはそういう形でやっていたところでございます。以上です。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ラブスポ東峰は、組織的には大変いいと私も思うですね。これからますます中学校の部活動を社会移行するということは、さらにこれから役割が大きくなってくるんじゃないかと思っておりますので、しっかりした組織として今後も続けていただければと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>児童の転校で複式学級の対象になる学年が増えていると聞きました。複式にならないように全力で取り組んでいただいているものと思っておりますけれども、もう3月の中旬ですので、概要がほとんど決まっているんじゃないかと思っておりますが、来年度に向け現状はどのようになっているか、お聞かせください。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>いろいろご心配かけております。</p> <p>本年度、令和5年度につきましては2年生、3年生が複式になりました。ただし、1年間だけ許してという感じの加配教員をいただきました。それで複式にはなっておりません。ただし、来年は分らないと。</p> <p>そして、そうこうしているうちに10月段階で1人減り、4年生が1人減り、そして2人減り、3人減りという感じになって、もう確実に4年、5年も複式ということがもう決まりました。10月段階では。</p> <p>だから、6学級のうち4学級が複式、2つを1つにするという形になっていったわけです。</p> <p>これには大変慌てまして、首長部局と教育委員会で連携しまして、10月ぐらいからすぐに1月ぐらいまで、本庁、県庁の県の教育委員会、知事さん、教育長、そして教職員課の課長の方々に陳情に行きました。また、北筑後教育事務所のほうにも教育委員会のメンバーで陳情に行き、朝倉警察署、あちらにも行きました。</p> <p>残念ながら警察署関係はちょっと厳しかったんですけど、他は、結論から言って、これは3月6日にはっきりしました。この頃。</p> <p>で、なんとか加配を貰いました。加配は、複式解消加配が2つ、そして災害加配が3つ、そのような形で何とか勝ち取ることができたと思えます。</p> <p>これは、「今までこういうふうに認められたことはないですよ」って、「何ですかね」って事務所からも言われたんですけど、「おそらく村長さんが行ったからでしょうね」っていう感じになりました。村長さんの力はやっぱり大きくなって、私が行ったぐらいじゃ全然話になりませんので。そういうことで、一応令和6年度に関しては、そういう状況です。</p> <p>ただし、令和7年度も、今度は3、4、5、6が複式になります。また、今回の取り組みが功を奏するかといたら、「もうよかろうもん」という感じもあります。「いつまですりゃいいとな」っていう感じはあります。</p> <p>だから、「いや、もう1年」って、そしたらあとは2学級だけが複式がいきますから、今の2、3年生だけがずっと複式になりますから。来年の5年、6年の複式だけ解消できたらいいけどなということで思っております。</p> <p>いよいよ駄目なときにはですね、ほんと申し訳ないんですけども、村費で先生を雇って、やっていくというところは変わりません。先生確保のためにも全国のほうからNPO法人の教員派遣のあれがありますので、そちらから本年度は男の先生を新潟から連れてきています。</p> <p>そうやって来年度も、もし先生の数が埋まんなら、今はもう人手不足なんですよ。だから、校長、教頭、授業しながらやっているんですよ。</p>

	<p>とにかく担任もない。産休、育休取ったら変わりが来ない。というほんと教育の崩壊的な状況です。</p> <p>うちはなんとかかですね、あれですけど、よその大きな学校はみんなそうです。職員室行っても教頭先生がいません。職員が誰もいません。そういう状況の中で今、四苦八苦やっていますので、それを何とかキープするということも考えて、問題は令和7年度、これがまた勝負です。</p> <p>ということで、本年度に限ってはクリアしましたということで、報告をさせていただきます。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>1年間は安心して、またできるということですけども。</p> <p>学級数が減ると教員の定数ももちろん減になり、学校の運営にも影響が出てきますので、今、教育長言われたように、よその学校では本当に、校長までが授業をするというような事態も起きているところがありますのでですね、そうならないためにも児童生徒を確保しないとイケません。</p> <p>以前から児童生徒がですね、減ることは分かってたんですけども、増やすために子育て世代の移住・定住を図る必要があることは、もう皆さんもご承知のとおりです。</p> <p>東峰学園の教育の様子や特徴、それから児童生徒に対する村からの支援、例えば入学祝い金がありますけれども、これだけでは魅力に感じない人も正直言っております。その他にもですね、給食費の無償化、さらには医療費の無料化、スキルアップ支援事業など本村にはいろいろな支援策がいろいろあります。</p> <p>しかし、村外の人たちに対するPRがちょっと弱いんじゃないかなと思うところです。教育長も以前同じようなことをおっしゃっていたことがあったと思いますが、今後教育長としてですね、対外的にやっぱり東峰学園の良さをアピールしてほしいと思うんですが、どのように考えているかお聞かせください。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>東峰学園、この前もICTの教育の先進校として表彰も受けました。非常に福岡県の中でもですね、非常に評価されております。</p> <p>そういうICT教育だけではなくて、本年度から取り組み始めたのが、APUとのですね、連携による英語コミュニケーション能力、もう1つは、将来自分がこんな仕事に就くぞって、そのために今しっかり勉強しておかなければいけないぞ、というふうな意識を高めるためのキャリア教育と言います。大きな柱として英語コミュニケーション能力、そしてキャリア教育、これに力を入れております。</p> <p>これによって、まずは将来、やっぱり外国の人たちと肩を並べて働かなければいけないぞと、東峰学園に来たら流暢に英語が喋れるぞと。それから、東峰学園に来たら、もう将来の目標に向かって、しっかり自分の、何を今勉強せないかんかという、主体的に学ぶ力が付くぞということを、ぜひ売りにしたいと思っています。</p> <p>そのためにはやっぱり東峰学園に来たら非常に子どもたちが育つ、先生たちも熱心と。そういうふうな内容をですね、ぜひ。</p> <p>本当はもう久留米駅とか福岡辺りで、チラシでばらまきたいぐらいな気持ちなんですけど、ホームページとかでその辺りを発信して、少しでも来てくれる人が増えないかなと。</p> <p>ただ、いかんせんいろいろな問題がですね、出てますので、あれですけども。教育だけ頑張ってもいかんかなと思っておりますので、その辺りをなんとか議員さんと行政みんなですね、何かアピールできたらありがたいなと思っております。以上です。</p>

議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ホームページが今出されましたけれども、村のホームページそれから学校のホームページですね。</p> <p>よそのホームページを見ると、本当に見やすい、そして分かりやすい、そういうところも参考にしながらですね、ぜひ、魅力あるホームページにしていただければと思います。</p> <p>それから英語教育、大変素晴らしく取り組んでいただいておりますけれども、地域との交流とか地域の良さ学習も忘れずに、ぜひ、しっかり力を入れていただきたいと思ひます。</p> <p>村長に伺ひます。</p> <p>今出ております教育だけの問題ではない、はっきり言って住宅問題です。やっぱり移り住むためにはですね。</p> <p>その解消が不可欠ですけれども、6年度やっど独身者用の住宅が8戸建てられると、そして、そっちに移っていただいて、村が借りている家をそういう方に提供したいというようなことを、ちょっとあいさつの中でも言われたような気がいたします。</p> <p>しかし、6年度予算には新規住宅建築や修理のための予算があまり計上されてなかったんじゃないかというふうに思うんですが、それから、公営住宅の長寿化計画があります。しかし、説得力のある内容にはなっていないんじゃないかなど。私も熟読したわけではないので申し訳ないんですが、まだ説得力がないんじゃないかなど思っています。</p> <p>住民の中には、宿泊施設よりも早く住宅を建ててほしいという要望もかなり出ていたんですけども、今後、建設計画等々について、村長の考えをお伺ひします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど申されました学校の複式の関係でございますが、ちょうど1学年非常に少ない学年があるということで、どうしても複式になる。これについては、これちょっと関係ないですけど、どうしても村として、その先生については責任を持つということで、学校、教育委員会としてもですね、一緒に取り組んでいただいて、来年度については、どうか複式の加配をいただいたということでございます。</p> <p>やっぱり根本的な課題としてはですね、先ほど議員さん申されましたとおり、子育て世代の移住・定住と申しますか、外から来るのもありますけど、Iターンもございます。また、村に住んでた方に帰って来てもらう。ここをどう取り組んでいくか、そこも重要なことだと思っております。</p> <p>その中で、平成25年、26年に定住促進住宅というものを建築いたしました。そのときに、やはり子育て世代に優先的というか、入っていただきたいということで、子どもを持たれている方についての家賃の減免措置等を行う。これを行ったところでございました。</p> <p>実際募集をして、蓋を開けると、村内での転居という形の移住も多かったということで、人口流出としては防げたんじゃないかという一定の効果はあったと思っておりますが、やはり対外的に来ていただける、その部分の視点をですね、十分持ちなければいけないということは、重々そのときからまち・ひと・しごと総合戦略の中の取り組みの中でもですね、明示されていたところでございます。</p> <p>ちょうど災害が起きまして、災害の復興住宅、これにつきましても16戸造りましたが、これも定住促進住宅という位置づけで、やっぱり災害で転出される方を、どうか村の中に残っていただくという形で造った。その中でも、やはり数年経つと部屋が空くとかいうときに、やはり子育て世代の方に入っていただきたいということで、その住宅についても、子育て世代についての、同様の減免の措置を行っているところ</p>

	<p>ろでございます。こういった形で、村の取り組みですね、これをどう対外的にPRしていくか。</p> <p>これ、先ほど教育長との話の中でもですね、学校のあり方をどう出すか、移住・定住のあり方をどう出すか。村のホームページを改修したところではございましたけど、正直言って移住のページというのはほとんど変わっておりません。</p> <p>だから、ここの部分を先ほど申しましたとおり、やっぱりよその移住のページなんかすごくきれいというかですね。トップページで村の様子がよく分かるというページになっています。</p> <p>うちが、ちょっとその辺りの作り込みが足りないというふうには思っておりますので、この辺りについては、しっかりやらせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>特に、これまでの質疑等にもございました。移住者の方の発信ですね、そういったところをやっぱり、村に住んでこういうことが良かったとかいう部分をですね、やっぱり移住者の生の声で出すというところが、やっぱり足りてないのかなというふうには思っております。</p> <p>この辺りについても今後、ちょっと来年度予算には確か改修関係は載ってなかったと思いますけど、やりたいというふうには思っております。</p> <p>先ほど申されました単身向け住宅6年度に建設いたします。併せてですね、来年度できれば世帯向けの住宅の検討と、許せば設計までさせていただきたいなというふうに思っております。</p> <p>昨年度小松団地の空いたところに単身用を2棟建てる計画で今進んでおります。これはもう長寿命化計画の中でも示された分ではございます。</p> <p>そのときに世帯向けの住宅も一部案があったんですけど、世帯向けはやっぱりもうちょっと大分県寄りというか、ではなくて村の中心部にですね、学校に近いところ、そこで子育て世代が、子どもが歩いて行けるというですね、そういったところというところで、今のところ宝珠山小学校周辺の場所ということで、案としてはですね、持ち合わせているところです。</p> <p>具体的に計画の中で、どこにどういう形で何棟造るかというのは、しっかりしていかなければいけないというふうに思っておりますけど、これは、来年度は予算計上しておりませんが、できれば再来年度に財源をしっかりと確保しながら計画的に整備していく。これは、させていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>ぜひ、早々にお願いをしたいと思います。</p> <p>山村留学について、質問しようとしておりましたけれども、議会冒頭の村長あいさつの中でファミリー山村留学のことが出されました。実際、今後やっていくつもりがあるのかどうか、ちょっとお聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>そうですね、山村留学って、いわゆる今まで旧小石原村時代、合併しても東峰学園ができるまでは行っておりました。が、子どもさんだけが来るという形。</p> <p>元々は里親さん、ホームステイタイプの山村留学で、やっぱり親というような立場の方が、山村留学で来られた方もいたというのが、最も子どもの育成のためには良かったのかな。</p> <p>それがだんだんと「大きな木」という山留センターになって、やっぱり子どもたちの自立という面ではいいかもしれないんですけど、やっぱり愛情とかそういった部分については、どうだったのかなという課題もございまして、自分としては、やはりフ</p>

	<p>ファミリー、家族が、子どもさんが育つ期間に東峰村に住んでいただいて、そこでそのときの仕組みづくりと言いますか、村の中でも仕事ができる。特定地域づくりの話もちょっと出ておりましたが、そういったところで村で仕事、また周りで仕事をしながら子どもの育成を東峰村の環境で行っていただく、この制度というものは、ちょっとまだ自分の頭の中にあるぐらいですので、どういう形にするのか。</p> <p>本当はそこで、東峰村を本当に気に入っていただいたら、やっぱり定住しよう、永住しようという形で家を建てる、空き家に住む。そういったところで、そういう形でやれていければというふうに思っているところです。</p> <p>先日、農林業振興大会のときに比田地区の方、東先生と一緒に来られてましたが、あの方の中でもやっぱり空き家をお試し移住住宅として整備させていただいた。1カ月とか2カ月とか住んでもらって、良かったら移住してくださいという形でやる。</p> <p>こういった部分、概念的にうちもやってたかなと思うんですけども、なかなかそういうふうに進んでいた部分もありませんでしたので、そういったお試しの部分、また、そういった子どもさんが育っているときに東峰村に住んで、仕事をして、最終的に子どもが大きくなっての選択は、村に残ってもらいたいという、そういう地域との話とかですね、行政との話、そういう部分もございます、そういったところで、しっかり制度設計をやらせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>数年前から私も似たような、留学のことについていろいろ考えたことがありましたけれども。</p> <p>これは、ファミリー山村留学ではありませんけれどもですね、福岡近郊のある議員さんと話をした折に、やはり子育て世代の方が移住してくると。その中でですね、その方が言われたのは、子育て時代の支援をしっかりと受けてですね、そして子どもたちが卒業すると同時にまた元に戻っていくと。だから、子育ての間だけそういう、失礼な言い方になると甘い汁を吸ってですね、そして出て行くと、というようなことで非常に困っているという話も聞いたことがあります。</p> <p>確かにファミリー山村留学は良いことですが、お父さんたち、東峰村と福岡均衡は事情が違いますからね、仕事、今近くでされたらいいということを言われましたけれども、お父さんたちが仕事辞めてまでこちらに来るのか。村長としては、それにも期待があると思いますけれども、村としてそこまで、就職の斡旋までするのかどうか。</p> <p>高知県の馬路村、もうよくご存じの。柳瀬地区では柳瀬小中学校がそういうようにやっていますが、就職の斡旋も推進委員会でやっているということまで聞きましたが、村長はそこまでやる覚悟があるかどうか、ちょっとお聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>最終的に永住ですね、の視点まで持つということを考えれば、やはり仕事はどうなるか、そこが一番重要なことだと思っております。</p> <p>それぞれファミリー山村留学という考え方からいくと、子どものために環境のいい東峰村でという話ではあると思いますが、やっぱりそのときに村としては、村の中での仕事、いわゆる半農半Xとか言いますが、やっぱり仕事しながら農業をする。仕事しながらという部分の考え方が、最近少しですね、広がっているようなところもございますので、そういった形での仕事の斡旋というものについてはできるのかなと。</p> <p>ただ、村として仕事を保障しますというところはなかなか難しい。こういう仕事がありますよというところはですね、できるだけ広い分野でできるようにですね、特定</p>

	地域づくり事業協同組合の話に戻すわけではございませんけど、そういう制度構築の中で、やっぱり村でも仕事ができるんだよというのをですね、発信しなければ、農業に限らず村の産業というものは明るくないと思っておりますので、その分についてもしっかり仕組みと制度の構築はですね、図っていかねばいけないうふうに思っております。以上です。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>村長が今言われたことでですね、とっても大事なキーマンになるのが移住コーディネーターではないかと思えます。</p> <p>この方が、この前のお話の中にですね、ある同僚議員から意見が出てたように、村外に住んでいる人で本当にいいのかというようなこともありますので、移住コーディネーターをしっかりと活用するためにも、村内の方をお願いをしたらどうかというふうに、ちょっと今、お話を聞いて思ったところです。</p> <p>こういう山村留学制度も大変良いことだと思いますけれども、本当に定住に結び付けるには、店をはじめとした、今ある緊急課題を早く解決することが大事だろうと思えます。</p> <p>先日、県会議員さんのお話もちょっと聞きましたけれども、観光も大切なことですが、それ以上に村民の暮らしをまず守らないと、定住には結び付きません。どのようにお考えでしょうか。ちょっと時間があまりありませんので、端的にお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>自分の考えとしては、まず村に住んでいる方が不満のないと言いますか、きちんと生活ができるか、これが第一だと思っております。</p> <p>その中でも、さらに子育て世代の移住等の考え方もある、観光の考え方もある。そこはもうすべての中で、村としては、いわゆる村の考え方は緊急性、緊急性とすぐ言いますが、生活が一番大事だとは思っておりますので、その部分については、先ほど議員さん言われたとおり、しっかりやらねばいけないうふうに思っております。</p> <p>移住コーディネーターさんの関係についても、今、活動がちょっと見えてない部分がございますので、やはり前々任者のように、やっぱり移住相談会にしっかり行って、村の、こういう形でやっているんですよ、子育て世代のかた来てくださいますかという熱い思いを出せる場所ですね、ホームページで出すというのがありますけど、やっぱりそういう相談会の中で、住みたい、移住したいなと思っている人をどう捕まえることができるか。その辺りも踏まえて、しっかりコーディネーターさんの選任についてはですね、考えさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>長野県の南箕輪村というところは、もう20年も前から移住・定住問題に取り掛かっておってですね、今も増加傾向にあると聞きました。</p> <p>村のホームページを見たら、大変先ほども言いましたように見やすく、分かりやすくですね、魅力あるものになっておりました。そこに住んでいる人が笑顔で暮らしていないと、本当に魅力ありません。先ほど村長も言われました。</p> <p>村長の思いだけでなくですね、村民の生活に目を向けて、そして、村民と一体となって今後進めていっていただくことを祈念申し上げて、私の質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	10時45分まで休憩します。
	(10時29分)
再 開	

議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (10時45分)
議 長	1番 和田将幸議員の質問を認めます。 1番 和田将幸議員
1 番	私は、大きく4つの事項で質問したいと思います。 初めは、現在BRT駅周辺の整備基本計画が進んでいます。宝珠山駅、大行司駅、岩屋駅、それぞれ住民説明会もありました。が、それぞれ住民から厳しい意見が多数見受けられました。 宝珠山駅周辺整備基本計画は、地域住民との調整や今後の関わり方など、まだ詰めないといけないところはありますが、駅舎周辺も入れての総合戦略も見え、今後楽しみな基本計画になっていると感じます。 一方で、岩屋駅周辺整備基本計画は、駅周辺の全体的な総合戦略が見えないという住民の声もあります。 それと、駅周辺で関わりのある団体や住民等の議論調整が不十分でないかと思われませんが、考えをお伺いします。
議 長	村長
村 長	質問のごさいました3駅の周辺の整備計画でございます。 これにつきましては、3つの駅を同時に整備するという観点という形ではですね、取り組みとしては、どういう形でやるかというところをまず整理するために、基本構想というものを令和4年度にさせていただきました。 その中で、まず宝珠山駅の整備を早くやるという形で、村としてですね、事業の順番ではないですけど、事業の取りかかりについて整理をさせていただいたところでございます。 岩屋地区については、議員さん申されておりましたが、地域の方とのですね、コンセンサス、またいろんな地域づくりの団体もでございます。関わっている事業所と申しますかですね、もでございますので、ここはかなり時間がかかるであろうというところで、数年かかるのかなというもくろみはあったところでございます。 ただ、今年度基本計画をまず作って、その中で整理を、きちんと何年度にどういうものをするという形で、整理をしようという形で、本来であれば、その事業に向けての基本計画ですので、岩屋は今年度するのが本当に正解だったのかという部分についてはですね、反省と申しますか、しなければいけない。 実際に基本構想を受けたうえで基本計画、部会という形でさせていただきました。この計画について、基本計画で、やはり具体的にどういう形で整理するのか、どういう配置をするのか、何年にどこの部分を事業に取りかかるのか。この辺りを決めるのが基本計画と思っておりましたが、実際に部会の中で示された部分が、やはり基本的には基本構想を受けて、村がこういう形で行いたい。それを地域の方と話して進めていくという中で、やっぱり手順としてですね、熟度というか練度というか、その辺りが足りないまま部会のほうと話して、やはり未消化のまま日にちが過ぎたというのはですね、現実としてあると思っております。 ただ、今、岩屋地区につきましては、今回基本計画を策定したうえで、来年度実施に向けて、きちんと話し合いの場は持ちたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長	1番 和田将幸議員
1 番	住民説明会の中で、基本計画の中に湧水ボトリング、湧水のペットボトルでの販売の施設ですね。そういう施設の話もありますが、施設を建てた後に販売戦略、活用案等はあるのか。

	例えば、JRとタイアップして販売するなど、そういう戦略の考えはあるのか、お伺いします。
議長	村長
村長	<p>湧水のボトリングの計画でございますが、まず基本として、釈迦岳トンネルの湧水、岩屋の水、これは村の中でも貴重な観光資源でもあり環境資源でもあるという形で、水をどう活かすか、その水をどう販売に結び付けていくかですね、ここの部分が最も重要なテーマとなっているところです。</p> <p>これについては、福岡県のほうとさまざまな打ち合わせ等を行いながら、1つあるのが、共同事業としてコーヒーを作りました。コーヒーと本来は、当初はコーヒーと小石原焼の焼き物でセットにして、ふるさと納税でできないかというところをやったんですけど、当初はそれでオッケーだったんですけど、ちょっといろいろと、いろんな形で昨年度ふるさと納税の枠が、基準が厳しくなった中で、小石原焼とコーヒーでは駄目という見解が出されて、それで水を入れたらどうかというところで、とりあえず今、とりあえずと申しますか、コーヒー、小石原焼、水、この3点セットでどうにかふるさと納税の枠に乗れないかということですね、協議を行っているところでございます。</p> <p>それだけではやはり数がですね、限られてくるものでございますので、やはり汲みに来ていただく水ではございますけど、やはりそこでのロコミ等行って、外部に販売ができるものとして、きちんとボトリングされた水をですね、作って販売戦略に乗せていく。</p> <p>よその大規模な、有名な水のように工場という形式ではございませんが、そういった部分を出して、戦略として岩屋の湧水、東峰村というものをPRしていくという形で、今戦略をやっているところでございます。</p> <p>県においてもJRグループのホテルとか、そういったところで置けないか。コーヒーもですね、ホテルによくありますよね。そういうのに置けないかとか、ちょっと交渉の前面にも立っていただいて、いろんな販路の部分の検討は行っているところでございます。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>岩屋駅周辺にはJAの乾燥加工所やライスセンターが管理している農産加工所など、地区50年ほど経っている施設が結構ありますし、駐車場もイベントのときなどは足りません。大型バスの転回場所も不安です。</p> <p>農協の方も現在は乾燥加工所として機能しているが、人材が減っていけば今後遊休施設にならないか、心配もしているという声も聞きます。10年後、20年後にも活用できるような施設にできないか、そういう構想を立てないかと思っておりますが、村長の考えをお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>岩屋駅の駅前ですね、については、議員さん言われるとおりだというふうに私も思っております。10年、20年先もですね、やはり人が集まり、貴重な東峰村宝珠山地区の観光資源であります竹地区の景観、竹棚田また岩屋、国定公園岩屋、岩屋神社、その辺りの玄関口としてのあり方、これはもう昔から、従前からその機能は持ち合わせていたわけでございますが、そこで、岩屋地区の今言われた加工所関係、設置されていたところでございます。</p> <p>今回の事業といたしまして、周辺整備をどう進行していくか、産業の拠点また観光の拠点としてどういう役割をしていけるか、この視点がですね、これまで取り組まれていたところでございます。</p> <p>その中で、先ほど乾燥加工の先行きという話もいただきました。これは、JAさん</p>

	<p>と話している中でも、やはり出てくる問題であります。</p> <p>ただ、全体的な整備の中で、その部分をどう扱うかというところが、今年度方向性ができればと思っていたんですけども、もう3月でございます。今年度内で全体的な方向性が決まるのはちょっと難しいかな、というふうには思っておりますが、たぶん整備をすると、きちんと目的を持って整備をする。そのときの負担の話もありますけど、実際に整備したら、やっぱり耐用年数部分、30年、40年、きっちり業務を、仕事を行っていかねばいけません。その担保について、説明会のときにもJAさんのほうと話をさせていただくということ、回答させていただいたところがございます。</p> <p>ここについては、そういった関係のところと、そういう将来計画も踏まえたうえでですね、建物をどうするか。それで、建物のあり方が分かってきたら、まず、どういう形で、もう全体をするのか、また、今空いているところを1次計画として、2次、3次の部分で、次の計画をどういうふうに行うか。それは10年後とかになれば、さまざまな状況の変化はあると思いますが、そういったところでですね、やっぱり岩屋駅、岩屋住民の方が何を求めているのか、その中でどういう形を具現化できるのか。</p> <p>最終的には村が建設はするものではありますけど、やっぱり地域のかかわりで、その運営のあり方、それが現実、少しですね、方向性としては少し出ている分はありますけど、まだ、見える形としてまとまっておりませんので、この部分についてはしっかり、議員さんも申しましたとおり、将来計画を考えて方向性を定める必要はあるというふうに思っております。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>周辺整備を1次的、2次的に分けてするにしても、将来を見据えて10年後、20年後を見据えた整備の仕方で行っていただきたいと思っております。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>大行司駅周辺整備計画は駅舎周辺に限られています。大行司周辺の振興や旧宝珠山中学校、旧宝珠山小学校の活用は他に考えると申していましたが、どのような計画で、いつ頃考えるのか、お伺いします。</p> <p>日田彦山線の基金が使えるうちに考えたほうが良いのではないかと申しますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>大行司駅の周辺整備については、県の日田彦山線沿線地域振興計画、これが基金活用においては基本となる部分であります。</p> <p>その中で、大行司駅の周辺の計画、先ほど申されました学校の部分をどう考えるのかということ。これについては、周辺整備計画の中で考えるには、ちょっと事業が大きくなるなということで、特に、公共地活用計画の活用検討委員会の中できっちり、従前東峰学園が開校したときに小学校をどうするかということで開かれた会議、これの話については、もう皆さん十分ご存じのことだと思っておりますので、説明はいたしません。その中で再度、どういう形で行うか。</p> <p>これについては年度を明けまして、また、その活用検討委員会のほうをですね、開催をさせていただいて、どういう形で振興、活用を図るのがいいのかという部分についてはですね、説明させていただきたいと思っております。</p> <p>基金の活用については、基本的に振興計画における基金というのが、駅の利便性の増進、利用促進、また駅を利用した方が周辺で、こういった形で楽しんでいただくか、そういった部分が主な視点となっている計画でございます。</p> <p>大行司小学校の部分については、計画の中で、現状一切謳われておりませんので、</p>

	<p>ちょっと来年話をさせていただく中で、その基金に合致するものかどうか、この部分についてももしっかり話させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>すべてが該当するって、もう何でもかんでも村がやることは基金使いますよというわけではございませんので、この部分についてもきっちり調整と協議をさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>学校跡地などの整備は規模が大きいので、他のことで考えることは分かっていますが、やっぱり沿線周辺の地域振興にかかわる問題なので、切り離して考える分は構わないんですけども、やっぱり絡めて一緒に、地域の振興のためにはどうなるか、そういう観点で一緒に考えてもらいたいなと思っておりますが、その辺りの考えをお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地域振興、駅を起点とした地域振興という視点は、もちろん重要なことだと思っております。</p> <p>どういう形で機能を持たせるかという部分については、その視点も重要なんですけど、やっぱりあれだけの部屋数のある建物、耐震工事も終わっています。これをどう有効に活用するかという部分については、その視点も含めたところではございますが、やはりきっちりとしたというか、地域も当然かかわる、村もかかわる、村というか、村全体の役割を考えた中で、しっかりどういう機能を入れるか、これは話していかなければいけないというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>今、各駅の部会を開催していますが、これまでの開催回数で十分に議論できているのか、沿線協議会の中でもきちんと議論はできているのでしょうか。また、住民説明会もワークショップ後の1回だけですが、大丈夫なのか。その辺りの意見をお聞かせください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>部会という形、住民説明会という形はですね、先ほど議員さん申されたとおりの回数でございます。</p> <p>部会の期間がものすごく開いてた、これについては、事業所、業者とのですね、打ち合わせが、自分も何回か相談というか、やっておりましたが、事業者のせいにするわけにもいきません。村の責任ではございますが、やはり基本計画の策定、部会の中で、どういう形で、どういうものを示せるのか。</p> <p>基本計画って、基本構想である程度住民の方のさまざまな意見をお伺いしておりますので、基本計画は、やはり村が主導となって、こういう形で進めたいという提案をできなければいけないのが、実際大行司駅、筑前岩屋駅については、不十分であったというところは、もう私のほうも感じているところでございます。</p> <p>これはもう宝珠山駅についても、いろんな交付金等の関係で契約が少し遅れた形もあって、2回目の部会でようやく具体的なものが示すことができました。</p> <p>2回のときに皆さんの概ねの合意をいただいて進んでいるという形で、宝珠山駅が特段具体化、先にする、先に設計を行うという形で、当然もう設計レベルのものをですね、お示ししなければいけないというところで、どうか时期的にですね、間に合ったというか、そういう形で感じているところではございますが、筑前岩屋駅、大行司駅、大行司駅については、基本的にバリアフリーをどうするか、駅前の空間をどうするかというものが短期の目標、バリアフリーについても元々中期でございましたが、社会整備資本総合整備交付金という国の制度、これが元々は鉄道駅の改修だけではあったんですが、昨年10月ぐらいに、今年の年度当初に、国の鉄道局とかに話に</p>

	<p>行ったときに、BRTの駅についても同ジスキームで対応するようにする。</p> <p>九州で初のBRTでありますので、東峰村においても、この交付金を活用してほしいという形で後押しをいただいて、どういう形ですのかというのをやっていたところでございます。</p> <p>当然交付金、社交金って2分の1でございますので、残りの2分の1は自治体が負担する。これをどう基金を絡めていくかということで、今年度事業計画を精査していったところでございます。</p> <p>その中でも議員さんの、筑前岩屋駅、ここについては、やはり今の時点での、先日の住民説明会でお示しをした絵と申しますか、これについては、もう自分の感覚としても甚だ不十分であるというふうに思っております。</p> <p>これについては、もう今年度はですね、もう3月でございますので、来年度に向けて、やはりしっかり事業の実現化、どこまでを短期と言いますか、第一にやるのか、全面にやるのか。自分としては、本来は全面でやりたいと思っておりましたが、いろんな建物の課題等がある、1次、2次で十分考えて整備すればいいのではないかと。</p> <p>ただ、それについても、今のところの計画の案では、正直先ほど申したとおり、甚だ不十分であるというふうに感じておりますので、ここについてはしっかりやらせていただきたいというふうに、ちょっと質問の答えになるかどうか分かりませんが、そういうふうには考えているところです。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>地域振興のためには、少しでも早く整備計画を進めてほしいという気持ちはありますが、今の段階では3駅周辺整備基本計画を今年度同時期に決めるというのは、ちょっと早いかなと思っております。</p> <p>事務局のほうも基本計画は、今年度に決めるという答えを貰ったんですけども、将来を見据えてもう少し議論して決めていくべきだと思いますが、その辺りのご意見をお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>5年度、今年度取り組んでおります3駅の基本計画でございます。これは、説明会の際にも担当課のほうで申し上げたかなと思っておりますが、県の事業で基金をいただいているものでございます。</p> <p>県のほうが繰越しができないということで、ちょっと期間についてもいろんな形で要望はしてはんですけど、できませんでしたので、計画としての形はですね、今年度きっちり仕上げはさせていただきたいというふうに思っています。</p> <p>中身については、それぞれ各駅の取り掛かりの時期がございまして、これに向けてさらに議論と申しますか、協議は行いたいと思っております。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>少しでもいい基本計画を立てていきたいと思っておりますので、いろいろな議論、住民も交えてよろしくをお願いします。</p> <p>次に質問に移らせてもらいます。</p> <p>現在、県道八女香春線は棚田交流館まで整備され、地元の人や観光客などにも大変喜ばれています。竹地区では火祭りや棚田のライトアップ、棚田百選の棚田の保全、交流活動など行い、たくさんの人に足を運んでもらっています。竹地区の人は棚田を守ることで地域振興を頑張っています。</p> <p>ですが、交流館から上の八女香春線のほうは道幅が狭く、離合もできず、ガードレールもないところもあり非常に危険です。今後八女香春線整備計画について、お伺いします。</p>
議長	農林建設課長

農林建設課長	<p>この県道の八女香春線についてですね、整備しております県ですね、福岡県の朝倉県土整備事務所のほうに一応確認をさせていただいておるところでございます。</p> <p>この八女香春線の整備につきましては、今の棚田交流館から竹の浄水場の近く、共同の水汲み場がございますけれども、そちらの約720mの区間について、昨年度から測量ですとか、あと地質調査、あと道路の設計といったものを進めてきております。</p> <p>設計がですね、大筋まとまりまして、令和6年の2月の6日だったと思いますが、竹地区の代表の方だけだったんですけども、そのときに設計についてですね、ご説明を、県のほうからご説明させていただいて、同意と言いますか、ある程度の計画について同意をいただいたような状況でございます。</p> <p>今後につきましては、令和6年の5月、来年度の5月辺りにですね、この設計をまとめて、地元の説明会を開催して、皆様からの同意が得られれば、引き続き用地の協議等に入っていきたいといったことを聞いているところでございます。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>地元の方も八女香春線が完成するのを首を長くして待っていますので、県に要望活動なりよろしく願います。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>次の質問は、竹棚田駐車場について質問いたします。</p> <p>竹棚田駐車場の整備がまだ行われていないが、どうなっているのか進捗状況をお伺いします。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>竹棚田駐車場、里山カフェの駐車場の整備のことかと思っておりますけれども。</p> <p>現在ですね、測量設計、こちらのほうを昨年10月ぐらいですかね、発注いたしました、今、事業のほうを進めているところです。</p> <p>こちらのほうがですね、3月末までの予定ですので、今月に出来上がることとなります。</p> <p>事業費のほうは、今年度工事費のほうまで組んでおりましたけれども、設計が3月までずれ込みましたので、補正予算のほうで繰越しのほうの手続きを取らせていただいて、来年度早々にですね、整備のほう、こちらのほうを行いたいというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	<p>これから先イベント等、火祭りであったりライトアップであったりいろいろありますので、駐車場がないとまつりごとなかなか難しいところも出てきますので、少しでも早い整備のほうをよろしく願います。</p> <p>続いての質問にまいります。</p> <p>続いては、棚田親水公園について質問させていただきます。</p> <p>昨年棚田親水公園の河川プールに土砂が流入したままになっていて、景観的にも見た目も悪く、道路からよく見えるところなので村外から来た人は残念がっていますし、災害復旧が進んでないと思われても仕方ありません。</p> <p>親水公園プールには、夏には大勢の人が訪れますし、ほたるの時期にもまた大勢の人が訪れます。</p> <p>以前定例会で、大きな岩や土砂などが入らないように対策できるかどうか、県と協議すると言っていましたが、対策と整備について、県とどのような協議をしたか、来年度はどうするのかをお伺いします。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>現在ですね、河川プールに堆積している土砂につきましては、現時点の予定でございますが、来年度シーズン前にはですね、状況とかタイミングを見ながら撤去、こち</p>

	<p>らのほうをするところではございます。</p> <p>ただですね、県と現在具体的な協議等は、うちのほうとしてはできておりませんが、土砂流入の対策を始めまして、そもそも今後ですね、河川プールのあり方、こちらのほうも今の状況では考える必要があるかと考えております。県への要望や協議等を踏まえてですね、そこら辺もまた進めていければというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>河川に滞留している土砂を撤去することは、今までどおり災害の後でやってほしいんですけども、前定例会で言ったのは、29年災害以降毎年毎年大量の土砂が流入して、それを業者に外してもらって、そしてまた梅雨時期が来ると、また土砂が入ると。そういうことの繰り返しをずっとしているの、何らかの対策を打てないかということ、これを質問したときに、河川なので県と協議しなくては対策が考えられないと、そういう答えをいただいております。</p> <p>そもそも大雨とか、今の時代雨の量とかが変わってきてますので、そもそもあそこに河川プールが成立するのか、そういうところから一度考え直して、棚田親水プールのあり方を考えるべきなんじゃないかと思っておりますが、そのところの思いをお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほどふるさと推進課長のほうが申しましたプール自体については、シーズン前には撤去の方向で考えるということでございます。</p> <p>ただ、ふるさと村との協議、今管理をふるさと村がやっておりますが、協議の中でも、やっぱり梅雨の末期に、もう数年ですね、7月1日にオープンして7月の中旬に土砂が入ってそのまま、オープンしてもすぐ閉めるとか。</p> <p>今、雨の降り方ですね、災害以降ちょっとでも雨が降るとガラガラ石と土砂がですね、すぐ入って来る。現状、今プールを見てもですね、3段目のプールには、もう少しの雨でも今、水が川から入って来ているような状態です。</p> <p>ですので浚渫、土砂の撤去等はですね、この後農林建設課長のほうが現状についてご説明申し上げますが、根本的にこの河川プールをどうするのか、これは、やっぱり村としてもふるさと村のほうから、どうするのかをきっちり今後ですね、考えてほしいという申し入れ等もいただいているところでございます。</p> <p>元々の設置の経緯が、あそこは河川でございます。河川の中で楽しめるプールということで整備したところでありまして、別のところに造るとなると、やはりちょっと大幅なコンセプトチェンジが必要になります。当然費用等もかかりますので、今のところを最大限どう活用するかという視点で、今、県のほうとは協議を行っているところでございます。</p> <p>ただ、それができた後でも、また同じようなことが繰り返されるようであれば、やはりもう根本的に河川プールのあり方自体を考えていかなければいけない、そこは感じているところでございます。</p> <p>ちょっと詳しい県とのやり取りの状況については、担当課長のほうより説明をさせます。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>河川ですね、プールのところの、川の中の土砂掘削につきましてはですね、今、管理されておられます朝倉県土整備事務所に対しましてですね、平成29年の災害以降からも結構土砂が堆積しているということで、令和4年度もですね、河道内の掘削ですとか、河道とあとプールの横に魚道といって魚が上って行くような施設もあるんですけど、そちらも老朽化をして鉄筋等が出てですね、そこでもし遊ぶ方々もお</p>

	<p>られまるということで、危険なのでその辺の補修、もしあれば補修とか、そういったものもお願いを今させていただいていたところでもございました。</p> <p>実際は令和5年度のプールオープンまでにはそのような部分の対策をお願いをしていたところではあったんですけども、5年の7月豪雨を受けましてですね、またさらに土砂等、また流木の大きなものとかが堆積してしまっております。</p> <p>そこを令和5年8月の半ばですかね、にはですね、再度そういう状況になっているということ、写真等を持ち込みながら県土整備事務所のほうに、なんとかこの川の中の土砂、あとやっぱり魚道みたいなものが、そこが老朽化してますし、そこが結構土砂を捕捉するというようなこともございますので、そのような実情をご説明してきたところでもございます。</p> <p>さらに、6年の2月ですか、県土整備委員会というものも開催されてございまして、そちらの中でもですね、村長のほうから親水公園のところの整備については、要望を出させていただいたところではございました。</p> <p>実際、こここのところの対策について、再度県土整備事務所のほうにもお願いをさせていただいてですね、この令和5年の7月豪雨で堆積している土砂、今、管内、県土整備事務所様が管轄されている管内の中で、河川の堆積調査等を今実施しているというふうになっております。</p> <p>その中で調査をして、どこが優先的に掘削をしなきゃいけないかといったところを、今現在調査をして、整理をしているというふうになっております。</p> <p>この掘削が必要な箇所についてですね、優先度を付けて、次期の出水期が迫ってまいりますので、そこまでに対応していくということでもございますが、この棚田親水公園のところでもですね、実際川の断面積がちゃんと足りているのかどうかと、そのようなところを見ながらですね、災害の復旧という観点と、それから河川の維持といった観点からですね、実施をですね、今検討させていただいているという状況は伺っているところでもございます。以上になります。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>災害復旧のための土砂の掘削、河川の掘削等は、やっぱり災害復旧でやってもらわなくちゃいけないところではあるんですけども、それとは別に、今の河川プールに面したところに、どうにか材木であったり大きな石であったり、そういうのが流れ込まないように石を掘って並べる、動かないような。そういう対策であったり、ちょっとポールを立てるなど、直接プールの中に、砂が入る分は仕方ないとは思いますが、大きいものが、岩とか材木とかが入らないような、そういう対応はできないのかなと思うんですけども、その辺のところをよろしくお願ひします。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>議員おっしゃられるように、確かにですね、大きな石とかがプールの中に入って行かないようにですとか流木等が入らないようにというようなことは、確かにあるんですが。そのために例えば何かこう物を立てるとなりますとですね、逆に、そこに物を引っ掛けたりとかということもございまして。</p> <p>やはり川の中といいますのは、その断面積をもって水を流すというところでもございますので、今、私のほうから県さんのほうにお願いしておりますのは、やはりそういう堆積しているから、すぐにプールのほうに土砂が入ってきたり、石が転がってきたりというのがありますので、できるだけその川を、元あったような河床と言いますか、川底の深さまで下げていただくように掘削をお願いしたいといったところをですね、重ね重ねお願いをしているところであります。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	親水公園は村外から夏の時期、プールの時期もそうですし、ほたるの時期もかなり

	<p>の人が東峰村に足を運んで来てもらっている場所だと思えます。そして、一番東峰村らしい水のきれいさ、自然の豊かさなど、そういうところを村外にアピールできる大事な公園だと思っております。</p> <p>少しでも早く、そういう村外から来る人が来て良かったと思えるような河川プールづくりになるように、よろしく申し上げます。</p> <p>これで私の一般質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>11時40分まで休憩します。</p> <p>休憩後は予算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(11時26分)</p>

第2回 東峰村議会定例会会議録

令和6年3月13日
(第 6 日)

東 峰 村 議 会

令和6年第2回東峰村議会定例会議事日程

令和6年3月13日開議

開会宣言

議事日程報告

- 日程第 1 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）
- 日程第 2 議案第 4号 東峰村自家用有償旅客運送条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 東峰村テレワークテラス宝珠設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 8号 東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 9号 東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第10号 東峰村ほたる館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第11号 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第10号）
- 日程第10 議案第12号 令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第13号 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第14号 令和6年度東峰村一般会計歳入歳出予算

日程第 1 3 議案第 1 5 号 令和 6 年度東峰村簡易水道事業会計予算

日程第 1 4 議案第 1 6 号 令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算

日程第 1 5 議案第 1 7 号 令和 6 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算

日程第 1 6 議案第 1 8 号 東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 7 閉会中の各委員会継続調査申出について

開 議	
議 長	定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりです。 (10時45分)
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	日程第1 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定されました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第4号「東峰村自家用有償旅客運送条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 3番 佐々木孝議員
3 番	28ページ、第8条、「特別な事由があると認めたときは」というのがありますが、この特別な事由というのは、どういうことを想定しておられましょうか。
議 長	村長
村 長	条文においてはよく使われるフレーズでございますが、今、特に想定している分というのはございませんが、可能性としては、これまでの議論の中で出てきました、例えば地域商店ができたときに、そちらに使うときに地域商店等の利用の促進のために地域交通を使ったときに、例えばいくら以上買えば、帰りをいくらにしますとか、そういう減免とかですね、そういった形でのこういう事例の適用というのは、あるかなというふうに思っております。 ただ、現時点で具体的に想定している部分はありません。以上です。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	ちょっと数点お聞きしていきたいなと思うんですけども。 先ほどの使用料の減免にも関わるかもしれないんですけども、昨日の予算委員会の質疑の中でも、今後延伸していったら定期券みたいな話もあったかと思います。 月額使用料みたいな形するような形になったときに、少し割安な部分であったり、今でも定期的にいずみ館にこらっしゃる方々が、毎日この150円を握っていくのかという部分を考えると、もう定期的に、毎日行く方だったら、例えば、往復で3

	00円なんで、それを掛ける何ぼするよりは安いというふうな、そういうふうな措置というのは、今のところ考えられてないのかということと、この条文の中で、そういった部分まで上げなければならないものなのか、についてお尋ねします。
議長	村長
村長	<p>定期券、先日までのやり取りの中でございました。</p> <p>定期券は減免というわけではないと思いますので、たぶん条例のほうに謳わなければいけないのかな、というふうには思っているところでございます。</p> <p>定期については、西鉄等も定期券の発行をしております。その辺りのスキームをですね、参考にさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>村内の利用についても、やっぱり村外をするにあたっては、やっぱり村内の部分も当然検討しなければいけないというところで、現時点ではそういうふうにご考えております。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>この運用を行うにあたっては、村内の方の利用のあり方と村外の方の利用のあり方、村外に関しては観光、村内に関しては、やっぱり有効な免許を持たないとか交通手段のない方の交通手段という意味合いが、ちょっとパターンの2つのものを同時に1つの制度でしようとしているという部分が、少し難しさを感じているかと思えます。</p> <p>特に、定期的に利用する方にとっては、それが金銭的な負担にもなってくるというところで、ぜひ、そういった配慮等々をですね、今後検討をしていくべきではないかなと思いますので、それに対してまたご回答いただければと思います。</p> <p>もう1点は、例えば今、条例に上げなければならないという料金面のことに関しては、もし何か変更がある場合は、今、公共交通検討会議というか、がぁっていると思えます。そういった部分に毎回諮らなければならないものなのか、そういったところについてもお尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>村外者、村内者の利用につきましては、地域交通でもあり公共交通でもございますので、それで分けるというのはなかなか難しいかな、というふうな感覚は持っております。</p> <p>ただ、今65歳以上という区分けをしております。外出支援タクシーについても、65歳以上の免許を持っていない方ということですので、そういった方もこの利用料の中、半額の中に包括できるかなというふうには思っておるところでございます。</p> <p>それと、この料金体系、変更のとき、元々が地域公共交通会議については、定期的な開催を、大体年に1回はするようになっていくという立て付けでございますので、そういった中で、そういった協議になっていくとふうに思っております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>今後、今、西鉄バスからの廃止の申請というか、が出ているという中で、毎年1回という公共交通会議にはなっていますけれども、今年度に関しては、その協議で数回そういった会議が行われるということによろしいのでしょうか。</p> <p>何もなければ、1回は必ずある。そういうことによろしいのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	おっしゃるとおりで、最低年1回は開くということでご理解願いたいと思います。必要に応じては、開催は増えていきます。
議長	<p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第4号「東峰村自家用有償旅客運送条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 議案第5号「東峰村テレワークテラス宝珠設置条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 大蔵久徳議員</p>
7 番	<p>32ページをお願いします。</p> <p>第4条の利用の承認なんですが、個人、団体、企業が利用すると思うんですけども、いちいち全員が村長の許可を求めなくちゃ、テレワークテラスを利用する者は予め村長の承認を受けなければならないのか、その辺りをお聞きします。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>ここの書きぶりは村長の承認ということで書いております。</p> <p>基本的に申し込みをして、使用のほうをしてもらうというところの意味合いでございますので、基本的に使うときは、普通皆さん申し込み等をされると思いますので、それのところを表しているところでございます。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>もうちょっと確認ですが、いちいち村長室まで来て確認取るわけじゃなくて、テレワークテラスで行いたいということ、それだけで大丈夫ということですかね。</p> <p>なんかこれ紛らわしい条例じゃなからうかと思えますけれども、附則とかいらainんですかね。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>すみません、紛らわしかったかもしれません。</p> <p>大体往々にしてこういった承認の書きぶりというのは、こういった文言で書かれていることが多ございますので、この場合はそういったことというふうに、ご認識いただければというふうに思います。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>32ページの使用料の減免、こちらも使用料の減免についてお伺いしたいんですけども。</p> <p>先ほどの地域交通の場合は、村長が認めるものということだったんですけど、この第7条のところは、「規則で定めるところにより減額し」とあります。</p> <p>この規則はこれから作っていくものなのかもしれませんけれども、パターンのどの部分で減額であったり免除というのを、現状のところ考えられているのかについてお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この減免につきましては、別に定める部分ではございます。</p> <p>規則という形で明確に謳っているところでありますが、この料金について、施設の使用料ですので、これについては、村内、村外の使用料を直接条例に謳いこむものなのか、規則によって減免規定を設けるものなのかという部分で、規則において、その</p>

		<p>使用料にいてのですね、減免。通常体育施設とかも条例の中で謳っておりますが、これについては、規則のほうで設けるとい形で、村内、村外の利用について、ちょっと差を付けるあたりぐらいが想定されるかな、というふうに思っております。以上です。</p>
議 長		6番 高橋弘展議員
6 番		<p>ぜひ、今まで無料だったので村内の方も利用していただいていた部分もあるので、その規則のあり方というのは、ぜひいろいろご検討いただきたい。</p> <p>もし常任委員会等でもそういった部分をしっかりと村民の方々の意見等々を聞く中で、決めていっていただきたいなと思うところであります。</p> <p>大体指定管理施設という立て付けになっておりますけれども、指定管理施設の中においては、指定管理者がその辺の減免を定める規定もあつたりもします。</p> <p>あくまでも規則上は村がそこを定めて、指定管理者がそこを定める権利がないのか、どこまでの部分謳いこむところであるのでしょうか、お尋ねします。</p>
議 長		村長
村 長		<p>規則における減免というのは、あくまで直営の場合でございます。</p> <p>指定管理の場合は、使用料については上限という形になりますので、その範囲内で指定管理者が定める。</p> <p>ただ、その場合には村の承認を得るとい形に、確かなっていたと思いますので、その立て付けは変わらないということです。以上です。</p>
議 長		6番 高橋弘展議員
6 番		<p>昨日の予算委員会の折にも委託か指定管理かという話の議論をさせていただいたかと思ひます。今一度、この施設の設置の条例自体は、指定管理を念頭に置いた条例になっております。</p> <p>現状のところ、先ほど可決した予算に関しては、まだ、ごめんなさい、本会議通ってないですけども、委託になっております。今一度、この委託というのを当面、いつぐらいまで続けていくおつもりか、どういった状況になっていけば指定管理という方向になるのかについて、最後、村としての考えをお尋ねいたします。</p>
議 長		村長
村 長		<p>テレワークテラス宝珠の施設自体がですね、1つはテレビ局がある、事務がある、2階のスペースにテレワークテラス宝珠があるということで、ちょっと区分けが少し曖昧になる部分もございますので、基本的にはやっぱり、施設の管理については村がするべきものなのかなというふうに、今のところは思っているところでございます。</p> <p>今後全体の考え方の中でそういった議論、もしくはその切り分けと申しますか、そこをはっきりと区分させたうえで指定管理を導入するか、これについては、ちょっと数年後とか、そういうもくろみはまだございませんが、検討はさせていただきたいというふうに思ひます。以上です。</p>
議 長		3番 佐々木孝議員
3 番		<p>指定管理になった場合ですね、指定管理料を村から出しますね。</p> <p>それから、収益は指定管理者にやるというような形なんで、経営全体も指定管理者に任せるといふふうを受け取るんですけども、そうなつた場合、ふるさと村みたいにな、毎年きちつと収支決算報告等々されるんでしょうか。</p>
議 長		村長
村 長		<p>決算の状況等については、常にと申しますか、年度協定等をですね、指定管理施設結んでおりますので、協議を行います。</p> <p>ただ、ちょっと想定が、たぶんふるさと村は決算状況を9月の議会で報告をしております。あれは第3セクターの資本の関係で、しなければいけないという自治法上の</p>

	定めでやっておりますので、それとはちょっと違うということで認識いただきたいと思ひます。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	私のちょっとした勘違いもありましたけれども、やっぱりそういうふうにする以上は、きちっと報告をしていただきたいと思ひます。
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第5号「東峰村テレワークテラス宝珠設置条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第6号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第6号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第7号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。

	<p>採決します。</p> <p>議案第7号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第8号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第8号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第9号「東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第9号「東峰村岩屋キャンプ場・山村広場の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第10号「東峰村ほたる館の指定管理者の指定について」を、議題といたします。</p>

	説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第10号「東峰村ほたる館の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第11号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員
6 番	56ページをお願いいたします。 15款2項15目ふるさと基金繰入金についてです。 議運のときにも、この繰入金の中で、要はここで、基本的には一般財源化をする部分の内訳を出していただきたいなというところが出てこなかったもので、資料としては、また後でもいいので出していただきたいなと。 ちょっと質疑というか、村長のお考えをお聞かせいただきたいなと思うんですけども。 先ほどの予算の総括質疑の財政の部分にも関わるんですけども、やはりこのふるさと納税で入ってきた収入というのが、かなり今の村の財政を支えているような状況に感じます。 毎年、今、大体この数年に至っては4億ほどのふるさと納税が入ってきておりますが、基本的にはこの3月の議会で、一般財源に当たる村全体にという用途の部分に関しては、ここで組替え、歳入の組替えというかですね、行われていくところで、2億4,000万をどーんと一般財源にというか、普通の事業の歳入部分に組み替えているかと思います。 もし、このふるさと納税がなかったら、こんなに村はいろいろ事業ができるのかなという部分にも繋がるところかと思います。 質問としては、今、ふるさと納税に少し依存する部分があるのではないかという部分と、今一度やはり財政調整基金の残額のあり方ですね、このふるさと納税との関係性についてお尋ねいたします。
議 長	村長
村 長	ふるさと納税のご質問をいただきました。 ふるさと納税につきましては、全国の皆様からの貴重なご厚意という形で入っております。 今回、基金の積立、歳出のほうで積立を行っております。5つの目的の中から、子

	<p>育て・教育の分野にあたって子育て基金のほうに積立、今回の部分、通常のふるさと基金への積立、その残余の額を積み立てる。予算規模ですので、4億に対しての部分でございます。</p> <p>今年度については、やはり今年に入って非常に返礼品とか割合とかが厳しくなった状況もございまして、今のところ3億3,000万ちょっとぐらいで出ているところでございます。</p> <p>ふるさと基金の考え方でございます。通常歳出の中で、当初予算の中では、返礼品は当然組まれております。</p> <p>ただ、歳入が組まれて返礼品が組まれて、最終的に3月の補正で全額一旦、条例上です、全額一旦基金に積み立てて、必要な部分を繰り入れるという形になっております。</p> <p>ですので、実質の話をする、ほぼほぼこの金額って返礼品と経費の金額ではあるんですけど、一切そういう説明はできませんので、この一般財源化の中で、ふるさと基金については、それぞれの分野において、こういうふうに使われています。これはホームページで公表をするというスキームでございます。</p> <p>その中でも、経常財源に充てるべきものではないというふうな、基本的な考えは持っております。</p> <p>将来的にやっぱり特徴的な部分での取り組み等についてですね、「こういう形で使ってます。」というPRをすることが、必要があるというふうに思っております。</p> <p>それと財政調整基金との兼ね合い、考え方でございます。</p> <p>特にふるさと納税についても、今、県議会のほうでも、標準税額に対するふるさと納税の割合もちょっと議題になって、東峰村は上位に、当然ですけどね、税収少ないので。</p> <p>それがどうという話ではなかったんですけど、その現状で質問があったというふうにも聞いておりますが、これは、ふるさと納税の金額は、もう自治体の努力の結果でございますので、税より高いからどうのこうのという、それはもう言われる筋合いではございません。</p> <p>ただ、あまりに過当競争になっている部分については是正ですね、そういった部分については、これは国が判断するものではございますけど、自治体としては今の制度の中で、いかに皆さんからこういったご厚意をいただくかということをやっております。</p> <p>財政調整基金につきましては、今、昨年度の残額9億9,700万ということで、当初、29年のときはですね、16億ほどあった。それにおいては、総務省のほうから、「財政調整基金の適正なあり方について」という指針が出された中で、ほんとその適正な指針どおりにやると、ほんとと村というのは、3割ぐらいでしたので4億5,000万、5億弱が適正ですよという数字なんですよね。</p> <p>ただ、その数字だと、もう災害1回起きたら、もう全く村って予算も何も組めなくなりますので、村としては、やはり10億というラインをですね、基準として、そのラインをどう年度の会計のやり繰りの中でやっていくか。少し余裕と言いますか、ができれば、やはり施設改修、必要な基金でございます。特定目的基金のほうに積み立てる。そういった形で財政調整基金のほうは、村が想定している9億から10億の間ぐらいですね、推移をするような形で取り組んでいかなければいけないというのは、考えているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	先ほどふるさと納税を一般財源化という話なんですけれども、4項目そのふるさと納税の使途がある中で、大体その項目1から3の部分に関しては、大体それに応じた

	<p>ところなんですけど、村政一般に関しては、注目というか、事業が大きいところと言うと、大体どういった事業、すべてを答えていただく必要はないんですけども、この場で、どういった事業の予算に充てられているのか、お答えできる範囲でお答えいただけますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>財政部局のほう消費税の部分、この部分、社会福祉の部分、表は作っているところでございます。</p> <p>自分としては、やはり先駆的な部分、特に言えば、デジタルに関する部分も今、非常に多額のお金がかかっています。交付税という話もございましたが、そういった部分。また、日田彦沿線振興基金事業の村負担分ですね、そういった部分についての活用、また、収益事業と申しますか、村として執り行っていく、今年度は具体的にはございませんが、テレワークテラスとかですね、そういった部分についても、こういった事業を行ってますという形で、来年度以降はですね、できるのではないかと。</p> <p>ちょっと今年度については、今のところまだはっきりとした数字を固めてというか、財政のほうからいただいておりますので、そういったざっくりとした説明になりますけど、申し訳ございませんが、そういったところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第11号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第10号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第10	
議 長	<p>日程第10 議案第12号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第12号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>

日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第13号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第5号）」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第13号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第5号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第12～ 日程第15	
議長	<p>日程第12 議案第14号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出予算」</p> <p>日程第13 議案第15号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計予算」</p> <p>日程第14 議案第16号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」</p> <p>日程第15 議案第17号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」</p> <p>は、予算審査特別委員会に付託をいたしました。</p> <p>予算審査特別委員会、委員会報告書をお手元に配布しております。</p> <p>それでは、予算審査特別委員会の委員長の報告をお願いします。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9番	<p>予算審査特別委員会委員長報告をいたします。</p> <p>令和6年第2回東峰村議会定例会、3月8日本会議において、予算審査特別委員会に付託を受けました案件について、会議規則第76条の規定により、審査結果を報告いたします。</p> <p>付託を受けた案件は、</p> <p>議案第14号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出予算」</p> <p>議案第15号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計予算」</p> <p>議案第16号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」</p> <p>議案第17号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」</p> <p>以上の4件でありました。</p> <p>審査期日は、令和6年3月11・12・13日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。</p> <p>審査の結果は、原案どおり可決するものと決定しました。</p> <p>予算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも併せて報告します。</p> <p>以上、付託を受けました案件について、予算審査特別委員会委員長の報告を終わり</p>

	ます。
議 長	<p>ただ今、予算審査特別委員会委員長報告がなされました。</p> <p>議案第14号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出予算」</p> <p>議案第15号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計予算」</p> <p>議案第16号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」</p> <p>議案第17号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」</p> <p>を、一括して採決を行います。</p> <p>委員会報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、委員会報告書のとおり可決されました。</p>
日程第16	
議 長	<p>日程第16 議案第18号「東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第18号「東峰村立診療所条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第17	
議 長	<p>日程第17 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から閉会中の継続調査申出がなされております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出があります。これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして一言お礼を申し上げます。</p>

	<p>3月8日から本日まで令和6年第2回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、議案どおり可決いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました付帯意見や貴重なご意見、ご提言につきましては、丁寧に対応をさせていただき、今後の行政運営に生かしていく所存でございます。</p> <p>さて、先週の土曜日、9日に東峰学園中学部の卒業式が行われました。15名の卒業性が東峰学園から旅立ち、今年から従前のように議員皆様のご臨席をいただき、子どもたちの旅立ちを見送ることができました。ありがとうございます。</p> <p>また、17日、日曜日には、5年ぶりに東峰村文化協会発表会、文化祭が午前9時から開催されます。会員の減少、高齢化により文化協会の活動も困難になっている中ではありますが、開催されることを楽しみに、大変喜ばしく思っているところでございます。</p> <p>午後は、日田彦山線の振興事業のエア―事業としてのミニコンサートが、同じいずみ館で開催されます。併せて皆様に参加いただきたいというふうに思っているところであります。</p> <p>4月には岩屋祭り、6月にはほたる祭りも開催に向けて準備されているようでございます。地域の祭りやイベントがコロナの影響で開催できない中、だんだんとイベントの存続が危ぶまれておりますが、開催いただけることに感謝と敬意を表したいと思っております。</p> <p>だんだんと暖かくなってきておりますが、気温の変化も激しい時期ですので、議員各位におかれましても健康管理に十分注意をいただき、ご活躍いただきますよう心より祈念を申し上げ、私の閉会のあいさつといたします。誠にありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、令和6年第2回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (11時27分)</p>
	<p>会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>